

園芸施設共済事務取扱要領

〔平成30年 5月2日〕
〔30経営第 367号〕
農林水産省経営局長通知
知 事 宛

改正 平成30年9月28日 30経営第1412号
改正 平成30年12月27日 30経営第2201号
改正 平成31年3月19日 30経営第2999号
改正 令和元年5月24日 元経営第 194号
改正 令和元年5月31日 元経営第 202号
改正 令和元年11月12日 元経営第1609号
改正 令和2年4月1日 元経営第3122号
改正 令和2年6月5日 2経営第 663号
改正 令和2年12月25日 2経営第2427号
改正 令和3年3月24日 2経営第3131号
改正 令和5年3月27日 4経営第3123号
改正 令和5年11月14日 5経営第1703号
改正 令和6年7月8日 6経営第 904号
改正 令和7年5月9日 7経営第 395号
改正 令和7年6月24日 7経営第 882号

【略語とその定義一覧】

略 語	定 義
法	農業保険法（昭和22年法律第185号）
施行令	農業保険法施行令（平成29年政令第263号）
規則	農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）
共済価額設定準則	園芸施設共済共済価額設定準則（平成30年3月28日付け農林水産省告示第655号）
損害認定準則	園芸施設共済損害認定準則（平成30年3月28日付け農林水産省告示第658号）
評価要領	園芸施設共済評価要領（平成30年5月2日付け30経営第367号）
事業規程等	事業規程及び共済事業の実施に関する条例
組合等	農業共済組合、共済事業を行う市町村又は全国連合会
全国連合会	全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会
特定組合	法第73条第4項に規定する特定組合
特定組合等	特定組合又は全国連合会
都道府県連合会	都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会

加入申込者	法第157条第1項の規定により共済関係の成立の申込みをした者
組合員等	農業共済組合若しくは全国連合会の組合員又は共済事業を行う市町村との間に共済関係の存する者
特定園芸施設等	特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物
雨よけ施設等	雨よけ施設及び多目的ネットハウス以外のネットハウス
多目的ネット	防風、防ひょう、防虫及び防鳥を目的とするネット
管理施設	他人の所有する特定園芸施設を管理する者が管理する当該特定園芸施設
事故除外方式	病虫害を共済事故としない共済関係
付保割合	共済価額に対する共済金額（付保割合追加特約により加えた金額を除く。）の割合
付保割合追加特約	組合員等が共済金額として申し出た金額が共済価額の100分の80に相当する金額である場合に、当該金額に、当該共済価額（施設内農作物に係るものを除く。）の100分の10又は100分の20に相当する金額のうち組合員等が申し出た金額を加えて得た金額を共済金額とする特約
付保割合追加特約の選択割合	付保割合追加特約において、組合員等が100分の10又は100分の20の中から選択した割合
撤去費用	共済事故の発生に伴い、特定園芸施設を撤去するのに要する費用であって、当該特定園芸施設（被覆材を除く。）の解体並びに当該特定園芸施設に係る廃材（被覆材を除き、破損したガラスが混入した当該特定園芸施設内の土を含む。）の搬出及び処分に要する費用
復旧費用	共済事故の発生に伴い、特定園芸施設（被覆材を除く。）又は附帯施設を復旧するのに要する費用
撤去費用加算方式	撤去費用を補償の対象とする共済関係
復旧費用加算方式	復旧費用を補償の対象とする共済関係
小損害不填補1万円特約	組合員等が特定園芸施設等ごとに、損害額が3万円（共済価額の20分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、当該相当する金額）を超える場合に、その都度共済金を支払う選択をした場合に、小損害不填補の基準金額を1万円とする特約

共済掛金区分	①施設内農作物を共済目的とする旨の申出の有無の別 ②撤去費用加算方式の申出の有無の別 ③復旧費用加算方式の申出の有無の別 ④特定園芸施設の被覆期間の別 ⑤規則第157条の表に定める施設区分 ⑥小損害不填補の基準とする金額の別 ⑦小損害不填補1万円特約の有無の別 ⑧特定園芸施設の骨格の主要部分の強度の別 ⑨園芸施設共済に付することの集団による申込みの有無の別
共済掛金区分等	①共済掛金区分 ②事故除外方式の申出の有無の別
基準共済掛金率	組合等が法第160条第2項に基づき、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに定める率
共済掛金国庫負担額	共済掛金のうち国の負担に係る金額
共済掛金組合員等負担額	共済掛金のうち組合員等の負担に係る金額
一斉加入受付	以下の要件に合致するもの ①特定園芸施設を所有し、又は管理する者で農業を営むものが構成員となっている団体において、当該構成員が当該特定園芸施設について園芸施設共済又は保険に加入する旨の取決めを行うこと並びに園芸施設共済の一斉加入受付の実施及び特定園芸施設の補強・保守管理に取り組むことについて、組合等と協定を締結（以下「災害に強い施設園芸づくりに関する協定」という。）していること ②当該協定を締結している団体が、当該構成員を対象に1日又は数日間で開催する園芸施設共済の加入申込みの受付会において、当該構成員から加入申込みの受付を行うこと
集団加入	園芸施設共済に付することの集団による申込み（次に掲げる要件に該当するものをいう。） ①災害に強い施設園芸づくりに関する協定を締結していること ②当該協定を締結している団体が園芸施設共済の一斉加入受付を実施し、当該構成員の園芸施設共済の加入割合が当該一斉加入受付前より増加するとともに、当該加入割合が8割を超えること ③当該一斉加入受付により園芸施設共済に付することの申込みを行うこと
園芸施設共済システム	園芸施設共済事業に係る事務処理を行う事務機械化システム
画像	静止画及び動画

現地確認	損害認定準則第1第1項の規定により行う確認
画像確認	損害認定準則第1第2項の規定により行う確認
合同損害評価	都道府県連合会が、組合等と合同して行う現地確認又は画像確認及び調査
基準保険金額	保険金額の100分の30に相当する額
基準共済金額	共済金額の100分の30に相当する額
危険段階別通常標準被害率	農林水産大臣が共済掛金区分等ごとに定める通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率
通常責任保険金額	共済掛金区分等ごと及び危険段階ごとの経過総保険金額に危険段階別通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額
通常責任共済金額	共済掛金区分等ごと及び危険段階ごとの経過総共済金額に危険段階別園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額
補強園芸施設	プラスチックハウスⅡ類に区分される特定園芸施設のうち骨格の主要部分が31.8mm以上の径のパイプにより造られている施設又は恒常的な補強により当該施設と同等の強度を有している施設として別表1に定める施設

目次

第1章 通 則	7
第1節 目 的	7
第2節 共済目的	7
第3節 共済事故	11
第4節 加入資格者	12
第5節 共済関係等の成立	13
第6節 共済責任期間	15
第7節 共済金額	17
第8節 共済掛金等	18
第9節 共済掛金等の払込み	25
第10節 共済掛金等に関する権利の消滅時効	28
第11節 共済掛金等の相殺の制限	28
第12節 共済関係の存続	29
第13節 共済目的の譲受けによる権利義務の承継	29
第14節 損害防止	30
第15節 異動通知	31
第16節 危険の減少	31
第17節 共済金	32
第18節 共済金支払の免責	34
第19節 共済金の仮渡し	36
第20節 第三者に対する権利の取得	36
第21節 共済関係の解除	37
第22節 共済関係及び保険関係の失効等	39
第23節 管理施設の取扱い	40
第24節 責任準備金	41
第25節 損害評価会	42
第26節 損害評価員	43
第27節 業務の委託	43
第2章 引受け	44
第1節 組合等の引受け	44
第2節 都道府県連合会の引受け	47
第3章 損害評価	48
第1節 組合等への損害通知	48
第2節 都道府県連合会への損害通知	49
第3節 組合等の行う損害評価及び損害額の認定	50
第4節 都道府県連合会の行う損害評価	53
第4章 共済金の支払	54
第1節 特定組合等以外の組合等	54
第2節 特定組合等	54

第5章 保険金及び再保険金の請求及び支払	55
第1節 特定組合等以外の組合等の保険金請求	55
第2節 都道府県連合会の行う保険金の支払及び再保険金の請求	56
第3節 特定組合等の行う保険金請求	57
第6章 都道府県への報告	59
第7章 市町村移譲	60
第1節 未経過共済掛金及び未経過保険料の払戻し方法	60
第2節 移譲を受けた市町村の引受事務	62
第8章 農業経営収入保険と園芸施設共済との間の移行等	63
第1節 園芸施設共済から農業経営収入保険への移行	63
第2節 農業経営収入保険から園芸施設共済への移行	64
第3節 園芸施設共済の制度改正に伴う新制度への移行	65
第9章 共済責任期間中における特定園芸施設の増改築等に伴う異動 の取り扱いについて	66
第10章 報告手続	67

書類様式目録

別表 1

別表 2

第 1 章 通 則

第 1 節 目 的

この要領は、法、施行令、規則、共済価額設定準則、損害認定準則等に準拠して定めたものであり、園芸施設共済事業を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

第 2 節 共済目的

1 共済目的の範囲

園芸施設共済の共済目的は特定園芸施設である。ただし、事業規程等にその旨を定めたときは、加入申込者の申出により附帯施設及び施設内農作物についても特定園芸施設に併せて共済目的とすることができる。

2 特定園芸施設

- (1) 特定園芸施設とは、施設園芸用施設のうち次に掲げる施設（それらに附属する設備（天窓、側窓、出入口の扉等）を含む。）をいう。なお、地面（コンクリート張り等のものを含む。）は含まないものとする。

ア 温室その他のその内部で農作物を栽培するためのガラス室及びその全体を被覆するプラスチックハウス

イ 気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための次の施設

(ア) 雨よけ施設

プラスチックハウスのうち主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されているもの

(イ) ネットハウス

プラスチックハウスのうち、その全体又は主として屋根面のみが寒冷紗、ネット等の通気性を有する被覆材により被覆されているもの

(ウ) 多目的ネットハウス

プラスチックハウスのうち、骨格の主要部分（隅柱、周囲柱及び中つり柱）が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼線により接続されており、その全体が多目的ネット等の通気性を有する被覆材により被覆されているもの（施設内で平棚栽培をするための支持枠（骨格の主要部分と接続されている場合に限る。）を含む。）

- (2) (1)にかかわらず、次に掲げる施設園芸用施設については特定園芸施設から除くこととする。

ア 被覆物を移動し又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設（フレーム（育苗温床）、トンネル等）

イ 設置面積1アール当たりの再建築価額が3万円未満の施設園芸用施設

ウ 気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設園芸用施設のうち雨よけ施設等及び多目的ネットハウス以外の施設（果樹園に支持枠を設けこれに一時的にプラスチックフィルム等を張って被覆栽培するもの（棚上被覆）、傘状のもの（アンブレラ）等）

（3）特定園芸施設の施設区分は、次の表のとおりとする。

コード番号	特定園芸施設の区分	区 分 の 標 準
10	ガラス室Ⅰ類 (木 造)	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設
20	ガラス室Ⅱ類 (鉄 骨)	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設
30	プラスチックハウスⅠ類 (木 竹)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が木又は竹により造られている施設
40	プラスチックハウスⅡ類 (パイプ)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設
50	プラスチックハウスⅢ類 (鉄骨下)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類甲（鉄骨中・軟）及びプラスチックハウスⅣ類乙（鉄骨中・硬）以外のもの
61	プラスチックハウスⅣ類甲 (鉄骨中・軟)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 1.31cm^3 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類乙（鉄骨中・硬）及びプラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）以外のもの
62	プラスチックハウスⅣ類乙 (鉄骨中・硬)	主としてプラスチックフィルム（耐風速 50m/s （ただし、過去の最大瞬間風速が 50m/s 未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重 $50\text{kg}/\text{m}^2$ 以上の強度を有する施設以外の施設にあっては、硬質フィルムに限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 1.31cm^3 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）以外のもの

70	プラスチックハウス V類 (鉄骨上)	次のいずれかに該当する施設 (1) 屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている施設 (2) 屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム（ビス止めされた硬質フィルムに限る。）により造られている施設のうち、耐風速50m/s（ただし、過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重50kg/m ² 以上の強度を有するもの
80	プラスチックハウス VI類 (雨よけ等)	次のいずれかに該当する施設 (1) 主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されている施設 (2) その全体又は主として屋根面のみが通気性を有する被覆材（寒冷紗、ネット等）により被覆されている施設のうちプラスチックハウスVII類以外のもの
90	プラスチックハウス VII類 (多目的ネットハウス)	その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分（隅柱、周囲柱及び中つり柱）が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られており、鋼線により接続されている施設

3 附帯施設

附帯施設とは、次に掲げる施設園芸用施設であって、特定園芸施設とともに施設内農作物の栽培の用に供されるものをいう。ただし、事業規程等で次に掲げる施設の一部を附帯施設として定めたときは、当該定めた施設に限るものとする。

なお、事業規程等で、次に掲げる施設について具体的名称を使用して定めることができるものとする。

- ア 温湿度調節施設（暖房施設、冷房施設、カーテン装置等）
- イ かん水施設
- ウ 排水施設
- エ 換気施設
- オ 炭酸ガス発生施設
- カ 照明施設
- キ しゃ光施設
- ク 自動制御施設
- ケ 発電施設
- コ 病虫害等防除施設（土壌消毒施設を含む。）
- サ 肥料調整散布施設

シ 養液栽培施設

ス 運搬施設（特定園芸施設に固定された運搬施設に限る。）

セ 栽培棚

ソ 支持物（施設内で平棚栽培をするための支持枠（骨格の主要部分と接続されている場合に限る。）を除く。）

4 施設内農作物

施設内農作物とは、特定園芸施設を用いて栽培される農作物をいう。ただし、法第98条の規定により農作物共済、果樹共済又は畑作物共済の共済目的とされた農作物及び育苗中の農作物は除く。

第3節 共済事故

1 共済事故

園芸施設共済の共済事故は次のとおりである。

- ア 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- イ 火災
- ウ 破裂及び爆発
- エ 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- オ 車両及びその積載物の衝突及び接触
- カ 病虫害
- キ 鳥獣害

2 事故除外

（１）加入申込者の申出により、病虫害を共済事故としないことができる。

（２）（１）による事故除外方式の申出は、次のいずれかの要件を満たす加入申込者に限りすることができる。

- ア 加入申込者が所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が５アールを下回らない範囲内において事業規程等で定める面積以上であり、かつ、当該申出に係る共済責任期間の開始前３年間にわたり引き続き特定園芸施設を用いて施設園芸の業務を営んだ経験を有すること。
- イ 病虫害による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を適正に行う見込みがあること。

第4節 加入資格者

- (1) 園芸施設共済の加入資格者は、農業共済組合の組合員又は共済事業を行う市町村の共済資格者である。
- (2) 園芸施設共済に関する組合員資格で農業共済組合の組合員となることができる者は、当該農業共済組合の区域内に住所を有し、かつ、特定園芸施設を所有し又は管理する農業者であって、その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積（ガラス室の設置面積にあつては、その設置面積に2を乗じて得た面積。以下同じ。）の合計が5アールを超えない範囲内で当該農業共済組合が定款で定める面積以上であるものである。
- (3) 園芸施設共済に関する共済資格者で共済事業を行う市町村の共済資格者となることができる者は、共済事業を行う当該市町村の共済事業実施区域内に住所を有し、かつ、特定園芸施設を所有し又は管理する農業者であって、その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が5アールを超えない範囲内で当該市町村が条例で定める面積以上であるものである。

第5節 共済関係等の成立

1 共済関係の成立

(1) 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設1棟ごとに、加入資格者が、その者が所有し又は管理する特定園芸施設を組合等の園芸施設共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによって成立する。この場合において、連棟式の特定園芸施設については、全体を1棟として扱うものとする。ただし、当該連棟式の特定園芸施設が施設区分の異なる施設によって構成されている場合には、当該区分が同一の連棟ごとに1棟として扱うものとする。

(2) 加入申込者が特定園芸施設の所有者であるときは、組合等は、その者が所有する特定園芸施設であって施設内農作物の栽培の用に供しているもの又は施設内農作物の栽培の用に供しようとするもの（次に掲げる事由に該当するものを除く。）の全てについて申込みをしている場合でなければ、加入の申込みを承諾してはならない。

この場合の所有する特定園芸施設とは、加入の申込みの際現に所有している特定園芸施設及び当初成立した共済関係に係る共済責任期間のうち最も長い共済責任期間中に所有することとなる特定園芸施設をいうものとする。

ア 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。

イ 損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。

ウ 通常の管理が行われず又は行われないおそれがあること。

エ 第17節1（1）により組合員等が申し出た小損害不填補の基準金額が10万円又は20万円である場合において、当該特定園芸施設に係る共済関係の共済価額が当該金額以下であること。

オ 当該特定園芸施設が他の損害保険等に付されており、かつ、組合員等が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

カ 既に園芸施設共済に付されていること。

キ 当該特定園芸施設の経過年数が次の表の左欄に掲げる特定園芸施設の区分に応じ同表の右欄に掲げる年数を超えており、かつ、組合員等が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

特定園芸施設の区分	年数
ガラス室Ⅰ類	13年
プラスチックハウスⅠ類	
プラスチックハウスⅥ類のうち、骨格の主要部分が上に掲げる区分に類するもの	
ガラス室Ⅱ類	35年
プラスチックハウスⅢ類	
プラスチックハウスⅣ類甲	
プラスチックハウスⅣ類乙	
プラスチックハウスⅤ類	

プラスチックハウスⅥ類のうち、骨格の主要部分が上に掲げる区分に類するもの	25年
プラスチックハウスⅦ類	
プラスチックハウスⅡ類	
プラスチックハウスⅥ類のうち、骨格の主要部分が上に掲げる区分に類するもの	

- (3) 加入の申込みに係る特定園芸施設が、管理施設である場合であって、当該特定園芸施設が(2)のアからキまでの事由に該当する場合又は当該加入申込者が当該管理施設について原状回復義務を負っていない場合は、当該加入の申込みを承諾してはならない。
- (4) 特定園芸施設又は附帯施設が生計を異にする2人以上の加入資格者により所有し又は管理されている場合において、当該加入資格者のうちの一部の者が園芸施設共済に加入せず又は当該附帯施設を共済目的としないときは、当該特定園芸施設又は当該附帯施設については、加入の申込みを承諾してはならない。

2 自動継続特約

組合等は、園芸施設共済の加入申込みの承諾の際、加入申込者からの申出により、当該園芸施設共済の共済責任期間が終了するまでに当該加入申込者から次回の園芸施設共済の加入申込みをしない旨の意思表示がないときにおいて、当該組合員等に係る園芸施設共済の加入申込みがあったとする旨の特約をすることができる。

3 保険関係の成立

都道府県連合会の会員たる組合等とその組合員等との間に園芸施設共済の共済関係が存する時は、都道府県連合会と会員たる組合等との間に当該共済関係につき園芸施設共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

第6節 共済責任期間

1 共済責任期間の開始日

- (1) 園芸施設共済の共済責任期間は、組合等が加入申込者から共済掛金の払込み（事業規程等に定めるところにより共済掛金の分割支払がされる場合にあっては、その第1回目の払込み）を受けた日の翌日から開始する。ただし、次に掲げる場合にあっては、次に定める日から開始するものとする。

ア 事業規程等で定めるところにより、共済責任期間の始期を統一する場合

事業規程等で定める日（現に園芸施設共済の共済関係に付されている特定園芸施設以外の特定園芸施設を新たに所有し又は管理した場合その他特別な事由がある場合における当該共済関係に係る共済責任期間の開始日は、組合等が当該組合員等から組合員等負担共済掛金の払込みを受けた日の翌日）

イ 現に存する共済関係の共済目的である特定園芸施設について継続して加入する場合で、当該現に存する共済関係に係る共済責任期間の終了の日の1月前から当該終了の日の前日までの間に共済掛金の払込みを受けたとき

当該共済責任期間の終了の日の翌日

ウ 雨よけ施設等としての共済責任期間と雨よけ施設等以外の特定園芸施設としての共済責任期間が連続する特定園芸施設に係る園芸施設共済において、先に開始するいずれかの特定園芸施設としての共済責任期間の終了の日の10日前から終了の日の前日までの間に共済掛金の払込みを受けた場合

当該共済責任期間の終了の日の翌日

エ 第9節1（3）の規定により組合員等負担共済掛金の払込期限を延長した場合

アからウまでの規定にかかわらず、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合に応じ、それぞれに定める日

（ア）事業規程等で定めるところにより、共済責任期間の始期を統一する場合

事業規程等で定める日のうち次に掲げる日の後最初に到来する日（現に園芸施設共済の共済関係に付されている特定園芸施設以外の特定園芸施設を新たに所有し又は管理した場合その他特別な事由がある場合における当該共済関係に係る共済責任期間の開始日は、次に掲げる日）

a 当該災害の発生日までに当該共済関係が成立した場合にあっては、当該災害の発生日

b 当該災害の発生日の翌日以後に当該共済関係が成立した場合にあっては、当該共済関係が成立した日

（イ）（ア）以外の場合

a 当該災害の発生日までに当該共済関係が成立した場合にあっては、当該災害の発生日

b 当該災害の発生日の翌日以後に当該共済関係が成立した場合にあっては、当該共済関係が成立した日

(2) 第9節1(4)により改めて加入の申込みがあったとみなして取り扱う場合には、加入の申込みの承諾をした日に共済掛金の払込みがあったものとみなして取り扱うものとする。

2 共済責任期間

園芸施設共済の共済責任期間は、1年間とする。ただし、次に掲げる場合には、事業規程等の定めるところにより、共済責任期間を1月以上1年未満とすることができる。

ア 事業規程等で定めるところにより共済責任期間の始期又は終期を統一する場合

イ 当該特定園芸施設の設置期間が周年でない場合

ウ 第15節イに掲げる異動（共済目的の増築、改築又は構造若しくは材質の変更に限る。）又は同節カに掲げる異動（施設内農作物の種類の変更に限る。）が生じたことにより、現に存する共済関係の共済目的について共済関係の申込みがあった場合

第7節 共済金額

1 共済金額の選択方法

- (1) 園芸施設共済の共済金額は、特定園芸施設等ごとに、共済価額の100分の40を下回らず、共済価額の100分の80を超えない範囲内において組合員等が申し出た金額とする。
- (2) 組合員等が付保割合追加特約を付加したときは、共済価額の100分の80に相当する金額に、当該共済価額（施設内農作物に係るものを除く。）に付保割合追加特約の選択割合を乗じて得た金額を加えた金額を共済金額とする。
- (3) 園芸施設共済の共済金額は、共済事故によって生じた損害について共済金が支払われた場合でも、同一共済責任期間中は減額しないものとする。

2 共済価額の算定方法

- (1) 園芸施設共済の共済価額は、特定園芸施設等ごとに、評価要領第3に基づき算定される次に掲げる金額の合計とする。
 - ア 共済責任期間開始の時ににおける特定園芸施設の価額
 - イ 共済責任期間開始の時ににおける附帯施設の価額
 - ウ 施設内農作物の価額
 - エ 撤去費用基準額
 - オ 復旧費用基準額
- (2) 共済責任期間中の増改築等により特定園芸施設等の価額に増減が生じた場合でも、原則として、共済責任期間中は共済価額の変更をしないものとする。

第8節 共済掛金等

1 共済掛金の算定方法

園芸施設共済の共済掛金は、次の式により算出される金額とする。

$$\text{共済掛金} = (a + b + c + d + e + f) \times \text{短期係数}$$

$$a \quad \text{特定園芸施設・附帯施設共済掛金相当額} = (a) + (b)$$

(a) 特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額×被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済掛金算定基礎率（小損害不填補1万円特約の共済掛金算定基礎率を除く。）×被覆期間割合

(b) 特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額×未被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済掛金算定基礎率（小損害不填補1万円特約の共済掛金算定基礎率を除く。）×未被覆期間割合

特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額

$$= (\text{前節の2(1)アの特定園芸施設の価額} + \text{前節の2(1)イの附帯施設の価額}) \times \text{付保割合}$$

$$b \quad \text{施設内農作物共済金額相当額} \times \text{施設内農作物に係る共済掛金算定基礎率（小損害不填補1万円特約の共済掛金算定基礎率を除く。）} \times \text{被覆期間割合}$$

施設内農作物共済金額相当額

$$= \text{前節の2(1)ウの施設内農作物の価額} \times \text{付保割合}$$

$$c \quad \text{撤去費用共済掛金相当額} = (a) + (b)$$

(a) 撤去費用共済金額相当額×被覆期間の撤去費用に係る共済掛金算定基礎率（小損害不填補1万円特約の共済掛金算定基礎率を除く。）×被覆期間割合

(b) 撤去費用共済金額相当額×未被覆期間の撤去費用に係る共済掛金算定基礎率（小損害不填補1万円特約の共済掛金算定基礎率を除く。）×未被覆期間割合

撤去費用共済金額相当額

$$= \text{前節の2(1)エの撤去費用基準額} \times \text{付保割合}$$

$$d \quad \text{復旧費用共済掛金相当額} = (a) + (b)$$

(a) 復旧費用共済金額相当額×被覆期間の復旧費用に係る共済掛金算定基礎率（小損害不填補1万円特約の共済掛金算定基礎率を除く。）×被覆期間割合

- 害不填補 1 万円特約の共済掛金算定基礎率を除く。) × 被覆期間割合
- (b) 復旧費用共済金額相当額 × 未被覆期間の復旧費用に係る共済掛金算定基礎率 (小損害不填補 1 万円特約の共済掛金算定基礎率を除く。) × 未被覆期間割合

復旧費用共済金額相当額

＝前節の 2 (1) オの復旧費用基準額 × 付保割合

e 付保割合追加特約の共済掛金相当額 = (a) + (b) + (c)

(a) 付保割合追加特約の特定園芸施設・附帯施設共済掛金相当額 = ア + イ

ア 付保割合追加特約の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額 × 被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済掛金算定基礎率 (小損害不填補 1 万円特約の共済掛金算定基礎率を除く。) × 被覆期間割合

イ 付保割合追加特約の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額 × 未被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済掛金算定基礎率 (小損害不填補 1 万円特約の共済掛金算定基礎率を除く。) × 未被覆期間割合

付保割合追加特約の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額

＝(前節の 2 (1) アの特定園芸施設の価額 + 前節の 2 (1) イの附帯施設の価額) × 付保割合追加特約の選択割合

(b) 付保割合追加特約の撤去費用共済掛金相当額 = ア + イ

ア 付保割合追加特約の撤去費用共済金額相当額 × 被覆期間の撤去費用に係る共済掛金算定基礎率 (小損害不填補 1 万円特約の共済掛金算定基礎率を除く。) × 被覆期間割合

イ 付保割合追加特約の撤去費用共済金額相当額 × 未被覆期間の撤去費用に係る共済掛金算定基礎率 (小損害不填補 1 万円特約の共済掛金算定基礎率を除く。) × 未被覆期間割合

付保割合追加特約の撤去費用共済金額相当額

＝前節の 2 (1) エの撤去費用基準額 × 付保割合追加特約の選択割合

(c) 付保割合追加特約の復旧費用共済掛金相当額 = ア + イ

ア 付保割合追加特約の復旧費用共済金額相当額 × 被覆期間の復旧費用に係る共済掛金算定基礎率 (小損害不填補 1 万円特約の共済掛金算定基礎率を除く。) × 被覆期間割合

イ 付保割合追加特約の復旧費用共済金額相当額 × 未被覆期間の復旧費用に係る共済掛金算定基礎率 (小損害不填補 1 万円特約の共済掛金算定基礎率を除く。) × 未被覆期間割合

付保割合追加特約の復旧費用共済金額相当額

＝前節の 2 (1) オの復旧費用基準額×付保割合追加特約の選択割合

f 小損害不填補 1 万円特約の共済掛金相当額

＝ (a) + (b) + (c) + (d) + (e) + (f) + (g)

(a) 小損害不填補 1 万円特約の特定園芸施設・附帯施設共済掛金相当額＝ア＋イ

ア 特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額×小損害不填補 1 万円特約の被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済掛金算定基礎率×被覆期間割合

イ 特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額×小損害不填補 1 万円特約の未被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済掛金算定基礎率×未被覆期間割合

(b) 小損害不填補 1 万円特約の施設内農作物共済掛金相当額

＝施設内農作物共済金額相当額×小損害不填補 1 万円特約の施設内農作物に係る共済掛金算定基礎率×被覆期間割合

(c) 小損害不填補 1 万円特約の撤去費用共済掛金相当額＝ア＋イ

ア 撤去費用共済金額相当額×小損害不填補 1 万円特約の被覆期間の撤去費用に係る共済掛金算定基礎率×被覆期間割合

イ 撤去費用共済金額相当額×小損害不填補 1 万円特約の未被覆期間の撤去費用に係る共済掛金算定基礎率×未被覆期間割合

(d) 小損害不填補 1 万円特約の復旧費用共済掛金相当額＝ア＋イ

ア 復旧費用共済金額相当額×小損害不填補 1 万円特約の被覆期間の復旧費用に係る共済掛金算定基礎率×被覆期間割合

イ 復旧費用共済金額相当額×小損害不填補 1 万円特約の未被覆期間の復旧費用に係る共済掛金算定基礎率×未被覆期間割合

(e) 小損害不填補 1 万円特約の付保割合追加特約に係る特定園芸施設・附帯施設共済掛金相当額＝ア＋イ

ア 付保割合追加特約の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額×小損害不填補 1 万円特約の被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済掛金算定基礎率×被覆期間割合

イ 付保割合追加特約の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額×小損害不填補 1 万円特約の未被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済掛金算定基礎率×未被覆期間割合

(f) 小損害不填補 1 万円特約の付保割合追加特約に係る撤去費用共済掛金相当額

=ア+イ

ア 付保割合追加特約の撤去費用共済金額相当額×小損害不填補 1 万円特約の被覆期間の撤去費用に係る共済掛金算定基礎率×被覆期間割合

イ 付保割合追加特約の撤去費用共済金額相当額×小損害不填補 1 万円特約の未被覆期間の撤去費用に係る共済掛金算定基礎率×未被覆期間割合

(g) 小損害不填補 1 万円特約の付保割合追加特約に係る復旧費用共済掛金相当額

=ア+イ

ア 付保割合追加特約の復旧費用共済金額相当額×小損害不填補 1 万円特約の被覆期間の復旧費用に係る共済掛金算定基礎率×被覆期間割合

イ 付保割合追加特約の復旧費用共済金額相当額×小損害不填補 1 万円特約の未被覆期間の復旧費用に係る共済掛金算定基礎率×未被覆期間割合

未被覆期間＝共済責任期間（月数）－被覆期間（月数）

被覆期間割合＝被覆期間（月数）／共済責任期間（月数）

未被覆期間割合＝未被覆期間（月数）／共済責任期間（月数）

（注 1）共済責任期間の月数に 1 か月未満の端数があるときは、これを切り上げて 1 月とする。

（注 2）被覆期間の月数に 1 か月未満の端数があるときは、これを切り上げて 1 月とする。

短期係数＝
$$\frac{\text{共済責任期間（月数）}}{12}$$

（注 1）共済責任期間の月数に 1 か月未満の端数があるときは、これを切り上げて 1 月とする。

（注 2）短期係数を適用するに当たって、共済事故の発生に季節的な偏りが認められるときは、都道府県連合会又は特定組合等は、あらかじめ農林水産省経営局長に協議して、異なる率を定めることができる。

2 共済掛金算定基礎率

(1) 共済掛金算定基礎率は、農林水産大臣が定める共済掛金標準率の算定の基礎として次の共済目的又は費用ごとに告示される共済掛金標準率算定基礎率を基礎として危険段階ごとに組合等が定める基準共済掛金率を下回らない範囲内において、組合等が定めるものとし、共済掛金率の上乗せをしない場合には、各基準共済掛金算定基礎率と同率とする。

ア 特定園芸施設及び附帯施設（施設区分ごと、被覆又は未被覆の別ごと、小損害不填補の基準の別ごと、小損害不填補1万円特約の有無の別ごと、特定園芸施設の骨格の主要部分の強度の別ごと及び集団加入の有無の別ごと）

イ 施設内農作物（施設区分ごと、小損害不填補の基準の別ごと、小損害不填補1万円特約の有無の別ごと、事故除外方式の申出の有無の別ごと及び集団加入の有無の別ごと）

ウ 撤去費用（施設区分ごと、被覆又は未被覆の別ごと、小損害不填補の基準の別ごと、小損害不填補1万円特約の有無の別ごと、特定園芸施設の骨格の主要部分の強度の別ごと及び集団加入の有無の別ごと）

エ 復旧費用（施設区分ごと、被覆又は未被覆の別ごと、小損害不填補の基準の別ごと、小損害不填補1万円特約の有無の別ごと、特定園芸施設の骨格の主要部分の強度の別ごと及び集団加入の有無の別ごと）

(2) 特定園芸施設に係る共済掛金算定基礎率を適用するに当たって、施設区分により区分し難い特定園芸施設があるときは、都道府県連合会又は特定組合等は、あらかじめ農林水産省経営局長に協議して、施設区分を決定するものとする。

3 共済掛金の国庫負担

- (1) 共済掛金国庫負担額は、組合員等ごと及び会計年度ごとに、当該会計年度にその共済責任期間が開始する共済関係に係る共済金額（復旧費用共済金額相当額、付保割合追加特約の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額、付保割合追加特約の撤去費用共済金額相当額並びに付保割合追加特約の復旧費用共済金額相当額を除く。）の合計額が1億6千万円を超えない場合は、当該組合員等について共済関係ごとに次の式により算出した金額とする。

$$\text{共済掛金国庫負担額} = (a + b + c) \times \text{短期係数} \times 1/2$$

$$a \text{ 特定園芸施設及び附帯施設に係る金額} = (a) + (b)$$

(a) 特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額×特定園芸施設及び附帯施設の被覆期間に係る基準共済掛金算定基礎率（小損害不填補1万円特約の基準共済掛金算定基礎率を除く。）×被覆期間割合

(b) 特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額×特定園芸施設及び附帯施設の未被覆期間に係る基準共済掛金算定基礎率（小損害不填補1万円特約の基準共済掛金算定基礎率を除く。）×未被覆期間割合

$$b \text{ 施設内農作物に係る金額} = \text{施設内農作物共済金額相当額} \times \text{施設内農作物に係る基準共済掛金算定基礎率（小損害不填補1万円特約の基準共済掛金算定基礎率を除く。）} \times \text{被覆期間割合}$$

$$c \text{ 撤去費用に係る金額} = (a) + (b)$$

(a) 撤去費用共済金額相当額×撤去費用の被覆期間に係る基準共済掛金算定基礎率（小損害不填補1万円特約の基準共済掛金算定基礎率を除く。）×被覆期間割合

(b) 撤去費用共済金額相当額×撤去費用の未被覆期間に係る基準共済掛金算定基礎率（小損害不填補1万円特約の基準共済掛金算定基礎率を除く。）×未被覆期間割合

- (2) 共済掛金国庫負担額は、組合員等ごと及び会計年度ごとに、当該会計年度にその共済責任期間が開始する共済関係に係る共済金額（復旧費用共済金額相当額、付保割合追加特約の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額、付保割合追加特約の撤去費用共済金額相当額及び付保割合追加特約の復旧費用共済金額相当額を除く。）の合計額が1億6千万円を超える場合は、これらの共済関係に係る共済金額を当該共済関係に係る共済責任期間の開始する時の早い順（共済責任期間の開始する時が同じである共済関係があるときは、当該共済関係に係る園芸施設基準共済掛金率が高い順）に順次加算した場合の1億6千万円までの共済金額の合計額について、(1)の式により算出した金額とする。

- (3) (2)の場合において、その加算後の金額が最初に1億6千万円を超えることとなる共済関係に係る共済金額については、当該共済金額に係る(1) a から c までの金額を、これに対応する次の共済金額相当額で除した率の高い順に、次の共済金額相当額を加算するものとする。

- ア 特定園芸施設・附帯施設に係る共済金額相当額
- イ 施設内農作物共済金額相当額
- ウ 撤去費用共済金額相当額

4 事務費賦課金

(1) 組合等は、毎事業年度、次の費用を組合員等に賦課することができる。

ア 組合等が必要とする事務費予定額から法第19条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費

イ 都道府県連合会から会員たる組合等に賦課された事務費賦課金の支払に充てる費用

(2) 都道府県連合会は毎事業年度、都道府県連合会が必要とする事務費予定額から法第19条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額を、会員たる組合等に賦課することができる。

(3) 組合等及び都道府県連合会は、一斉加入受付により加入する者に係る賦課については、以下の割引を行うものとする。

- ・ 一斉加入受付により10人以上の加入申込みがあった場合 2割引
- ・ 一斉加入受付により5人以上9人以下の加入申込みがあった場合 1割引

第9節 共済掛金等の払込み

1 期首（共済掛金の分割支払がされる場合にあっては、その第1回の支払）の共済掛金の払込期限

- (1) 共済掛金の払込期限は、組合等から加入申込みの承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内とする。
- (2) (1)にかかわらず、現に存する共済関係の共済目的である特定園芸施設について継続して加入する場合は、第6節1(1)本文及びただし書のイの規定により、当該現に存する共済関係の共済責任期間の終了の日の1月前から当該終了の日までの間に払い込むことで、当該共済責任期間の終了日の翌日から新たな共済責任期間を開始させることができることから、組合等はその間に組合員等に払い込ませるものとする。
- (3) 事業規程等で定めるところにより、災害に際し組合等の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員等のうち組合員等負担共済掛金の払込期限が当該災害の発生日から延長期日（当該災害の発生日から当該災害の発生日の翌日から起算して3月を経過する日の属する月の末日までの間で組合等が理事会において定める日（共済事業を行う市町村にあっては当該市町村の長が定める日）をいう。以下同じ。）までの間に到来するものについての当該払込期限を当該延長期日（共済責任期間を第6節第2項の規定により1年未満とする共済関係にあっては、共済責任期間の2分の1を経過する日又は当該延長期日のいずれか早い日）まで延長することを組合等が理事会において決定したとき（共済事業を行う市町村にあっては当該市町村の長が決定したとき。以下同じ。）は、当該延長期日を当該払込期限とする。
- (4) 組合等は、加入申込者から、(1)から(3)までの払込期限を過ぎて共済掛金の払込みを受けたときは、改めて加入の申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。

2 分割支払

- (1) 組合等は、事業規程等の定めるところにより、組合員等から分割支払の申請があったときは、次に掲げる要件の全てが備わっている場合には、共済掛金の分割支払を認めることができる。ただし、当該組合員等に係る園芸施設共済の共済関係について組合員等負担共済掛金が払込期限までに払い込まれていないものがある場合は、当該申請を認めないものとする。

ア その共済責任期間が1年間であること。

イ 当該組合員等負担共済掛金の金額の合計額が組合等の定める金額以上であること。

ウ 第2回目（組合等が、(2)のアのただし書の規定により2回の分割支払に加え12回の分割支払を認める場合にあっては、第2回目以降。以下この節において同じ。）の払込みにつき確実な担保を供し又は保証人を立てかつ組合等の定める書類を添付していること。ただし、事業規程等で定めるところにより、組合等が当該組合員等により払い込まれるべき第2回目の組合員等負担共済掛金と当該組合員等に支払うべき共済金とをもって相殺することに当該組合員等が同意する場合は、この限りでない。

(2) 事業規程等で定めるところにより、分割支払の方法は次によるものとする。

ア 分割支払の回数は2回とする。ただし、組合員等のニーズ等を踏まえ、組合等が必要と認める場合には、12回の回数を加えることができる。

イ 分割支払のそれぞれの払込額は、分割支払の回数が2回の場合にあっては、共済掛金組合員等負担額の2分の1に相当する金額とし、12回の場合にあっては、12分の1に相当する金額とする。

ウ 払込期限（第1回目を除く。）は、分割支払の回数が2回の場合にあっては、次の（ア）に掲げる日又は（イ）のa若しくはbに掲げる場合に応じそれぞれに定める日とし、12回の場合にあっては、次の（ウ）に掲げる日又は（エ）のa若しくはbに掲げる場合に応じそれぞれに定める日とする。ただし、災害に際し組合等の区域内の市町村に災害救助法が適用された場合であって、当該市町村の区域内に住所を有する組合員等のうち組合員等負担共済掛金の分割支払に係る払込期限が当該災害の発生日から延長期日までの間に到来するものについての当該払込期限をそれぞれ当該延長期日まで延長することを組合等が理事会において決定したときは、当該延長期日を当該払込期限とする。

（ア）共済責任期間の開始の日から起算して6月を経過する日

（イ）次のa又はbに掲げる場合の当該各号に定める日

a 共済責任期間の開始日が月の初日から15日までの日の場合

当該共済責任期間の開始日の翌日から起算して5月を経過する日の属する月の末日

b 共済責任期間の開始日が月の16日から末日までの日の場合

当該共済責任期間の開始日の翌日から起算して6月を経過する日の属する月の15日

（ウ）当該共済責任期間の開始の日から起算して1か月を経過するごとの日

（エ）次のa又はbに掲げる場合の当該各号に定める日

a 共済責任期間の開始日が月の初日から15日までの日の場合

当該共済責任期間の開始日が属する月以降の各月の末日

b 共済責任期間の開始日が月の16日から末日までの日の場合

当該共済責任期間の開始日が属する月の翌月以降の各月の15日

エ （1）ウのただし書の規定による相殺の方法は、払込期限の最も遅い組合員等負担共済掛金から順に相殺する方法とし、組合員等負担共済掛金の全額が相殺されなかった場合は、当該組合員等は、相殺されなかった金額を引き続き分割支払するものとする。

(3) 都道府県連合会は、組合等が組合員等から共済掛金を分割して徴収しているときは、共済掛金の分割支払の方法に準じ事業規程で定めるところにより、保険料の分割支払を認めることができる。

3 被覆期間の変更の場合の取扱い

(1) 第15節オの特定園芸施設の被覆期間の変更により共済掛金を追加納入する場合の払込期限は、組合員等の異動通知が組合等に到達した日の翌日から起算して2週間以内とする。

(2) 第15節オの特定園芸施設の被覆期間の変更により共済掛金の一部を払い戻す必要がある場合は、組合等は速やかに共済掛金の払戻しを行うものとする。

4 事務費賦課金の払込期限

- (1) 組合等が組合員等に賦課する前節の4(1)の事務費賦課金の払込期限は、共済掛金組合員等負担額の払込期限(2により共済掛金組合員等負担額の分割支払をする場合には、その第1回目の払込期限)と同一とする。
- (2) 都道府県連合会が会員たる組合等に賦課する前節の4(2)の事務費賦課金の払込期限は、都道府県連合会の総会で定めるものとする。

5 督促

- (1) 組合等は、組合員等が2から4までの支払期限までに共済掛金組合員等負担額及び事務費賦課金を支払わない場合には、督促状により、期限を指定してこれを督促するものとする。
- (2) 都道府県連合会は、会員たる組合等が保険料又は事務費賦課金を期限までに支払わない場合には、督促状により、期限を指定してこれを督促するものとする。

6 延滞金の徴収

- (1) 組合等は、組合員等が共済掛金組合員等負担額又は事務費賦課金を滞納したときは、事業規程等の定めるところにより、延滞金を徴収するものとする。
- (2) 都道府県連合会は、会員たる組合等が保険料又は事務費賦課金を滞納したときは、事業規程の定めるところにより、延滞金を徴収するものとする。

第10節 共済掛金等に関する権利の消滅時効

共済掛金組合員等負担額、保険料、再保険料、事務費賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、共済掛金組合員等負担額の返還又は払戻しを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、法第119条の規定により、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

第11節 共済掛金等の相殺の制限

1 組合員等

組合員等は、組合等に支払うべき共済掛金組合員等負担額及び事務費賦課金について相殺をもって組合等に対抗することができない。

2 特定組合等以外の組合等

特定組合等以外の組合等は、都道府県連合会に支払うべき保険料及び事務費賦課金について相殺をもって都道府県連合会に対抗することができない。

3 特定組合等又は都道府県連合会

特定組合等又は都道府県連合会は、政府に支払うべき保険料又は再保険料について相殺をもって政府に対抗することができない。

第12節 共済関係の存続

- (1) 組合等との間に共済関係の存する者が、住所を移転したことにより組合員又は共済資格者でなくなった場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に所属していた組合等の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。
- (2) 組合等は、正当な理由がなければ、(1)の承諾を拒むことができない。

第13節 共済目的の譲受けによる権利義務の承継

- (1) 共済目的の譲受人は、事業規程等の定めるところにより、組合等の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人の有する権利義務を承継することができる。この場合において、正当な理由がある場合には、承諾を拒むものとする。
- (2) 組合等は、承諾を受けようとする譲受人から当該譲受けの日から2週間以内に当該譲受人の住所、特定園芸施設の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、承諾の申請をさせるものとする。
- (3) 組合等は、譲受人から(2)の規定による申請があったときは、遅滞なく、承諾するかどうかを決定して譲受人に通知するものとする。
- (4) 権利義務の承継は、その承諾の時からその効力を生ずるものとする。
- (5) 共済目的について相続その他の包括承継があった場合には(1)から(4)までに準ずるものとする。

第14節 損害防止

1 損害防止の義務

- (1) 組合員等は、共済目的について、通常すべき管理その他損害防止を怠ってはならない。
- (2) 組合等は、(1)の通常すべき管理その他の損害防止について、その組合員等を指導しなければならない。

2 損害防止の処置の指示

- (1) 組合等は、組合員等に、損害防止のため、特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、組合員等の負担した費用は、組合等の負担とする。
- (2) 都道府県連合会は、会員たる組合等に損害防止のために特に必要な処理をすべきことを指示することができる。この場合には、会員たる組合等の負担した費用は都道府県連合会の負担とする。

3 損害防止の取組

- (1) 防災の基本は共済目的の適切な管理にあるので、組合等及び都道府県連合会は、必要に応じ、「通常すべき管理の基準」を定め、その普及及び指導に努めるものとする。
- (2) 組合等及び都道府県連合会は、気象特報等の気象通報に注意し、災害が予知される場合には、関係機関と連絡して速やかに組合員等の注意を促すとともに必要な防災措置を講ずるものとする。
- (3) 施設内農作物を共済目的とすることができることとしている組合等及びその所属する都道府県連合会は、病虫害発生予察機関その他関係機関との連絡を密にして、発生予察を適時に的確に行うとともに、予防駆除等につき組合員等を指導し、必要がある場合には、その方法につき指示するものとする。

4 善後処置

組合等及び都道府県連合会は、災害が発生した場合には、これに対する応急的な処置及び被害のこう進を防止する技術的な対策を講じて組合員等を指導し、必要がある場合は、その処置につき指示するものとする。

5 損害防止施設

組合等及び都道府県連合会は、損害防止のため必要な施設をすることができる。

6 調査

組合等及び都道府県連合会は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、いつでも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができる。

第15節 異動通知

組合等は、共済関係の成立後、共済目的に次の異動が生じた場合には、事業規程等の定めるところにより、遅滞なく、その旨を組合員等に通知させるものとする。

- ア 共済目的の譲渡
- イ 共済目的の移転、解体、増築、改築又は構造若しくは材質の変更
- ウ 共済目的の共済事故以外の事由による破損（軽微なものを除く。）又は滅失
- エ 共済目的を他の保険又は共済に付したこと
- オ 特定園芸施設の被覆期間の変更
- カ 施設内農作物の種類、栽培面積又は栽培期間の変更
- キ 施設内農作物の発芽（播種されたものが80パーセント以上発芽した状態をいう。）又は移植
- ク 危険が著しく増加する事由

第16節 危険の減少

1 共済関係

共済関係の成立後に、当該共済関係により填補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、組合員等は、組合等に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができる。

2 保険関係

組合等は、1により共済掛金を減額したときは、都道府県連合会（特定組合等にあつては、政府）に対し、保険料について、減額後の共済掛金に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。

第17節 共済金

1 共済金の支払条件

- (1) 組合等は、特定園芸施設等ごとに、損害額が、当該組合員等が次に掲げる金額から選択した小損害不填補の基準金額を超える場合に、その都度共済金を支払うものとする。なお、小損害不填補1万円特約を付加する場合にあっては、当該特定園芸施設等の共済価額の20分の1に相当する金額が1万円を超えている場合に、エ又はオの金額を選択する場合にあっては、当該特定園芸施設等の共済価額が当該選択金額を超えている場合に限る。

ア 3万円（共済価額の20分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、当該相当する金額）。ただし、小損害不填補1万円特約を付加した場合は1万円。

イ 10万円

ウ 20万円

エ 50万円

オ 100万円

- (2) (1) の損害額は、次の式により算定するものとする。

損害額＝被害額－（残存物価額＋賠償金等の額）

（注）残存物価額とは、共済目的の損害に係る部分の残存物の処分価額をいう。

賠償金等とは、損害を填補するものとして提供された金銭等（例えば損害賠償金）をいい、他人の同情的な心情を現す手段として提供された金銭（例えば見舞金）及び損害保険の保険金は含まないものとする。

- (3) (2) の被害額は、評価要領第4により算定される次に掲げる金額の合計とする。

ア 特定園芸施設の被害額

イ 附帯施設の被害額

ウ 施設内農作物被害額

エ 撤去費用額（100万円を超えるとき又は当該特定園芸施設（プラスチックハウスにあっては、被覆材を除く。）に係る損害割合が50%（ガラス室にあっては、35%）を超えるときに限る。）

オ 復旧費用額

2 共済金の支払額

- (1) 支払うべき共済金は次の式により算定した金額とする。ただし、次節の1により共済金の一部を免責する場合の支払額は、当該算定金額から免責額を差し引いて得た額とする。なお、第9節2(1)ウのただし書の規定により相殺する場合の支払額は、相殺後の額とする。

共済金の支払額＝損害額×付保割合

ただし、付保割合追加特約を付加しているときは、次の式により算定される付保割合追加特約の共済金の額を加算する。

付保割合追加特約の共済金＝損害額（施設内農作物被害額に係るものを除く）×付保割合追加特約の選択割合

- (2) 同一の共済目的について保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済関係（以下「保険契約等」という。）が存する場合であっても、園芸施設共済に係る共済金は、(1)の規定により算出した金額とする。
- (3) (2)の規定により支払うこととなる園芸施設共済に係る共済金と他の保険契約等により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、損害額（他の保険契約等において算出された損害の額が1(2)により算出された損害額を超えるときは、当該他の保険契約等において算出された損害の額。以下この項において同じ。）を超える場合は、園芸施設共済に係る共済金は、(2)の規定にかかわらず、損害額から他の保険契約等により既に支払われた保険金又は共済金の額の合計額を差し引いた金額とする。

ただし、他の保険契約等がないものとして算出した共済金に相当する金額を限度とする。

- (4) 組合等は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、当該組合員等に共済金の支払額、損害の額、共済金の支払期日及び支払方法を通知するものとする。なお、第9節2(1)ウのただし書の規定により相殺する場合にあっては、相殺した結果を併せて通知するものとする。

第18節 共済金支払の免責

1 免責事由

組合等は、事業規程等の定めるところにより、次の場合には、共済金の全部又は一部（クの場合にあっては共済金の全部）につき支払の責任を免れるものとする。

ア 組合員等が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。

イ 組合員等が損害防止の指示に従わなかったとき。

ウ 組合員等が組合等への損害発生の通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

エ 組合員等が組合等への損害発生の通知を行うときに、正当な理由がなく、被害の状況が明らかとなる事項に関する書類の提出を拒み、その書類に故意に不実のことを表示し又はその書類を偽造若しくは変造する等により不実の通知をしたとき。

オ 組合員等が、加入申込みの際、当該申込みに係る特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間、附帯施設の種類及び経過年数並びに施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき（組合等がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

カ 組合員等が第15節の規定による通知（同節のクについての通知を除く。）を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

キ 組合員等が正当な理由がないのに特定園芸施設の被覆期間の変更の異動通知に伴う追加共済掛金の払込みを遅滞したとき。

ク 組合員等が正当な理由がないのに第2回（組合等が2回の分割支払に加え12回の分割支払を認める場合にあっては、第2回目以降）の共済掛金の払込みを遅滞したとき。

2 免責の取扱い

（1）共済金の免責をする場合には、その実情を十分調査するものとし、一方的な決定をしてはならない。

（2）共済金の免責をすること及び免責額は、理事の過半数の同意又は市町村長の認定によって決定することとする。

（3）組合等は、免責をしたときは、保険金（再保険金）請求書に免責額を決定した経過及び理由を具体的に記入した理事過半数の同意書又は市町村長の認定書を添付すること（1のキ及び1のクの場合を除く。）

（4）組合等は、免責をしたときは、免責の対象となった共済事故、共済事故の発生年月日、棟番号、共済目的及び免責額を明記した書類並びに免責額を決定した経過及びその理由を明記した理事の過半数の同意書又は市町村長の認定書を第4章第1節（2）の共済金支払通知書と併せて当該組合員等に通知するものとする。

3 支払責任のない損害

園芸施設共済の共済目的につき共済事故によって生じた損害であっても、その損害が次のいずれかに該当するものであるときは、組合等は共済金を支払う責任を負わない。

ア 戦争その他の変乱によって生じた損害

イ 共済目的の性質若しくは瑕疵又は自然の消耗によって生じた損害（自然の消耗によって生じた損害にあつては、被覆物に限る。）

ウ 組合員等又はその者の法定代理人（組合員等以外の者で共済金を受けるべき者があるときは、その者又はその者の法定代理人を含む。）の故意又は重大な過失によって生じた損害（ただし、組合員等が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失を填補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、故意によって生じた損害）

エ 組合員等と同一世帯に属する親族の故意によって生じた損害（その親族が組合員等に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）

オ 組合員等（組合員等が法人であるときは、その法人の業務を執行する役員を含む。）が植物防疫法の規定に違反したことによって生じた損害

第19節 共済金の仮渡し

- (1) 組合等及び都道府県連合会は、共済金及び保険金の仮渡しをすることができる。
- (2) 組合等が(1)により仮渡しをする金額の総額は、当該組合等が都道府県連合会から受けた保険金の仮渡し額を下回らないものとする。

第20節 第三者に対する権利の取得

1 組合等

- (1) 組合等は、共済金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより組合員等が取得する債権（以下「組合員等債権」という。）について当然に組合員等に代位する。
 - ア 組合等が支払った共済金の額
 - イ 組合員等債権の額(アに掲げる額が共済関係により填補すべき損害の額に不足するときは、組合員等債権の額から当該不足額を控除した残額)
- (2) (1)の場合において、(1)アに掲げる額が共済関係により填補すべき損害の額に不足するときは、組合員等は、組合員等債権のうち組合等が同規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る組合等の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

2 都道府県連合会

- (1) 都道府県連合会は、保険金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより会員たる組合等が取得する債権（以下「会員債権」という。）について、当然に組合等に代位する。
 - ア 都道府県連合会が支払った保険金の額
 - イ 会員債権の額（アに掲げる額が保険関係により填補すべき損害の額に不足するときは、会員債権の額から当該不足額を控除した残額）
- (2) (1)の場合において、(1)アに掲げる額が保険関係により填補すべき損害の額に不足するときは、会員たる組合等は、会員債権のうち都道府県連合会が同規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る都道府県連合会の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

第21節 共済関係の解除

1 告知義務違反による解除

- (1) 園芸施設共済の加入申込みの当時、園芸施設共済に係る共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合等が加入申込者に告知を求めたものについて、加入申込者が故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、組合等は当該園芸施設共済の共済関係を解除することができる。
- (2) 組合等は、(1)の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。
 - ア 園芸施設共済の申込みの承諾の当時において、組合等が(1)の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。
 - イ 組合等のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者（組合等のために共済関係の成立のための行為の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、組合員等が(1)の事実の告知をすることを妨げたとき。
 - ウ 共済媒介者が、組合員等に対し、(1)の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- (3) (2)イ及びウの規定は、共済媒介者の行為がなかったとしても組合員等が(1)の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。
- (4) (1)の規定による解除権は、組合等が(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないときは、消滅する。園芸施設共済の申込みの承諾の時から6か月を経過したときも、同様とする。

2 重大事由による解除

組合等は、次に掲げる事由がある場合には、園芸施設共済の共済関係を解除するものとする。

- ア 組合員等が、組合等に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- イ 組合員等が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、組合等の組合員等に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

3 解除の効力

(1) 園芸施設共済の共済関係の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

(2) 組合等は、次に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害を填補する責任を負わない。

ア 1 (1) の告知義務違反による解除

解除がされた時までに発生した共済事故による損害 (1 (1) の事実に基づかずに発生した共済事故による損害を除く。)

イ 2 の重大事由による解除

2 アからウまでに掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(3) 園芸施設共済が解除された場合、組合等は組合員等から既に受け取った共済掛金組合員等負担額を返還しないものとする。

第22節 共済関係及び保険関係の失効等

1 共済関係及び保険関係の失効

- (1) 園芸施設共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第13節(1)(同節(5))において準用する場合を含む。)の規定により譲受人又は相続人その他の承継人が当該園芸施設共済の共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該園芸施設共済の共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。
- (2) 第9節1(3)の払込期限(分割支払がされる場合にあっては、その第1回目の払込期限)までに組合員等負担共済掛金が払い込まれなかったときは、当該共済関係は、その成立の時からその効力を失う。
- (3) 次の場合には、保険関係の全部若しくは一部は無効となり、又は失効する。
 - ア 会員たる組合等の有する共済関係が無効となり又は失効したとき。
 - イ 会員たる組合等がその資格を喪失したとき。

2 共済関係及び保険関係の無効の場合の効果

- (1) 組合等は、この要領に定める場合を除き、共済関係の無効若しくは失効の場合又は組合等が共済金支払の責任を免れる場合においても、既に受け取った共済掛金組合員等負担額を返還しない。ただし、無効の場合において、組合員等が善意であって、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りでない。
- (2) 都道府県連合会は、保険関係の無効、失効又は都道府県連合会が保険金支払の責任を免れる場合においても、既に受け取った保険料は返還しない。ただし、無効の場合において、会員が善意であって、かつ、重大な過失がなかった場合は、この限りでない。

第23節 管理施設の取扱い

1 加入申込み

管理施設について園芸施設共済の加入申込みがあった場合には、その旨及び所有者の住所氏名を加入申込書に記載するものとする。

2 共済金支払

- (1) 管理施設に損害が生じ、加入者に共済金を支払おうとするときは、その管理施設の所有者に対し、加入者に共済金を支払う旨の通知を行うものとする。
- (2) 管理施設に損害が生じた場合であって、その管理施設の所有者が組合等に対し直接共済金の支払を請求したときは、加入者に対し所有者に共済金を支払う旨の通知を行うものとする。

第24節 責任準備金

規則第29条に規定する責任準備金の積立額の具体的な算出については、次の方法により行うものとする。

ア 責任準備金は1棟ごとに次式により算出するものとし、その算出された額の合計額とすること。

$$\text{手持共済掛金又は手持保険料} \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{当該共済責任期間月数}}$$

イ 未経過月数については当該共済責任期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まったものとしてこれを計算すること。

ウ 加入月別及び共済責任期間別の未経過月数は次のとおりとなる。

共済責任 期間 加入月	1 か 月	2 か 月	3 か 月	4 か 月	5 か 月	6 か 月	7 か 月	8 か 月	9 か 月	10 か月	11 か月	12 か月
4月												1
5月											1	2
6月										1	2	3
7月									1	2	3	4
8月								1	2	3	4	5
9月							1	2	3	4	5	6
10月						1	2	3	4	5	6	7
11月					1	2	3	4	5	6	7	8
12月				1	2	3	4	5	6	7	8	9
1月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

第25節 損害評価会

1 損害評価会の調査審議事項

組合等及び都道府県連合会の損害評価会は、次の事項を調査審議する。

- ア 損害が共済事故によって生じたものであることの確認等共済事故の認定に関する事項
- イ 共済目的の価額の評価及び損害額の認定に関する事項
- ウ その他園芸施設共済の損害評価及び損害防止に関する事項
- エ 撤去費用額又は復旧費用額に係る費用の評価及び損害額の認定に関する事項

2 園芸施設共済部会

(1) 損害評価会には、園芸施設共済部会を置くことができる。

(2) 組合等（特定組合等を除く。）の損害評価会の園芸施設共済部会の委員は、次に掲げる者の中から選任するものとし、その数はおおむね3名とする。

- ア 園芸施設共済に加入している組合員等
- イ 市町村の施設園芸関係職員又は農業共済関係職員
- ウ 施設園芸関係団体等の役職員
- エ その他学識経験者

(3) 都道府県連合会の損害評価会の園芸施設共済部会の委員は、次に掲げる者の中から選任するものとし、その数は3名以上9名以下とする。

- ア 都道府県又は試験研究機関の施設園芸関係職員又は農業共済関係職員
- イ 施設園芸関係団体等の役職員
- ウ その他学識経験者

(4) 特定組合等の損害評価会の園芸施設共済部会の委員の数は3名以上9名以下とし、次に掲げる者の中から選任するものとする。

- ア 園芸施設共済に加入している組合員
- イ 市町村、都道府県又は試験研究機関の施設園芸関係職員又は農業共済関係職員
- ウ 施設園芸関係団体等の役職員
- エ その他学識経験者

第26節 損害評価員

- (1) 組合等及び都道府県連合会は、引受け及び損害評価を適正かつ円滑に行うため、損害評価員を事業規模に応じておおむね3名以上置くことができる。
- (2) 損害評価員は、公正な評価を行うことができる立場にある者であって、特定園芸施設及び附帯施設の価額の評価並びにこれらについての損害評価、施設内農作物の栽培事情等に通じているもののうちから、組合等又は都道府県連合会の長が任免するものとする。
- (3) 損害評価員は、組合等又は都道府県連合会の長の命を受けて、引受時における特定園芸施設及び附帯施設の価額の評価並びに損害発生時における損害評価を行うとともに、損害防止等について加入者の指導に当たるものとする。
- (4) 損害評価員は、それぞれ、損害評価結果を取りまとめ、合議の上、その結果を組合等又は都道府県連合会の長に報告するものとする。

第27節 業務の委託

組合等は、次に掲げる事務について、農業協同組合、農業協同組合連合会、規則第71条に規定する金融機関又は規則第71条の2に規定する法人に委託することができるものとする。

- ア 組合員等負担共済掛金及び事務費賦課金の徴収に係る事務（第9節の5の督促を除く。）
- イ 損害防止のため必要な施設に係る事務
- ウ 園芸施設共済の加入申込書等の受理に係る事務
- エ 施設園芸用施設に係る資材の購買数量若しくは価格の調査に係る事務
- オ 共済金の支払に係る事務（当該共済金に係る損害の額の認定に係るものを除く。）

第2章 引受け

第1節 組合等の引受け

1 園芸施設共済掛金率等一覧表

- (1) 組合等は、園芸施設共済の共済掛金率、共済金額、組合員等負担共済掛金率等を記載した園芸施設共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。
- (2) 組合等は、園芸施設共済掛金率等一覧表に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公告しなければならない。
- (3) 組合等は、加入資格者から請求があったときは、いつでも園芸施設共済掛金率等一覧表の閲覧に応じなければならない。

2 園芸施設共済の加入申込み

- (1) 組合等は、園芸施設共済の加入申込みをしようとする者に加入申込書（様式例第1号又は同第3号）を提出させるものとする。
- (2) 組合等は、組合員等が園芸施設共済の共済関係に第1章第5節2により自動継続特約を付している場合には、当該共済関係の共済責任期間の終了の日までに、当該共済関係の内容を記した変更届出書（様式例第1号又は同第3号）を配布するとともに、内容に変更がある場合には、当該変更届出書を提出させるものとする。
- (3) 組合等は、加入資格者を構成員とする団体に対し、災害に強い施設園芸づくりに関する協定を締結し、当該団体の構成員が集団加入できる態勢を整備するよう働きかけるものとする。
- (4) 組合等は、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日農林水産省みどりの食料システム戦略本部決定）に掲げる環境負荷低減の取組を推進するため、「【農業経営体向け】環境負荷低減のチェックシート」（別添参照）に、加入申込み又は変更届出をする年及びその前年の取組についてチェックをした上で、加入申込書又は変更届出書と併せて提出することに努めるよう加入申込者に依頼するものとする。ただし、農業共済事業の加入申込み若しくは変更届出又は農業経営収入保険事業の加入申込みにおいて、同一年分の取組に係るチェックシートを既に提出している場合は、この限りではない。

3 引受審査

- (1) 組合等は、加入申込書が提出されたときは、次に掲げる事項について審査を行うものとする。
 - ア 加入申込書の記載事項について適正に記入されていること。
 - イ 当該申込みに係る特定園芸施設が、第1章第5節1（2）アからキまでに掲げる事由に該当しないこと。
 - ウ 加入申込者が特定園芸施設の所有者であるときは、その者が加入申込みをすべき特定園芸施設の全てについて加入申込みをしていること。

エ 加入申込者が附帯施設又は施設内農作物を共済目的とする申出をしたときは、その者が加入申込をした共済関係のうち附帯施設又は施設内農作物を共済目的とすることができるもの（次に掲げる事由に該当するものを除く。）の全てについて当該申出をしていること。

（ア）附帯施設又は施設内農作物につき共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。

（イ）附帯施設又は施設内農作物につき通常の管理が行われず又は行われないおそれがあること。

オ 加入申込者が事故除外方式の申出をしたときは、次の要件のいずれかを満たすこと。

（ア）その者の施設園芸の業務の規模及び経験年数が第1章第3節2（2）アの基準に適合していること。

（イ）その者が病虫害による損害の防止を行うため土壌消毒、薬剤散布等を使用される防除機具を適期に使用できること等必要な防除施設が整備され、かつ、防除体制等からみて、損害の防止を適正に行う見込みがあり、第1章第3節2（2）イの基準に適合していること。

カ 加入申込者が事故除外方式の申出をしたときは、その者が栽培し又は栽培しようとしている施設内農作物の全てについて事故除外方式の申出をしていること。

キ 当該申込みに係る特定園芸施設が、当該加入申込者が管理する特定園芸施設であるときは、当該加入申込者が当該特定園芸施設について原状回復義務を負っていること。

ク 加入申込者が付保割合追加特約の申出をした場合にあっては、付保割合の申出が100分の80であること。

ケ 加入申込者が小損害不填補の基準金額について50万円又は100万円を選択した場合にあっては、当該特定園芸施設等の共済価額が当該選択金額を超えていること。

コ 加入申込者が小損害不填補1万円特約の申出をした場合にあっては、当該特定園芸施設等の共済価額の20分の1に相当する金額が1万円を超えていること。

（2）組合等は、（1）の審査の結果、不備があるときは、その加入申込者に対して、事実を明示して、加入申込書の訂正を行わせるものとし、加入申込みを承諾しない場合には、その旨を加入申込者に通知するものとする。

4 共済金額の決定

組合等は、引受審査を終えたときは、共済関係ごとに、引受評価書（様式例第2号又は同第3号）を作成し、共済価額を決定するとともに、加入申込者の申出に基づき、共済金額を決定するものとする。

5 施設内農作物の標準生育日数及び標準収穫日数等の決定

（1）組合等は、都道府県及び都道府県連合会の指導のもとに、区域内の施設内農作物の栽培実態に応じて施設内農作物の種類ごとに標準生育日数及び標準収穫日数の基準その他の施設内農作物に関して決定すべき事項について、あらかじめ評価要領により定めるものとする。

（2）組合等は、加入申込者が特定園芸施設に併せて施設内農作物を共済目的とした場合にあっては、あらかじめ（1）により作成した標準生育日数及び標準収穫日数の基準をもとに、

加入申込者が申告した栽培計画を勘案して当該加入申込みに係る施設内農作物の標準生育日数（通常の肥培管理をした場合の、活着した時（直播の場合にあつては、第一本葉が出そろった時）から収穫開始直前までの日数をいう。以下同じ。）及び標準収穫日数（通常の肥培管理をした場合の収穫開始から収穫完了までの日数をいう。以下同じ。）を決定するものとする。

6 加入申込みの承諾

- （１）組合等は、引受評価を終え、引受けの内容を確定したときは、速やかに、加入申込みを承諾する旨の通知書（様式例第４号）を加入申込者に送付するものとする。
- （２）組合等は、（１）による承諾の通知を行う場合には、払い込むべき共済掛金及び事務費賦課金の額、払込期限及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。
- （３）３（２）により加入申込書の訂正を求められた者がその訂正に応じなかったときは、組合等は、当該加入申込みの承諾を拒むものとする。
- （４）組合等は、共済関係が成立した時は、遅滞なく、共済関係が成立した者に共済証券（様式例第５号）を交付するものとする。

7 加入申込書の訂正

- （１）組合等は、加入申込者から６（１）で確定した事項が事実と相違するか若しくは誤りがある旨の通知があったとき又は組合等がこれを発見したときは、遅滞なく所要の措置を講ずるとともに、必要があると認めるときは加入申込書を訂正しておくものとする。
- （２）組合等は、（１）により加入申込書の訂正を行ったときは、その旨を加入申込者に通知しなければならない。
- （３）組合等は、（１）により訂正された加入申込書に基づいて加入申込者ごとの引受けの内容を再確定するものとする。

8 引受けの取りまとめ

- （１）組合等は、組合員等に組合員等番号を、また、組合員等ごとに引受けた共済関係に一連の棟番号を付して事務処理を行うものとする。
- （２）組合等（特定組合等を除く。）は、毎月末、その月の引受けの内容を取りまとめた引受通知書（様式第６号）を作成し、別表２に掲げる園芸施設共済システムによる引受通知書の項目の電子データを添付して翌月の末日までに都道府県連合会に提出するとともに、都道府県連合会が定める期日までに保険料を納入するものとする。
- （３）特定組合等は、毎月末、その月の引受けの内容を取りまとめた特定組合等引受通知書（様式第１７号）を作成し、別表２に掲げる園芸施設共済システムによる特定組合等引受通知書の項目の電子データを添付して翌々月の１５日までに農林水産大臣に提出するとともに、農林水産大臣の定める期日までに保険料を納入するものとする。
- （４）組合等は、事業年度終了後、引受台帳（様式例第７号）を作成し整備保存するものとする。

第2節 都道府県連合会の引受け

1 保険関係成立時の書面交付

- (1) 都道府県連合会は、各共済に係る保険関係が成立した場合であって、会員たる組合等が次に掲げる事項を記載した書面の交付を求めたときは、遅滞なく、会員たる組合等に対し、当該書面を交付しなければならない。

ア 都道府県連合会の名称

イ 会員の名称

ウ 保険事故

エ 保険責任期間の始期及び終期

オ 保険金額

カ 保険目的を特定するために必要な事項

キ 保険料及び賦課金並びにその支払の方法

ク 第1節8(2)、第3章第2節1及び2の通知等をすべき事項

ケ 保険関係の成立年月日

コ 書面を作成した年月日

- (2) (1) の書面には、都道府県連合会長が署名し、又は記名押印しなければならない。

2 引受けの取りまとめ

- (1) 都道府県連合会は、組合等（特定組合等を除く。以下この節において同じ。）に組合等番号を付して、事務処理を行うものとする。

- (2) 都道府県連合会は、組合等から引受通知書の提出があったときは、次の事項を審査検討し、引受けの内容を確定するものとする。この場合において、内容に疑義があるものについては、組合等に照会し、必要がある場合は現地調査を行って引受けの適正を期するものとする。

ア 記載漏れ、誤記等の有無

イ 申込みの承諾の適否

ウ 共済金額及び共済価額の設定の適否

エ 共済責任期間の設定の適否

オ 共済掛金率適用の適否

- (3) 都道府県連合会は、組合等から提出された引受通知書に基づいて、再保険引受通知書（様式第8号）を作成し、別表2に掲げる園芸施設共済システムによる再保険引受通知書の項目の電子データを添付して引受けの日の属する月の翌々月の15日までに農林水産大臣に提出するとともに、農林水産大臣の定める期日までに再保険料を納入するものとする。

第3章 損害評価

第1節 組合等への損害通知

1 事故発生通知

組合員等は、共済目的につき共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を組合等に通知しなければならない。ただし、施設内農作物を共済目的としている場合にあっては、組合員等は、病虫害の徴候が確認されたときには直ちにその旨を組合等に通知しなければならない。

2 損害通知

(1) 組合員等は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次に掲げる事項を組合等に通知しなければならない。

ア 共済事故の種類

イ 共済事故の発生日月日

ウ 共済事故により被害を受けた共済目的並びに当該共済目的に係る棟番号及び所在地

エ 共済事故によって生じた損害の状況

オ その他被害の状況が明らかとなる事項

(2) 組合員等は、(1)の通知を電磁的方法（法第23条第2項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により行う場合において、組合等から、原形を失った特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物の画像その他の必要な情報の提供を求められたときは、(1)の通知に添付しなければならない。

3 撤去費用加算方式又は復旧費用加算方式の取扱い

(1) 撤去費用加算方式又は復旧費用加算方式の共済関係につき共済事故による損害が生じたときは、組合員等は、2の通知後、速やかに園芸施設撤去・復旧計画書（様式例第26号）に特定園芸施設の設計図（建物平面図、側面図等）及び附帯施設の仕様書等を添付して組合等に提出しなければならない。

(2) 組合員等は、撤去をしたときは、遅滞なく、その旨を組合等に通知しなければならない。また、復旧をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該復旧に係る作業の実施者を組合等に通知しなければならない。

(3) (2)の通知は、撤去費用又は復旧費用に係る請求書又は領収書（これらの書類の金額に係る内訳明細等を含む。）（以下「請求書等」という。）を添えて（復旧費用に係る請求書等が存しない場合を除く。）、共済事故の発生した日から1年以内に行わなければならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合であって、当該通知を1年以内に行うことができないときは、当該1年が経過する前に組合等の承認を受けて、3年に限り、その期間を延長することができる。また、延長した期間内に撤去又は復旧が完了する概ねの時期は定まったものの、なお組合員等の責めに帰することができない事由により当該期間内に当該通知をすることができない場合にあっては、事業規程等にその旨の定めがあるときは、その定めるところにより、当該期間をさらに延長することができる。

- ア 当該共済事故に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内において撤去又は復旧が行われる場合
 - イ 施工業者又は復旧資材の不足その他組合員等の責めに帰することができない事由により撤去又は復旧が滞った場合
- （４）組合員等は、（１）の園芸施設撤去・復旧計画書及び（３）の請求書等を電磁的方法により提供することができる。

第２節 都道府県連合会への損害通知

１ 事故発生通知

組合等（特定組合等を除く。）は、組合員等から事故発生通知があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県連合会に通知しなければならない。

２ 損害通知

組合等（特定組合等を除く。）は、組合員等から損害通知があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を都道府県連合会に通知しなければならない。

- ア 共済事故の種類
- イ 共済事故の発生年月日
- ウ 共済事故により被害を受けた共済目的並びに当該共済目的に係る組合員等番号、棟番号及び所在地
- エ 共済事故の原因及び経過並びに損害の程度
- オ 共済金の支払見込額
- カ その他保険金の額の決定に必要な事項

第3節 組合等の行う損害評価及び損害額の認定

1 損害評価

(1) 損害評価の準備

ア 損害評価を行う者の指名

組合等は、損害評価を実施する前に、その職員又は損害評価員のうちから評価担当者1名（特定組合等にあつては、評価担当者を2名以上）を指名する。ただし、特定組合等にあつては、損害が同時に多数発生したことにより、評価担当者2名以上での損害評価ができないときは、1名を指名する。

イ 組合員等の画像確認の希望の有無の確認

組合等は、共済責任期間の開始前までに、特定園芸施設等が原形を失った場合において、下記（2）イに基づき、組合員等が撮影した画像により、組合等が画像確認を行うことについて、組合員等の希望の有無を確認するものとする。

このとき、組合等は、画像確認を希望する組合員等に対して、次の（ア）から（ウ）までを説明の上、あらかじめ了承を得るものとする。

（ア）画像に撮影年月日データを記録できる撮影器具を準備すること

（イ）画像は、組合等が指示する方法に基づき撮影し、電磁的方法により速やかに組合等に提出すること

（ウ）画像確認を希望する場合であっても、次の場合には、現地確認を行うこと

a 撮影器具の故障等により、損害を受けた特定園芸施設等の撮影又は組合等への画像の提供が困難となった場合

b 他の特定園芸施設等と併せて現地確認を行う方が効率的に損害評価を行うことができると組合等が判断した場合

c 損害通知の通知事項に疑義がある場合その他画像では適切な損害評価を行うことが困難であると組合等が判断した場合

(2) 損害評価の実施

組合等は、組合員等から損害通知があつたときは、ア～エに基づき損害評価を実施する。

ア 現地確認

組合等は、以下に掲げる事項について現地確認を行う。

（ア）損害を受けた特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物が園芸施設共済に付されていること。

（イ）損害が共済事故によって生じたものであること。

イ 画像確認

（ア）組合等は、組合員等からの損害通知が原形を失った特定園芸施設に係るものであつたときは、（1）イの希望の有無に応じて、現地確認に代えて、アの事項について、画像確認を行うことができる。

なお、特定園芸施設が原形を失ったことに伴い、附帯施設又は施設内農作物についても原形を失った場合は、当該特定園芸施設の画像確認と併せて、当該附帯施設又は施設内農作物についても画像確認を行うことができるものとする。

(イ) 組合等は、次の a 及び b の画像を、(1) イで画像確認を希望した組合員等に提供させるものとする。

a 原形を失ったことが確認できる特定園芸施設全体の画像

b 附帯施設又は施設内農作物全体の画像（原形を失っており、当該特定園芸施設と併せて画像確認を行うことができる場合に限る。）

(ウ) 組合等は、損害通知がイの（ア）に該当する場合であっても、提供を受けた画像に撮影年月日データが記録されていない又は 1 (1) イ（ウ）に該当する場合は、アの現地確認を行うものとする。

ウ 調査

組合等は、以下に掲げる事項について現地において（イの画像確認を行う場合は当該画像）又は領収書その他の関係書類により調査する。

なお、組合等は、調査に当たっては、組合員等に対して、当該関係書類を電磁的方法により提供させることができるものとする。

(ア) 共済事故の種類

(イ) 共済事故の発生年月日

(ウ) 共済事故の原因及び経過

(エ) 損害防止の処置の状況

(オ) 特定園芸施設の損害程度等

(カ) 附帯施設の種類及び損害程度等

(キ) 施設内農作物の作物名、栽培面積及び損害程度等

(ク) 残存物の有無及びその額

(ケ) 賠償金等の有無及びその額

(コ) 撤去費用額

(サ) 復旧費用額

エ 特定組合等における抽出確認及び調査

特定組合等は、損害が同時に多数発生したことにより、評価担当者 2 名以上での損害評価ができない場合において、1 名での損害評価を行ったときは、当該特定組合等管内で損害評価を行った共済目的について任意抽出し、ア又はイ及びウに準じて確認及び調査を行うこととする。

この場合において、確認及び調査を行う数は、原則として支所等ごとに特定園芸施設及び附帯施設については施設区分ごとに 3 棟以上、施設内農作物については 5 棟以上とし、画像確認を行った棟がある場合は、当該棟を 1 棟以上含めることとする。

また、特定組合等は上記に基づき抽出して確認及び調査を行った場合は、1 名で損害評価を行った支所等ごとの損害評価における損害の取扱い又は損害額の算定方法等について検討し、不適当な事項がある場合には、当該支所等内で損害評価を行ったもののうち 1 名で損害評価を行ったものの全てにつき、再評価するものとする。

(3) 評価担当者は、(2) の損害評価に基づき損害評価野帳（様式例第 9 号、同第 9 号の 2 又は同第 9 号の 3）を作成するものとする。

(4) 評価担当者は、損害の状況を明らかにするため、次のア又はイの画像に組合員等番号及び棟番号を記入又は記録し、損害評価書（様式例第 10 号、同第 10 号の 2、同第 11 号又は同第 11 号の 2。以下この節において同じ。）に添付するものとする。

ア 現地確認を行う場合

特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物ごとの損傷箇所等について評価担当者が撮影した画像

イ 画像確認を行う場合

特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物ごとの損傷箇所等について組合員等が撮影した画像

(5) 評価担当者は、組合員等から以下の証拠書類を提出させ、損害評価書に添付するものとする。

ア 附帯施設の被害額の算定に当たり、使用する販売価額、修理業者等の修理見積額等に関する領収書、見積書等

イ 撤去費用に関する廃棄物処理業者等の請求書等

ウ 復旧費用に関する施工業者等の請求書等（復旧費用に係る請求書等が存しない場合を除く。）

(6) 評価担当者は、第1節3(2)の通知があった場合は、(2)に準じて撤去又は復旧の状況の調査を行う。この場合において、評価担当者は、復旧の状況を明らかにするため、次のア又はイの画像に組合員等番号及び棟番号を記入又は記録し、損害評価書に添付するものとする。

ア 現地において調査を行う場合

特定園芸施設及び附帯施設ごとの復旧箇所等について評価担当者が撮影した画像

イ 画像による調査を行う場合

特定園芸施設及び附帯施設ごとの復旧箇所等について組合員等が撮影した画像

2 損害額の算定及び認定

組合等は、1の損害評価を終えたときは、損害評価野帳（様式例第9号から9号の4まで）に基づき、特定園芸施設等の損害程度割合等を計算し、損害評価書を作成して損害額を認定するものとする。

第4節 都道府県連合会の行う損害評価

(1) 都道府県連合会は、組合等（特定組合等を除く。以下この節において同じ。）から損害通知があった場合は、原則として組合等の行う前節1（2）アの現地確認又はイの画像確認及びウの調査について、合同損害評価を行うものとする。

なお、前節1（2）イの画像確認を行う場合は、当該画像確認を行う画像その他の必要な情報を組合等に提供させ、同規定に準じて画像確認を行う。

(2) 損害が同時に多数発生したことにより、（1）による合同損害評価ができないときは、都道府県連合会は、組合等が損害評価を行った共済目的を任意抽出し、これにつき前節1（2）に準じて合同損害評価を行うものとする。この場合において、都道府県連合会が当該合同損害評価を行う数は、原則として1組合等当たり、特定園芸施設及び附帯施設については施設区分ごとに3棟以上、施設内農作物については5棟以上とする。

(3) 都道府県連合会は、（2）による抽出確認を行った場合は、組合等の損害評価における損害の取扱い又は損害額の算定方法等について検討し、不適當な事項がある場合には、その事項を指摘し、当該組合等が損害評価を行ったものの全てにつき、その指摘に係る都道府県連合会の評価した基準に従って組合等に再評価させるものとする。

(4) 都道府県連合会は、あらかじめ、共済目的の損傷程度等、損害評価が容易な場合について、組合等と協議しておくものとし、被害が僅少で、かつ、損害評価が容易な場合は、（1）による合同損害評価を省略しても差し支えない。

第4章 共済金の支払

第1節 特定組合等以外の組合等

- (1) 組合等（特定組合等を除く。以下この節において同じ。）は、損害の額を認定したときは、支払うべき共済金を算定する。この場合において、免責すべき事由があるときには、検討の上、免責の額を決定し、組合員等に支払うべき共済金の額を確定させるものとする。
- (2) 組合等は、(1)により共済金の額を確定した時は共済金支払通知書（様式例第13号）を作成して組合員等に通知するとともに、当該組合員等に対して事業規程等の定めるところにより共済金（第1章第9節2（1）ウのただし書の規定により相殺する場合の支払額は相殺後の額）を支払うものとする。
- (3) 組合等は、事業年度終了後、支払台帳（様式例第14号）を作成し整備保存するものとする。

第2節 特定組合等

- (1) 特定組合等は、損害の額を認定したときは、支払うべき共済金を算定するものとする。
この場合において、免責すべき事由があるときには、検討の上、免責の額を決定し、組合員に支払うべき共済金の額を確定させるものとする。
- (2) 特定組合等は、(1)により共済金の額を確定したときは、速やかに共済金支払通知書を作成し、組合員に通知するとともに、当該組合員に対して事業規程の定めるところにより共済金（第1章第9節2（1）ウのただし書の規定により相殺する場合の支払額は相殺後の額）を支払うものとする。
- (3) 特定組合等は、事業年度終了後、支払台帳を作成し整備保存するものとする。
- (4) 特定組合等は、共済金の支払額を決定したときは、損害評価書に基づき特定組合等共済金支払見込報告書（様式第18号）を作成し、別表2に掲げる園芸施設共済システムによる損害評価書の項目の電子データ、農林水産省が指定する特定園芸施設、附帯施設及び施設内農作物ごとの損傷箇所等の画像、附帯施設に係る修理見積書並びに撤去費用及び復旧費用に係る請求書等の関係書類を添付して共済事故発生月の翌月の末日（共済金の支払額を決定する時点において撤去費用額又は復旧費用額が決定していない場合は、当該費用額が決定した後、共済事故発生月ごとに区分した関係書類を取りまとめた翌月の末日）までに農林水産大臣に提出するものとする。

なお、画像及び関係書類の提出については、電磁的方法により行うことができる。

第5章 保険金及び再保険金の請求及び支払

第1節 特定組合等以外の組合等の保険金請求

(1) 組合等（特定組合等を除く。）は、損害の額を認定し、共済金の支払額を算定したときは、損害評価書に基づき保険金請求書（様式第12号）を作成し、次に掲げるデータ及び書類を添付して翌月の25日までに都道府県連合会に提出するものとする。

ア 園芸施設共済システムによる損害評価書の項目の電子データ

イ 特定園芸施設、附帯施設及び施設内農作物ごとの損傷箇所等の画像

ウ 附帯施設に係る修理見積書等

エ 撤去費用及び復旧費用に係る請求書等の関係書類

(2) 共済金の支払額を決定する時点において撤去費用額又は復旧費用額が決定していない場合は、当該金額が決定した後、別途、共済事故発生月ごとに区分して撤去費用額又は復旧費用額に係る保険金請求書を作成し、毎月25日までに都道府県連合会に提出するものとする。

なお、画像及び関係書類の提出については、電磁的方法により行うことができる。

第2節 都道府県連合会の行う保険金の支払及び再保険金の請求

1 保険金請求書の審査及び保険金の支払

- (1) 都道府県連合会は、会員たる組合等から保険金請求書の提出があったときは、提出書類の内容を審査し、疑義のあるものについては組合等に照会し、提出書類の修正を要する場合は組合等に対して訂正又は再提出を求めるものとする。
- (2) 都道府県連合会は、(1)による審査を終了したときは、損害の額を認定し、支払うべき保険金の額を確定するものとする。
- (3) 都道府県連合会は、保険金の額を確定したときは、保険金支払通知書を作成して、組合等に通知するとともに、当該組合等に対して速やかに保険金を支払うものとする。
- (4) 都道府県連合会は、会員たる組合等から提出のあった保険金請求書及び保険金支払通知書の写しを支払台帳として整備保存するものとする。

2 保険金請求書等の提出

都道府県連合会は、1(1)による保険金請求書の審査終了後、次に掲げる金額等を共済事故発生月の翌々月(第1節(2)に規定する場合にあっては、保険金請求書を受領した月の翌月)の10日までに農林水産大臣に提出するものとする。

なお、画像及び関係書類の提出については、電磁的方法により行うことができる。

ア 保険金請求書の写し

イ 別表2に掲げる園芸施設共済システムによる損害評価書の項目の電子データ

ウ 農林水産省が指定する特定園芸施設、附帯施設及び施設内農作物ごとの損傷箇所等の画像

エ 附帯施設に係る修理見積書等

オ 撤去費用及び復旧費用に係る請求書等

3 保険金の仮渡し

- (1) 都道府県連合会は、保険金の仮渡しをすることができる。
- (2) (1)の規定により仮渡しをする金額の総額は、都道府県連合会が政府から受けた再保険金の概算払の金額を下回らないものとする。

4 保険金支払の免責

- (1) 都道府県連合会は、次に掲げる場合には、保険金の全部又は一部につき、支払の責任を免れることができる。
 - ア 会員たる組合等が法令又は事業規程等に違反して共済金を支払ったとき。
 - イ 会員たる組合等が損害額を不当に認定して共済金を支払ったとき。
 - ウ 会員たる組合等がその事業規程等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかったとき。
 - エ 会員たる組合等が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。

オ 会員たる組合等が第2章第1節8(2)の引受通知及び第3章第2節2の損害通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

カ 会員たる組合等が第1章第14節1(2)の損害防止の指導を怠ったとき。

キ 会員たる組合等が第1章第14節2(2)の規定による損害防止の処置の指示に従わなかったとき。

(2) 都道府県連合会は、会員たる組合等が植物防疫法（昭和25年法律第151号）の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損害の額については、会員に対して保険金の支払の義務を有しない。

5 棟別再保険金の請求

都道府県連合会は、請求すべき棟別再保険金（施行令第35条第3項第1号の再保険金をいう。）があるときは、共済事故発生月ごとに、棟別再保険金請求書（様式第15号）を作成し、共済事故発生月の翌々月（第1節(2)に規定する場合にあっては、保険金請求書を受領した月の翌月）の10日までに農林水産大臣に提出するものとする。

6 年間超過損害再保険金の請求

(1) 都道府県連合会は、年間超過損害再保険金（施行令第35条第3項第2号の再保険金をいう。以下同じ。）があるときは、年間超過損害再保険金請求書（様式第16号）を作成し、当該事業年度の翌事業年度の6月15日までに農林水産大臣に提出するものとする。

(2) 都道府県連合会は、第1節(2)に規定する場合にあっては、翌年度以降、別途、撤去費用額又は復旧費用額に係る年間超過損害再保険金請求書を作成し、次に定める各期日までに農林水産大臣に提出するものとする。

ア 6月から8月までの間に確定した損害額に係る年間超過損害再保険金請求書
9月15日

イ 9月から11月までの間に確定した損害額に係る年間超過損害再保険金請求書
12月15日

ウ 12月から翌年2月までの間に確定した損害額に係る年間超過損害再保険金請求書
3月15日

エ 3月から5月までの間に確定した損害に係る年間超過損害再保険金請求書
6月15日

(3) 都道府県連合会は、年間超過損害再保険金の概算請求を行うときは、あらかじめ、農林水産省経営局長と協議するものとする。

第3節 特定組合等の行う保険金請求

1 棟別保険金の請求

- (1) 特定組合等は、支払請求すべき棟別保険金（施行令第41条第3項第1号の保険金をいう。）があるときは、共済事故発生月ごとに、棟別保険金請求書（様式第19号）を作成し、事故発生月の翌月の末日までに農林水産大臣に提出するものとする。
- (2) 共済金の支払額を決定する時点において撤去費用額又は復旧費用額が決定していない場合にあつては、当該費用額が決定した後、別途、共済事故発生月ごとに区分して撤去費用額又は復旧費用額に係る棟別保険金請求書を作成し、毎月の末日までに農林水産大臣に提出するものとする。

2 年間超過損害保険金の請求

- (1) 特定組合等は、請求すべき年間超過損害保険金（施行令第41条第3項第2号の保険金をいう。以下同じ。）があるときは、年間超過損害保険金請求書（様式第20号）を作成し、当該事業年度の翌事業年度の6月15日までに農林水産大臣に提出するものとする。
- (2) 特定組合等は、1（2）に規定する場合にあつては、翌年度以降、別途、撤去費用額又は復旧費用額に係る年間超過損害保険金請求書を作成し、次に掲げる各期日までに農林水産大臣に提出するものとする。
- ア 6月から8月までの間に確定した損害額に係る年間超過損害保険金請求書
9月15日
- イ 9月から11月までの間に確定した損害額に係る年間超過損害保険金請求書
12月15日
- ウ 12月から翌年2月までの間に確定した損害額に係る年間超過損害保険金請求書
3月15日
- エ 3月から5月までの間に確定した損害に係る年間超過損害保険金請求書
6月15日
- (3) 特定組合等は、年間超過損害保険金の概算請求を行うときは、あらかじめ、農林水産省経営局長と協議するものとする。

第6章 都道府県への報告

都道府県が組合等に対し、この通知に定めるもののほか、引受け及び損害評価に関し報告を求めた場合には、組合等は、園芸施設共済システムを稼働し、求められた内容を報告するものとする。

第7章 市町村移譲

市町村が共済事業を実施することになった場合において、その公示とともに消滅する園芸施設共済の共済関係に係る未経過共済掛金及び未経過保険料の払い戻し方法並びにその後の事務処理は次によるものとする。

なお、未経過再保険料の取扱いその他の事務処理についても同様とする。

また、市町村が共済事業を廃止して、農業共済組合が行うこととなった場合の取扱いについてもこれに準ずるものとする。

第1節 未経過共済掛金及び未経過保険料の払戻し方法

1 未経過共済掛金及び未経過保険料の額の算出

農業共済組合が市町村に共済事業を移譲する際、その組合員に払い戻すべき未経過共済掛金の額には国庫負担部分が含まれているが、当該国庫負担部分は移譲の際に国庫に返還され、市町村が新たに行う共済事業に加入した農家については新たに国庫負担することとなるため、払い戻すべき未経過共済掛金及び未経過保険料は、事務取扱上、国庫負担額を含めずに算出することとなる。その算出方法は次のとおりである。

ア 未経過共済掛金

$$= (\text{共済掛金} - \text{国庫負担額}) \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{共済責任期間}}$$

イ 未経過保険料

$$= (\text{保険料} - \text{国庫負担額}) \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{共済責任期間}}$$

2 払戻しの方法

1により農業共済組合及び都道府県連合会は、それぞれ未経過共済掛金及び未経過保険料を払い戻すこととなるが、当該農業共済組合の組合員が公示の前に市町村との間に新たに園芸施設共済の共済関係を結ぶ旨の意志表示をしたときは、次に掲げる方法によることができるものとする。

(1) 市町村との間に新たに園芸施設共済の共済関係を成立させようとする組合員は、公示の日までに市町村に対し、公示の日付けをもって園芸施設共済の加入申込をする旨及び農業共済組合から払戻しを受ける未経過共済掛金を共済掛金に当てる旨の意志表示を行うものとする。この場合において市町村は、公示の日までに当該組合員に対して、公示の日付けをもって諾否を決定する旨の通知を行っておくものとする。

(2) 農業共済組合、組合員及び市町村の三者で公示の日までに契約書（様式例第21号）を作成し、次の事項を約するものとする。なお、契約書の日付けは公示の日付けにしておくものとする。

ア 農業共済組合が組合員に対して負っている未経過共済掛金を払い戻す債務を、市町村が引き受けること。

イ 市町村が、当該市町村との間に改めて園芸施設共済の共済関係を成立させることとなる者から共済掛金の払込みを受ける権利と、アによりその者が市町村に対して有することになる未経過共済掛金の払戻しを受ける権利とを公示の日付けをもって相殺すること。

(3) 農業共済組合、都道府県連合会及び市町村の三者で、公示の日までに契約書（様式例第22号）を作成し、次の事項を約するものとする。

ア 農業共済組合は、都道府県連合会に対して有する未経過保険料の払戻しを受ける権利を市町村に譲り渡すこと。

イ 都道府県連合会は、市町村との間に新たに成立する園芸施設共済に係る保険関係についての保険料の払込みを受ける権利と、アにより市町村が都道府県連合会に対して有することとなる未経過保険料の払戻しを受ける権利とを公示の日付けをもって相殺すること。

第2節 移譲を受けた市町村の引受事務

1 市町村の引受事務

- (1) 共済事業の移譲を受けた市町村（以下「市町村」という。）は、契約書に基づき農業共済組合との共済関係が消滅した園芸施設共済に係る保険関係について、未経過保険料の払戻しを受けるため、保険料還付請求書（様式例第23号）に、当該農業共済組合が作成した園芸施設共済消滅報告書（様式例第24号）を添えて、都道府県連合会に提出するものとする。
- (2) 市町村は、公示の日をもって、当該農業共済組合との間に園芸施設共済の共済関係が成立していた組合員から、公示の日までになされた園芸施設共済の加入申込について引受けを行う。その引受けに係る引受通知書は、他の新たに園芸施設共済に加入したものの引受通知書とは別葉として保険料還付請求書及び園芸施設共済消滅報告書とともに都道府県連合会に提出する。

2 都道府県連合会の引受事務

- (1) 都道府県連合会は、園芸施設共済消滅報告書及び引受通知書により、市町村が納入すべき差額保険料がある場合には、納入させるための手続を行う。
- (2) 都道府県連合会は、市町村からの保険料還付請求に基づいて、再保険料還付請求書（様式例第25号）及び園芸施設共済消滅集計報告書を作成して農林水産省に提出する。
- (3) 都道府県連合会は、2の引受通知書に基づき、再保険引受通知書を市町村ごとに別葉に取りまとめ、再保険料還付請求書及び園芸施設共済消滅集計報告書とともに農林水産省に提出する。
- (4) 農林水産省は、園芸施設共済消滅集計報告書と再保険引受通知書により、都道府県連合会が納入すべき差額再保険料がある場合には、納入手続を行う。
- (5) 市町村ごとの納入再保険料の額が還付再保険料請求の額に満たない場合は、再保険料還付請求の額に達するまで、当該市町村ごとの再保険引受通知書を別葉として提出する。

第8章 農業経営収入保険と園芸施設共済との間の移行等

第1節 園芸施設共済から農業経営収入保険への移行

1 共済関係の一部解除

- (1) 特定園芸施設と併せて施設内農作物を共済目的とする共済関係の存する組合員等が、その共済責任期間の途中に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係を成立させようとするときは、農業経営収入保険に係る加入申請書の全国連合会への提出に併せて、「農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除申出書」（別添参照）を組合等に提出するものとする。
- (2) 組合等は、(1)により共済関係の一部を解除するときは、共済関係の一部解除の通知を、当該組合員等と全国連合会との間で農業経営収入保険の保険関係が成立した後に「農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除通知書兼共済掛金等返還通知書」（別添参照）により行うものとし、当該保険期間の開始の日の前日付けで共済関係のうち施設内農作物に係る部分を解除するものとする。
- (3) 農業経営収入保険の保険関係の成立状況の確認は、農業経営収入保険に移行する組合員等からの同意を得て、全国連合会から情報を入手して行うものとする。

2 共済掛金の払戻し

組合等は1の規定による共済関係の一部解除を行う場合は、当該組合員等に対し、施設内農作物に係る未経過分の共済掛金相当額のうち共済掛金組合員等負担額を日割りで計算した金額を払い戻すものとする。

3 事務費賦課金の払戻し

組合等は1の規定による共済関係の一部解除を行う場合は、当該組合員等に対し、当該組合員等が支払った事務費賦課金のうち施設内農作物に係る部分の金額を日割りで計算した金額を払い戻すものとする。

第2節 農業経営収入保険から園芸施設共済への移行

1 共済関係の解除及び成立

農業経営収入保険の保険関係及び園芸施設共済の共済関係が存する組合員等が、当該保険関係の保険期間終了後、施設内農作物を共済目的としようとする場合は、組合等に申し出るものとし、組合等は、当該現に存する共済関係を保険期間終了の日と同日付けで解除し、その翌日から共済責任期間の開始する特定園芸施設及び施設内農作物を共済目的とする共済関係を成立させるものとする。

2 共済掛金の払戻し

組合等は1の規定による共済関係の解除を行う場合は、当該組合員等に対し、未経過分の共済掛金組合員等負担額を日割りで計算した金額を払い戻すものとする。

3 事務費賦課金の払戻し

組合等は1の規定による共済関係の解除を行う場合は、当該組合員等に対し、当該組合員等が支払った未経過分の事務費賦課金を日割りで計算した金額を払い戻すものとする。

第3節 園芸施設共済の制度改正に伴う新制度への移行

1 共済関係の解除及び成立

園芸施設共済の見直しが行われた場合に、旧制度の共済関係が存する組合員等が、その共済責任期間の途中で新制度の共済関係を成立させようとする場合は、組合等に申し出て、当該旧制度の共済関係を解除し、その翌日から共済責任期間の開始する新制度の園芸施設共済の共済関係を成立させるものとする。

2 共済掛金の払戻し

組合等は1の規定による共済関係の解除を行う場合は、当該組合員等に対し、未経過分の共済掛金組合員等負担額を日割りで計算した金額を払い戻すものとする。

3 事務費賦課金の払戻し

組合等は1の規定による共済関係の解除を行う場合は、当該組合員等に対し、当該組合員等が支払った未経過分の事務費賦課金を日割りで計算した金額を払い戻すものとする。

第9章 共済責任期間中における特定園芸施設の増改築等に伴う異動の取扱いについて

1 共済関係の解除及び成立

- (1) 組合等は、組合員等から特定園芸施設の増改築等に伴う異動通知があり、当該増改築等後の価額に基づく補償を受けたい旨の申出があった場合は、当該増改築等後の共済価額を算定するものとする。
- (2) (1) により算定した当該増改築等後の共済価額が、当初の価額と異なる場合、組合等は(1)の申出を承諾し、当該増改築等後の価額に基づく共済掛金を当該組合員等に払い込ませるとともに、当該払込みのあった日をもって従前の共済関係を解除するものとする。
- (3) (2) による共済掛金の払込みがあった日の翌日から新たな共済関係を成立させるとともに共済責任期間を開始させるものとする。

2 共済掛金の払戻し

組合等は1の規定による共済関係の解除を行う場合は、当該組合員等に対し、未経過分の共済掛金組合員等負担額を日割りで計算した金額を払い戻すものとする。

3 事務費賦課金の払戻し

組合等は1の規定による共済関係の解除を行う場合は、当該組合員等に対し、当該組合員等が支払った未経過分の事務費賦課金を日割りで計算した金額を払い戻すものとする。

第10章 報告手続

1 特定組合等以外の組合等の報告手続

組合等は、第2章第1節8（2）の規定により引受通知書（様式第6号）を提出した後に、共済関係の異動（第1章第15節オの被覆期間の変更、第8章及び第9章の規定による解除等であって、共済掛金の払込み又は払戻しを伴うものに限る。）が生じた場合は、引受通知書を更新し、園芸施設共済システムによる引受通知の項目の電子データを添付して、四半期（各年の1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各期間をいう。以下同じ。）ごとに、それぞれ当該四半期が終了する月の翌月の末日までに都道府県連合会に提出するものとする。

2 都道府県連合会の報告手続

都道府県連合会は、組合等から1の規定による更新後の引受通知書の提出があったときは、当該引受通知書に基づいて、第2章第2節2（3）の規定により提出した再保険引受通知書（様式8）を更新し、別表2に掲げる園芸施設共済システムによる再保険引受書の項目の電子データを添付して、1の規定による更新が発生した月が属する四半期が終了する月の翌々月の15日までに農林水産大臣に提出するとともに、農林水産大臣の定める期日までに再保険料の差額を納入するものとする。

3 特定組合等の報告手続

特定組合等は、第2章第1節8（3）の規定により特定組合等引受通知書（様式第17号）を提出した後に、共済関係の異動（第1章第15節オの被覆期間の変更、第8章及び第9章の規定による解除等であって、共済掛金の払込み又は払戻しを伴うものに限る。）が生じた場合は、特定組合等引受通知書を更新し、園芸施設共済システムによる引受通知の項目の電子データを添付して、四半期ごとに、それぞれ当該四半期が終了する月の翌々月の15日までに農林水産大臣に提出するとともに、農林水産大臣の定める期日までに保険料の差額を納入するものとする。

書 類 様 式 目 録

	書 類 名	様式番号	提出先	提出期日	添付書類	備 考
組 合 員 等	加入申込書兼変更届出書	例第 1 号	組合等			
	加入申込書（又は変更届出書） 兼引受評価書	例第 3 号	組合等			
	施設の設置状況図	例第 1 号及び例 第 3 号の附属書	組合等			
	園芸施設撤去・復旧計画書	例第 26 号	組合等	撤去及び復旧の 予定が決まり次 第速やかに	特定園芸施設 の設計図（建物 平面図、側面図 等）及び附帯施 設の仕様書等	撤去又は復旧費用加 入者のみ
	農業経営収入保険への移行に伴 う共済関係の解除届出書		組合等	全国連合会への 農業経営収入保 険の加入申請書 提出と併せて提 出		
	【農業経営体向け】環境負荷低 減のチェックシート		組合等	加入申込書又は 変更届出書と併 せて提出		
特 定 組 合 等 以 外 の 組 合 等	引 受 評 価 書	例第 2 号				
	加入申込書（又は変更届出書） 兼引受評価書	例第 3 号				
	加入承諾及び共済掛金等納入通 知・領収証書	例第 4 号				
	共 済 証 券	例第 5 号				
	引 受 通 知 書	第 6 号	都道府県連合会 2 部	引受けをした月 の翌月の末日		（都道府県連合会、 都道府県）
	引 受 台 帳	例第 7 号				
	損 害 評 価 野 帳	例第 9 号、例第 9 号の 2、例第 9 号の 3 又は例 第 9 号の 4				
	損 害 評 価 書	例第 10 号又は 例第 10 号の 2	電子データを連 合会	翌月の 25 日		（都道府県連合会、 都道府県、農林水産 省）
	保 険 金 請 求 書	様式第 12 号	都道府県連合会 3 部	翌月の 25 日		
	共済金支払通知書	例第 13 号				
都 道 府 県 連 合 会	支 払 台 帳	例第 14 号				
	農業経営収入保険への移行に伴 う共済関係の解除通知書兼共済 掛金等返還通知書					
	再保険引受通知書	第 8 号	農林水産省 1 部 都道府県 1 部	引受けをした月 の翌々月の 15 日	様式第 6 号	
	損 害 評 価 野 帳	例第 9 号、例第 9 号の 2、例第 9 号の 3 又は例 第 9 号の 4				
	保険金請求書（組合等から提出 されたものの写し）	第 12 号	農林水産省 1 部 都道府県 1 部	翌々月の 10 日	例第 10 号の電 子データ	
	棟別再保険金請求書	第 15 号	農林水産省 2 部 都道府県 1 部	翌々月の 10 日		
	年間超過損害再保険金請求書	第 16 号	農林水産省 2 部 都道府県 1 部	6 月 15 日（6 月 から 8 月に損害 額が確定した場 合は 9 月 15 日、 9 月から 11 月に 損害額が確定し た場合は 12 月 15		

				日、12月から翌年2月に損害額が確定した場合は3月15日)		
--	--	--	--	-------------------------------	--	--

	書 類 名	様式番号	提出先	提出期日	添付書類	備 考
特 定 組 合 等	引 受 評 価 書	例第2号				
	加入申込書兼引受評価書	例第3号				
	加入承諾及び共済掛金等納入通知・領収証書	例第4号				
	共 済 証 券	例第5号				
	特定組合等引受通知書	第17号	農林水産省1部 都道府県1部	引受けをした月の翌々月の15日		
	引 受 台 帳	例第7号				
	損 害 評 価 野 帳	例第9号、例第9号の2、例第9号の3又は例第9号の4				
	損 害 評 価 書	例第11号又は例第11号の2	電子データを農林水産省	翌月の末日		
	特定組合等共済金支払見込報告書	第18号	農林水産省1部 都道府県1部	翌月の末日		
	棟別保険金請求書	第19号	農林水産省2部 都道府県1部	翌月の末日		
	年間超過損害保険金請求書	第20号	農林水産省2部 都道府県1部	6月15日 (6月から8月に損害額が確定した場合は9月15日、9月から11月に損害額が確定した場合は12月15日、12月から翌年2月に損害額が確定した場合は3月15日)		
	共済金支払通知書	例第13号				
	支 払 台 帳	例第14号				
(市町村移譲関係)	契 約 書	例第21号				
	契 約 書	例第22号				
	保険料還付請求書	例第23号	連合会1部			
	消 滅 報 告 書	例第24号	連合会1部			
	再保険料還付請求書	例第25号	農林水産省1部			

(注意) 様式番号中「例」とあるのは、例として示したものでこれに準じて作成しても差し支えない。ただし、様式例に示した必要項目は記載することとし、紙面の大きさ、項目の配置、項目の追加等は適宜定めてもよいものとする。

[illegible]

6. 加入する棟の被覆期間は次のとおりです。

棟番号	回	被覆開始日	被覆終了日	回	被覆開始日	被覆終了日	回	被覆開始日	被覆終了日	回	被覆開始日	被覆終了日	回	被覆開始日	被覆終了日	回	被覆開始日	被覆終了日

【参考情報】(実施している場合はチェックしてください。)

☐ 農業版BCPの実施

記入上の注意

- あなたが所有する特定園芸施設の全てについて2に記入して下さい。
※全棟加入が原則となっているため、あなたが所有する特定園芸施設の全てについて2に記入して下さい。
- あなたが加入する特定園芸施設の被覆計画を6に記入して下さい。
- 附帯施設も園芸施設共済に加入する場合は、1の「附帯施設」欄に記入の上、4の各欄に必要事項を記入して下さい。
- 施設内農作物も園芸施設共済に加入する場合は、1の「施設内農作物」欄に記入の上、5の各欄に必要事項を記入して下さい。
- 付保割合（共済価額に対する補償金額の割合）は、棟ごとに選択できます。選択する付保割合を、2の「付保割合」欄に記入してください。
- 撤去費用を補償対象にするかどうかは、棟ごとに選択できます。撤去費用を補償対象にする場合は、2の「撤去費用」欄に記入して下さい。
- 復旧費用を補償対象にするかどうかは、棟ごとに選択できます。復旧費用を補償対象にする場合は、2の「復旧費用」欄に記入して下さい。
- 付保割合80%を選択した棟については、付保割合追加特約（共済価額の10%又は20%を補償金額に上乗せする特約）を付加することができます。付保割合追加特約を付加する場合は、上乗せする割合を、2の「付保割合追加特約」欄に記入してください。
- 小損害不填補の金額は、棟ごとに選択できます。選択する小損害不填補の金額に応じた以下の番号を、2の「小損害不填補」欄に記入してください。
[番号：小損害不填補の金額]
[0： 3万円（共済価額の20分の1が3万円に満たないときは、共済価額の20分の1）]
[1： 10万円]
[2： 20万円]
[3： 50万円 ※共済価額が50万円を超えている棟について選択可能]
[4： 100万円 ※共済価額が100万円を超えている棟について選択可能]
[5： 1万円特約 ※共済価額の20分の1が1万円を超えている棟について選択可能]
- 記入した特定園芸施設のうち、他の損害保険等に付されていること又は経過年数が所定の年数を超えていることにより、加入を希望しない棟がある場合は、2の「棟番号」欄を○で囲んで下さい。
- 当該加入申込書により、告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該共済関係を解除することがあります。
- 当該加入申込書により、告知した事項について、変更が生じる場合は、変更の通知（異動通知）をして下さい。

（1）新規加入者の場合

- ア 2の「棟番号」欄は、同一施設において、雨よけ施設等と全面被覆施設（雨よけ施設等以外の特定園芸施設）としての設置期間が連続する場合には、同一番号を使用し、それぞれの期間ごとに行を変えて記入して下さい。
- イ 2の「作物区分」欄は、その特定園芸施設で栽培する施設内農作物が、「葉菜類」、「果菜類」又は「花き類」のいずれであるかを記入して下さい。
- ウ 2の「責任開始予定年月日」欄には、園芸施設共済加入希望年月日を記入し、「責任終了予定年月日」欄には、原則として責任開始予定年月日から1年後の日の前日の日付を記入して下さい。
ただし、所有（又は管理）する特定園芸施設の設置期間が1年間でない場合又は始期を統一するために園芸施設共済に1年間加入しない場合は、当該特定園芸施設の設置期間の終了予定年月日又は始期統一を希望する日の前日の日付を記入してください。
- エ 2の「被覆形態」欄には、全面被覆施設の場合は「全面」と、雨よけ施設等の場合は「雨よけ」と記入して下さい。
- オ 2の「所有管理」欄には、その特定園芸施設をあなたが所有している場合は「所有」と、その特定園芸施設をあなたが所有しないで管理している場合は「管理」と記入し、「備考」欄にその特定園芸施設の所有者の住所、氏名を記入して下さい。

- カ 2の「更新有無」欄には、補強、部材の取替、増改築等があった場合は○を記入して下さい。
- キ あなたが特定園芸施設の所有者である場合には、3の「か月」欄に2に記載した、責任開始予定年月日から責任終了予定年月日まで期間が最も長い月数を記入して下さい。
- ク 6の「棟番号」欄には、2と同一の番号を記入して下さい。
- ケ 6の被覆期間は、当該特定園芸施設の加入期間の間に被覆する期間を記載して下さい。なお、加入期間の間に連続しない被覆期間がある場合には、それぞれ連続する被覆期間ごとに記入して下さい。
- コ 4の「棟番号」欄には、使用されている棟の番号を記入して下さい。
- サ 4の「基数」欄には、同一種類で同一設置年月日かつ同一価額のものをまとめた基数を記入して下さい。
- シ 5の「栽培面積」欄には、鉢物類にあっては回作ごとに鉢上げする鉢数を記入して下さい。

(2) 継続加入者の加入申込み及び自動継続特約を付した者の変更届出書として使用する場合

- ア 自動継続特約を付す旨、当初加入時に申出た場合は、次回以降、園芸施設共済変更届出書として本様式を使用してください。
- イ 前回の加入内容が記入されていますので、今回の加入に当たり変更がある場合は変更箇所を二重線で消して書き直して下さい。
- ウ その特定園芸施設に、補強、部材の取替、増改築等があった場合は「更新有無」欄に○を記入して下さい。
- エ 特定園芸施設や附帯施設を廃棄した場合は二重線で消して下さい。廃棄した棟の「備考」欄に廃棄、譲渡等具体的な理由を記入して下さい。
- オ 新たに加入する特定園芸施設がある場合は、前回加入分の下に続き番号を付けて記入して下さい。
- カ 新たに加入する附帯施設がある場合は、前回加入分の下に新しい番号を付けて記入して下さい。
- キ 各箇所の記入方法は、(1)新規加入者の場合と同様です。

大地区名	小地区名
組合員等名	住所

組合等 コード	組合員等 コード	棟番号	料率区分											付保割合 (%)	付保割合追加特約 (%)	共済責任開始時期 (年月日)	共済責任期間		分納区分	設置年月 (年月)	特殊施設区分	骨格材	所有・管理	特定園芸施設所在地	
			農作物の作物区分	内作加入の有無	撤去費用区分	復旧費用区分	共済目的等の種別	施設区分	小損害不填補区分	料率地域区分	危険段階区分														
											本体・附帯	内作	撤去				復旧								
																(か月)	うち被覆期間 (か月)	うち未被覆期間 (か月)							

1. 特定園芸施設

[illegible]

プラスチックフィルム等											特定園芸施設価額 (円)	本体復旧費用価額 (円)	特定園芸施設共済 金額相当額 (円)	本体復旧費用共済 金額相当額 (円)
被覆区分	被覆時期 (年月)	被覆材種類	算定係数	被覆面積 (㎡)	㎡当たり価額			再取得価額 (円)	被覆経過割合 (%)	価額 (円)				
					材料費 (円)	諸経費 (円)	単価 (円)							
													付保割合追加特約	
													特定園芸施設共済 金額相当額 (円)	本体復旧費用共済 金額相当額 (円)

2. 附帶施設

[illegible]

附帯施設共済金額相当額 (円)	附帯施設復旧費用共済 金額相当額 (円)
付保割相追加特約	
附帯施設共済金額相当額 (円)	附帯施設復旧費用共済 金額相当額 (円)

共済掛金計算結果	(円)	評価年月日
国庫負担額	(円)	評価者氏名
組合員等負担額	(円)	施設所有者氏名（管理施設の場合のみ記入）
賦課金	(円)	施設所有者住所
内組合等賦課金	(円)	

3. 施設内農作物

再建築価額(円)	施設内農作物価額算 定率(%)	施設内農作物価額(円)	施設内農作物共済金額相 当額(円)

4. 撤去費用

㎡当たり 撤去費用(円)	撤去費用価額 (円)	撤去費用共済金額相当 額(円)	付保割合追加特約
			撤去費用共済金額相当額(円)

5. 共済価額及び共済金額

共済価額 (円)	共済金額 (円)

6. 施設内農作物栽培計画

回作	作物 コード	作物名	栽培面積 (㎡)	移植 播種 年月日	標準生育日数 (日)	標準収穫日数 (日)	回作	作物 コード	作物名	栽培面積 (㎡)	移植 播種 年月日	標準生育日数 (日)	標準収穫 日数(日)

7. 被覆期間

被覆期間(1回目) 年月日		被覆期間(2回目) 年月日		被覆期間(3回目) 年月日		被覆期間(4回目) 年月日		被覆期間(5回目) 年月日		被覆期間(6回目) 年月日	
開始日	終了日	開始日	終了日	開始日	終了日	開始日	終了日	開始日	終了日	開始日	終了日

(注) 価額及び費用については、単位未満の端数は切捨てるものとする。

園芸施設共済 加入申込書（又は変更届出書）兼引受評価書

組合長理事（市町村長）殿

令和 年 月 日 頁

定款及び事業規程（条例）を了知した上、下記により園芸施設共済の加入申込（変更の届出）をします。
なお、加入にあたり、この加入申込書の記載事項は事実と相違ないこと、及び既に事故が生じている又はその事故が原因で生じているものではないことを確約します。

大地区	小地区	組合員等番号	加入申込者住所・電話番号	加入申込者氏名	加入申込年月日

1. 特定園芸施設に併せて次のものも加入（申出）します。

附帯施設※1

施設内農作物※2

自動継続特約※3

施設面積は
経験年数は引き続き
また、病害虫の防除施設は

アール

年

組合員等割賦課金

※1 附帯施設[0：非加入、1：加入] ※2 施設内農作物 [0：内作非加入、1：内作加入（事故除外しない）、2：内作加入（事故除外する）]
※3 自動継続特約 [0：無、1：有]

2. 加入する特定園芸施設は、次のとおりです。

棟番号	施設区分	型式	特殊施設区分	種別	付保割合※1	撤去費用※2	復旧費用※2	付保割合追加特約※3	小損害不填補※4	作物区分	料率地域	責任開始（年月日）	責任終了（年月日）	期間	被覆形態	骨格材	所有管理	施設所在地	間口（m）	奥行（m）	設置面積（㎡）	スパン数	連棟数	設置時期（年月）	㎡当たり標準価額（円）	増減割合	更新率
														か月												%	%

※1 付保割合[40, 50, 60, 70, 80] ※2 撤去費用、復旧費用[0：非加入、1：加入] ※3 付保割合特約[0, 10, 20]
※4 小損害不填補特約[0：3万円又は共済価額の20分の1、1：10万円、2：20万円、3：50万円、4：100万円、5：1万円特約]

棟番号	①				②				③				④				分保納留区分	備考	
	被覆区分	被覆時期	被覆材種類	単価（円）	被覆区分	被覆時期	被覆材種類	単価（円）	被覆区分	被覆時期	被覆材種類	単価（円）	被覆区分	被覆時期	被覆材種類	単価（円）			
		年月				年月				年月				年月					

3. 加入後 かの月の間に新たに所有する特定園芸施設も加入します。

4. 加入する附帯施設は次のとおりです。

棟番号	附帯施設種類	基数	設置時期	機種名	登録番号	本体価額（円）	施行費等（円）
			年月				

棟番号	附帯施設種類	基数	設置時期	機種名	登録番号	本体価額（円）	施行費等（円）
			年月				

5. 加入する特定園芸施設において栽培する施設農作物の栽培計画は次のとおりです。

棟番号	回作	作物名	栽培面積（㎡）	移植播種（年月日）	標準生育日数	標準収穫日数

棟番号	回作	作物名	栽培面積（㎡）	移植播種（年月日）	標準生育日数	標準収穫日数

棟番号	回作	作物名	栽培面積（㎡）	移植播種（年月日）	標準生育日数	標準収穫日数

6. 加入する棟の被覆期間は次のとおりです。

棟番号	回	被覆開始日	被覆終了日	回	被覆開始日	被覆終了日	回	被覆開始日	被覆終了日	回	被覆開始日	被覆終了日	回	被覆開始日	被覆終了日	回	被覆開始日	被覆終了日

評価年月日	評価棟番号	評価者名

評価年月日	評価棟番号	評価者名

棟番号	共済価額（円）	共済価額の内訳（円）					
		特定園芸施設	本体復旧費用	附帯施設	附帯復旧費用	施設内農作物	撤去費用
(予定)合計							

棟番号	共済金額（円）	共済金額の内訳（円）					
		特定園芸施設	本体復旧費用	附帯施設	附帯復旧費用	施設内農作物	撤去費用
(予定)合計							

棟番号	共済金額の内訳（付保割合追加特約）（円）					農家負担掛金 （円）	賦課金 （円）
	特定園芸施設	本体復旧費用	附帯施設	附帯復旧費用	撤去費用		
(予定)合計							

【参考情報】（実施している場合はチェックしてください。）

☐ 農業版 BCP の実施

記入上の注意

- あなたが所有する特定園芸施設の全てについて2に記入して下さい。
※全棟加入が原則となっているため、あなたが所有する特定園芸施設の全てについて2に記入して下さい。
- あなたが加入する特定園芸施設の被覆計画を6に記入して下さい。
- 附帯施設も園芸施設共済に加入する場合は、1の「附帯施設」欄に記入の上、4の各欄に必要な事項を記入して下さい。
- 施設内農作物も園芸施設共済に加入する場合は、1の「施設内農作物」欄に記入の上、5の各欄に必要な事項を記入して下さい。
- 付保割合（共済価額に対する補償金額の割合）は、棟ごとに選択できます。選択する付保割合を、2の「付保割合」欄に記入してください。
- 撤去費用を補償対象にするかどうかは、棟ごとに選択できます。撤去費用を補償対象にする場合は、2の「撤去費用」欄に記入して下さい。
- 復旧費用を補償対象にするかどうかは、棟ごとに選択できます。復旧費用を補償対象にする場合は、2の「復旧費用」欄に記入して下さい。
- 付保割合80%を選択した棟については、付保割合追加特約（共済価額の10%又は20%を補償金額に上乗せする特約）を付加することができます。付保割合追加特約を付加する場合は、上乗せする割合を、2の「付保割合追加特約」欄に記入してください。
- 小損害不填補の金額は、棟ごとに選択できます。選択する小損害不填補の金額に応じた以下の番号を、2の「小損害不填補」欄に記入してください。
[番号：小損害不填補の金額]
[0： 3万円（共済価額の20分の1が3万円に満たないときは、共済価額の20分の1）]
[1： 10万円]
[2： 20万円]
[3： 50万円 ※共済価額が50万円を超えている棟について選択可能]
[4： 100万円 ※共済価額が100万円を超えている棟について選択可能]
[5： 1万円特約 ※共済価額の20分の1が1万円を超えている棟について選択可能]
- 記入した特定園芸施設のうち、他の損害保険等に付されていること又は経過年数が所定の年数を超えていることにより、加入を希望しない棟がある場合は、2の「棟番号」欄を○で囲んで下さい。
- 当該加入申込書により、告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該共済関係を解除することがあります。
- 当該加入申込書により、告知した事項について、変更が生じる場合は、変更の通知（異動通知）をして下さい。

（1）新規加入者の場合

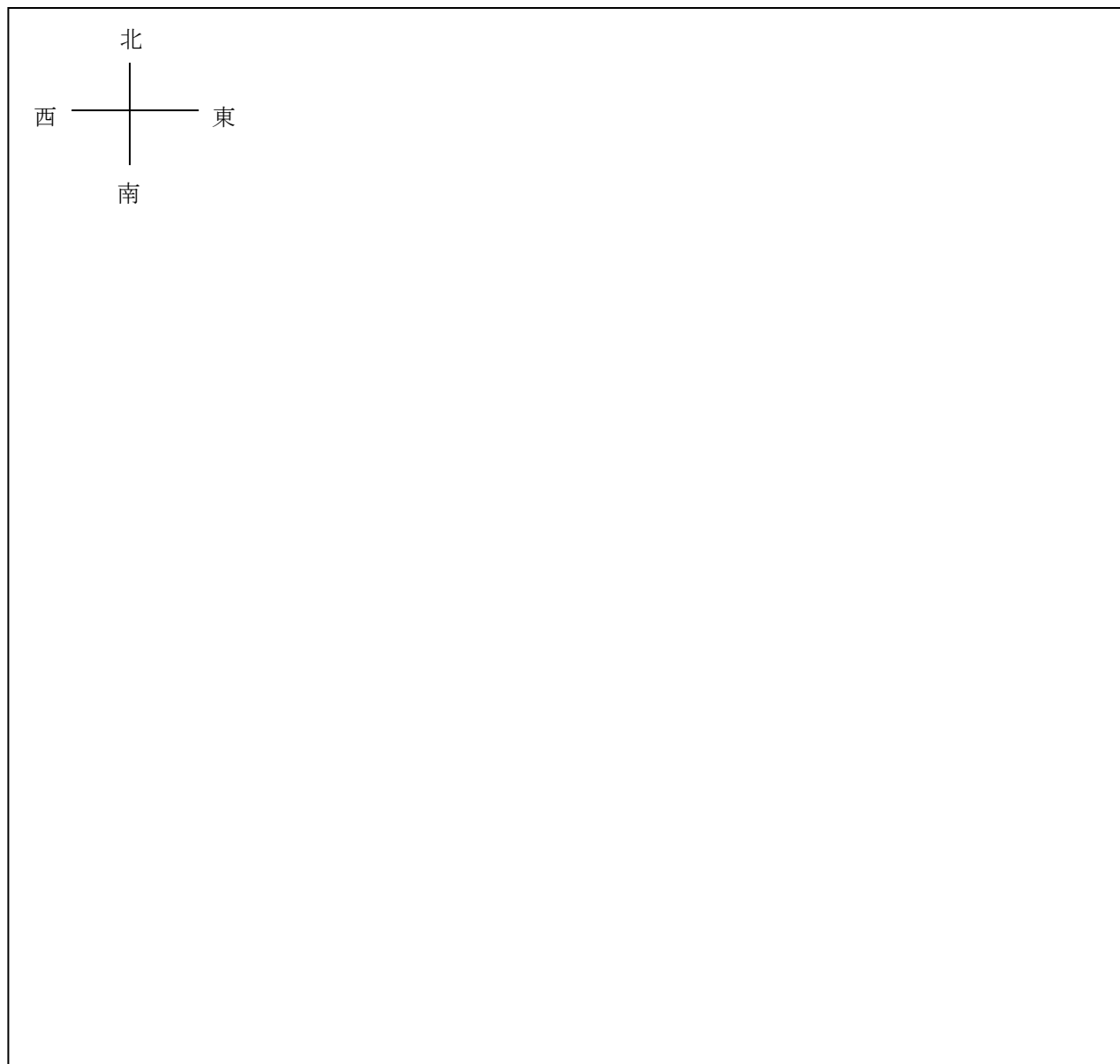
- ア 2の「棟番号」欄は、同一施設において、雨よけ施設等と全面被覆施設（雨よけ施設等以外の特定園芸施設）としての設置期間が連続する場合には、同一番号を使用し、それぞれの期間ごとに行を変えて記入して下さい。
- イ 2の「作物区分」欄は、その特定園芸施設で栽培する施設内農作物が、「葉菜類」、「果菜類」又は「花き類」のいずれであるかを記入して下さい。
- ウ 2の「責任開始（年月日）」欄には、園芸施設共済加入希望年月日を記入し、「責任終了（年月日）」欄には、原則として責任開始（年月日）から1年後の日の前日の日付を記入して下さい。
ただし、所有（又は管理）する特定園芸施設の設置期間が1年間でない場合又は始期を統一するために園芸施設共済に1年間加入しない場合は、当該特定園芸施設の設置期間の終了予定年月日又は始期統一を希望する日の前日の日付を記入してください。
- エ 2の「被覆形態」欄には、全面被覆施設の場合は「全面」と、雨よけ施設等の場合は「雨よけ」と記入して下さい。
- オ 2の「所有管理」欄には、その特定園芸施設をあなたが所有している場合は「所有」と、その特定園芸施設をあなたが所有しないで管理している場合は「管理」と記入し、「備考」欄にその特定園芸施設の所有者の住所、氏名を記入して下さい。

- カ その特定園芸施設に、補強、部材の取替、増改築等があった場合は「備考」欄に○を記入して下さい。
- キ あなたが特定園芸施設の所有者である場合には、3の「か月」欄に2に記載した、責任開始（年月日）から責任終了（年月日）まで期間が最も長い月数を記入して下さい。
- ク 6の「棟番号」欄には、2と同一の番号を記入して下さい。
- ケ 6の被覆期間は、当該特定園芸施設の加入期間の間に被覆する期間を記載して下さい。なお、加入期間の間に連続しない被覆期間がある場合には、それぞれ連続する被覆期間ごとに記入して下さい。
- コ 4の「棟番号」欄には、使用されている棟の番号を記入して下さい。
- サ 4の「基数」欄には、同一種類で同一設置年月日かつ同一価額のものをまとめた基数を記入して下さい。
- シ 5の「栽培面積」欄には、鉢物類にあっては回作ごとに鉢上げする鉢数を記入して下さい。

（2）継続加入者の加入申込み及び自動継続特約を付した者の変更届出書として使用する場合

- ア 自動継続特約を付す旨、当初加入時に申出た場合は、次回以降、園芸施設共済変更届出書として本様式を使用してください。
- イ 前回の加入内容が記入されていますので、今回の加入に当たり変更がある場合は変更箇所を二重線で消して書き直して下さい。
- ウ その特定園芸施設に、補強、部材の取替、増改築等があった場合は「備考」欄に○を記入して下さい。
- エ 特定園芸施設や附帯施設を廃棄した場合は二重線で消して下さい。廃棄した棟の「備考」欄に廃棄、譲渡等具体的な理由を記入して下さい。
- オ 新たに加入する特定園芸施設がある場合は、前回加入分の下に続き番号を付けて記入して下さい。
- カ 新たに加入する附帯施設がある場合は、前回加入分の下に新しい番号を付けて記入して下さい。
- キ 各箇所の記入方法は、（1）新規加入者の場合と同様です。

施 設 の 設 置 状 況 図



- ※ あなたが所有し又は管理しているすべての棟について、所在地がわかるように書いて下さい。この場合、加入する棟については棟番号を付して下さい。
- ※ 加入する附帯施設が特定園芸施設の外に設置されている場合には、その附帯施設も併せて書いて下さい。
- ※ この図をたよりに現地に行けるよう、農道、神社、家屋等を書き加えて下さい。

様式例第4号

令和 年度園芸施設共済加入承諾及び共済掛金等納入通知・領収証書

(一 括) 令和 年 月 日
(組合員等番号)

組合長理事
市町村長

(住 所)

(氏 名) 殿

園芸施設共済への加入申込みを承諾しましたので、下記により共済掛金等を納入して下さい。

記

1. 共済関係の内容

[illegible]

2. 納入金額等

区分	一括又は第1回分	第2回分
納入金額	円	円
納入期日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
納入場所	本農業共済組合指定の金融機関（市町村）	

受領日付

--	--

令和
付書

一 插

殿

下記のとおり、納入いたします。

記

会計名	園芸施設共済掛金
住所	
組合員等名	
納入金額	(円)
納入期日	令和 年 月 日

受領日付

--	--

令和 年度園芸施設共済共済掛金等
(納入) 済通知書

一 插

殿

下記のとおり、収納いたしましたので通知します。

記

会計名		園芸施設共済掛金
住所		
組合員等名		
納入金額		(円)
内訳	共済掛金	(円)
	賦課金	(円)
納入期日		令和 年 月 日

受領日付

--	--

令和 年度園芸施設共済加入承諾及び共済掛金等納入通知・領収証書

(第 回) (※)

(組合員等番号)

令和 年 月 日

組合長理事
市町村長

(住 所)

(氏 名) 殿

園芸施設共済への加入申込みを承諾しましたので、下記により共済掛金等を納入して下さい。

記

1. 共済関係の内容

棟 番 号	共済目的等の範囲	共済責任期間		共済金額 (円)	共済掛金 (円)	賦課金 (分納はできません) (円)
		開始日 (年月日)	終了日 (年月日)			

2. 納入金額等

納入済共済掛金		未納共済掛金	今回納入共済掛金
	うち共済金との相殺額		
納入場所		納入期日	
本農業共済組合指定の金融機関（市町村）		令和 年 月 日	

受領日付

〔作成上の注意〕
当該様式は、事業規程等の定めるところにより、組合等が12回の分割支払を認める場合の例であり、通知する組合員等の共済掛金の払込み状況等に応じて、下線部（※）を適宜記載すること。

令和 年度園芸施設共済共済掛金等納付書

第 回分 (※)

殿

下記のとおり、納入いたします。

記

会計名	園芸施設共済掛金
住所	
組合員等名	
納入金額	(円)
納入期日	令和 年 月 日

受領日付

令和 年度園芸施設共済共済掛金等（納入）済通知書

第 回分 (※)

殿

下記のとおり、収納いたしましたので通知します。

記

会計名	園芸施設共済掛金
住所	
組合員等名	
納入金額	(円)
内 訳	共済掛金 (円)
	賦課金 (円)
納入期日	令和 年 月 日

受領日付

〒	様
---	---

発行年月日 令和 年 月 日
頁

証券番号 号
園芸施設共済への加入の証しとして共済証券を発行します。
農業共済組合（市町村）
組合長理事（市町村長）

印

事業年度	地区コード	組合員等コード	自動継続特約	引受棟数計	共済金額計	納入金額計			納入方法
							共済掛金	賦課金	
					円	円	円		

[illegible][illegible]

- 1 共済事故については次のとおりです。
- 2 組合員等が組合（市町村）へ通知すべき事項は別紙のとおりであり、当該事由が発生した場合には、速やかに組合（市町村）へ連絡してください。
当該通知等を怠り又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知等をしたときは、共済金の全部又は一部について支払われないことがあります。
- 3 撤去費用又は復旧費用に加入している場合、特定園芸施設又は附帯施設を撤去又は復旧した後、共済事故の発生日から1年以内に撤去又は復旧に要した費用の請求書又は領収書の提出をもって組合（市町村）への通知が必要です。ただし、自分で復旧作業を行ったことなどにより、復旧に要した費用の請求書等が全くない場合は、その旨を組合（市町村）に通知してください。

通知を受け、組合（市町村）が撤去又復旧費用に係る共済金をお支払いいたします。

提出する請求書等は以下のとおり金額の内訳明細が必要です。

- (1) 撤去については、

被覆材の撤去に要する費用を除いた、特定園芸施設本体の解体工事費並びに特定園芸施設本体に係る廃材（破損したガラスが混入した特定園芸施設内の土を含む）の搬出及び処理に要する費用、諸経費及び消費税

- (2) 復旧については、

特定園芸施設又は附帯施設の本体価額、工事費、労務費、基礎工事、諸経費及び消費税、当該特定園芸施設に係る被覆材の被覆材価額、押さえ材価額、被覆工事、諸経費及び消費税

- 4 なお、請求書等の提出期間は共済事故から1年間ですが、以下のとおりやむを得ない理由がある場合は組合（市町村）へ申告の上3年まで延長できます。

- (1) 当該共済事故に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内において撤去又は復旧が行われる場合

- (2) 施工業者又は復旧資材の不足その他組合員等の責めに帰することができない事由により撤去又は復旧が滞った場合

（作成上の注意）

- 1 共済事故については、当該共済証券に具体的内容を記載しない場合は、上記1に「共済事故については別紙のとおりである。」と記載し、具体的内容を記載した別紙を作成するか、又は「共済事故については裏面のとおりである。」と記載し、裏面に具体的内容を記載して組合員等へ知らせること。
- 2 「通知すべき事項」として、農業共済組合模範事業規程例の基準（平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知）第16条第1項第7号、第3項、第4項及び第9項並びに第136条第6項の通知をすべき事項を記載した別紙を作成するか、又は裏面に記載して組合員等へ知らせること。裏面に記載する場合は、上記2の「別紙」を「裏面」とすること。
なお、共済事故の記載について、別紙を作成する場合は、これを「別紙1」とし、「別紙2」として通知すべき事項を記載するか、又は「別紙」として共済事故の具体的内容及び通知すべき事項を併記すること。
- 3 撤去又は復旧に係る領収書等の内訳についても、「通知すべき事項」を記載した別紙又は裏面に記載すること。

様

発行年月日	令和	年	月	日
証券番号		号		

[illegible][illegible]

様

発行年月日 令和 年 月 日
証券番号 号

[illegible]

様

発行年月日 令和 年 月 日
証券番号 号

[illegible]

様式第6号

令和 年 月分 園芸施設共済 引受通知書

農業共済組合連合会会長殿

令和 年 月 日

県番号		組合等番号	
-----	--	-------	--

農業共済組合(市町村)
組合長理事(市町村長)

農業保険法第168条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

施設 区分 コード	共済 責任 期間	農家数	棟数	設置面積	共済価額	共済金額	特定園芸 施設	附帯施設	付保割合 追加特約	施設内 農作物	共済掛金	国庫 負担額	保険料	納入 保険料	うち 分納分
							(千円)	(千円)							
							復旧費用	撤去費用							
	(か月)	(戸)	(棟)	(㎡)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
合計															

附帯施設の加入基数	基	賦課金の合計額	円	うち連合会賦課金	円
-----------	---	---------	---	----------	---

(注意)この通知書の内訳として、園芸施設共済システムによる別表2の1に掲げる引受通知書及び再保険引受通知書並びに特定組合等引受通知書に添付する電子データ((1)引受1棟ごとのデータ、(2)組合等ごと、引受年月ごと、共済目的等による種別ごと、料率地域区分ごと、危険段階区分ごと、保険割合ごと、施設区分ごと及び共済責任期間ごとの引受集計明細データ並びに(3)組合等ごと、引受年月ごと、共済目的等による種別ごと、料率地域区分ごと、危険段階区分ごと、保険割合ごと、施設区分ごと及び附帯施設種類ごとの引受附帯施設集計データ)を別途送信するものとする。

様式例第7号

令和 年度 園芸施設共済 引受台帳

令和 年 月 日

組合等番号	組合等名	地区名	組合員等番号	組合員等名

棟番号	施設区分	型式	設置面積 (㎡)	共済価額の内訳 (円)	共済価額 (円)	共済金額 (円)	付保割合 (%)	付保割合追加特約の選択割合 (%)	小損害不填補	共済金額の内訳 (円)	共済責任期間			共済掛金率 (%)	1万円特約	共済掛金 (円)	賦課金 (円)			徴収額 (円)	分割徴収の場合		
				特定園芸施設 附帯施設 本体復旧費用 附帯復旧費用 施設内農作物 撤去費用						特定園芸施設 附帯施設 本体復旧費用 附帯復旧費用 施設内農作物 撤去費用 付保割合追加特約	共済責任 期間開始 (年月日)	期間 か月	被覆 期間 か月	施設等	施設等		国庫負担額 (円)	組合員等負担額 (円)	組合等分 (円)		第1回 徴収額 (円)	第2回	
				復旧						復旧				徴収期限 (年月日)	徴収額 (円)								
				内作						内作													
				撤去						撤去													

〔作成上の注意〕

事業規程等の定めるところにより、組合等が12回の分割支払を認める場合は、「分割徴収の場合」欄に第3回目以降の徴収期限及び徴収額の欄を適宜追加し、記載すること。

様式例第7号

園芸施設共済 引受台帳(被覆内記)

令和 年 月 日

[illegible]

様式第8号

令和 年 月分 園芸施設共済 再保険引受通知書

農林水産大臣殿

令和 年 月 日

農業共済組合連合会
会長理事

農業保険法第195条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

施設 区分 コード	組合等数	農家数	棟数	設置面積	共済価額	共済金額	特定園芸 施設	本体 復旧費用	附帯施設	附帯 復旧費用	施設内 農作物	撤去費用	付保割合 追加特約
		(戸)	(棟)	(㎡)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
10													
20													
30													
40													
50													
61													
62													
70													
80													
90													
合計													

施設 区分 コード	共済掛金 (円)	国庫 負担額 (円)	保険金額 (円)	保険料 (円)	再保険料 (円)	甲 乙		連合会等交付金 (△納入再保険料) (円)
						(円)	(円)	
10								
20								
30								
40								
50								
61								
62								
70								
80								
90								
合計								

(注意)この通知書の内訳として、園芸施設共済システムによる別表2の1に掲げる引受通知書及び再保険引受通知書並びに特定組合等引受通知書に添付する電子データ((1)引受1棟ごとのデータ、(2)組合等ごと、引受年月ごと、共済目的等による種別ごと、料率地域区分ごと、危険段階区分ごと、保険割合ごと、施設区分ごと及び共済責任期間ごとの引受集計明細データ並びに(3)組合等ごと、引受年月ごと、共済目的等による種別ごと、料率地域区分ごと、危険段階区分ごと、保険割合ごと、施設区分ごと及び附帯施設種類ごとの引受附帯施設集計データ)を別途送信するものとする。

園芸施設共済 損害評価野帳（プラスチックハウスⅡ類(同利用型)兼用)

特定園芸施設・附帯施設損害評価日 年 月 日 評価担当者氏名
施設内農作物損害評価日 年 月 日 評価担当者氏名

地区コード		—													
評価書番号		引受年度		組合員等番号		組合員等氏名		棟番号		特定園芸施設所在地					
型式	間口	奥行	設置面積	連棟数	スパン数	種別	撤去	復旧	作物区分	共済責任開始日		共済責任終了日			
共済事故発生日			内作評価基準日			共済事故種類					事故詳細				
						コード					コード				
事故原因経過															
コード															
損防処置状況															
コード															
被覆計画															
回	被覆開始日		被覆終了日		回	被覆開始日		被覆終了日		回	被覆開始日		被覆終了日		

1. 特定園芸施設		A 面			B 面		
(1) 本体		使用	取替	補修	使用	取替	補修
妻面	間柱						
	胴ぶち						
	筋かい						
	たてざん受材						
	出入口戸						
側面	ガラス						
	柱						
	桁						
	間柱						
	胴ぶち						
	筋かい						
	たてざん受材						
	側窓						
	同駆動						
屋根	出入口戸						
	ガラス						
	梁						
	陸梁						
	つなぎ梁						
	中柱						
	谷柱						
	中通り筋かい						
	方杖						
	棟木						
	母屋						
	屋根面筋かい						
	谷樋						
たるき受材							
基礎	天窓						
	同駆動						
	ガラス						
	独立基礎						
	基礎つなぎ						
	布基礎						
	アンカーボルト						

プラⅡ(同利用型)被害スパン数	
-----------------	--

(2)被覆材		妻 A	妻 B	側 A	側 B	屋 A	屋 B
	外張	被害面積(分子)					
	内張	被害スパン(分母)					
	外張	被害面積(分子)					
	内張	被害スパン(分母)					

2. 附帯施設		登録番号	機種名	全分損
附帯施設の種類				全・分
				全・分
				全・分
				全・分
				全・分
				全・分
				全・分

3. 施設内農作物							
作物名	回作数	回数	作付面積	出荷鉢(本)数	総鉢(本)数	は種日・定植日	収穫開始日

生育経過・既収穫日数	損傷程度別栽培面積(または鉢(本)数)					
	活着期間中	20%未満	20～40	40～60	60～80	80%以上

備考：(残存物価額、分割理由等)

(注意) 1 プラチックハウスⅡ類(同利用型)とは、プラスチックハウスⅥ類のうちプラスチックハウスⅡ類と同様にその骨格の主要部分がパイプにより造られているものをいう。
2 「共済事故種類」欄、「事故詳細」欄、「事故原因経過」欄及び「損防処置状況」欄については、コード番号のみを記入しても差し支えない。

園芸施設共済 プラスチックハウスⅡ類(同利用型)損害評価野帳

特定園芸施設・附帯施設損害評価日

年

月

日

評価担当者氏名

施設内農作物損害評価日

年

月

日

評価担当者氏名

地区コード		—													
評価書番号		引受年度		組合員等番号		組合員等氏名		棟番号		特定園芸施設所在地					
型式	間口	奥行	設置面積	連棟数	スパン数	種別	撤去	復旧	作物区分	共済責任開始日			共済責任終了日		
共済事故発生日			内作評価基準日			共済事故種類					事故詳細				
						コード					コード				
事故原因経過															
コード															
損防処置状況															
コード															
被覆計画															
回	被覆開始日		被覆終了日		回	被覆開始日		被覆終了日		回	被覆開始日		被覆終了日		

1. 特定園芸施設

(1)本体

被害

スパン数

(2)被覆材

			妻 A	妻 B	側 A	側 B	屋根A	屋根B
外張		被害面積						
		被害スパン						
内張		被害面積						
		被害スパン						

2. 附帯施設

附 帯 施 設 種 類	登 録 番 号	機 種 名	全 損 ・ 分 損
			全・分
			全・分
			全・分
			全・分
			全・分

3. 施設内農作物

作 物 名	回 作 数	回 数	作付面積	出 荷 鉢 (本) 数	総 鉢 (本) 数	は 種 日 ・ 定 植 日	収 穫 開 始 日	生 育 経 過 ・ 既 収 穫 日 数

損傷程度別栽培面積(または鉢(本)数)						備考(残存物価額、分割理由等)	
活着期間中	20%未満	20～40	40～60	60～80	80%以上		

(注意) 1 プラチックハウスⅡ類(同利用型)とは、プラスチックハウスⅥ類のうちプラスチックハウスⅡ類と同様にその骨格の主要部分がパイプにより造られているものをいう。
2 「共済事故種類」欄、「事故詳細」欄、「事故原因経過」欄及び「損防処置状況」欄については、コード番号のみを記入しても差し支えない。

園芸施設共済 損害評価野帳（プラスチックハウスⅦ類）

特定園芸施設・附帯施設損害評価日 年 月 日 評価担当者氏名
施設内農作物損害評価日 年 月 日 評価担当者氏名

地区コード	—							
評価書番号	引受年度	組合員等番号	組合員等氏名		棟番号	特定園芸施設所在地		
型式	設置面積	種別	撤去	復旧	作物区分	共済責任開始日		共済責任終了日
共済事故発生日		内作評価基準日		共済事故種類		事故詳細		
				コード				
事故原因経過								
コード								
損防処置状況								
コード								
被覆計画								
回	被覆開始日	被覆終了日	回	被覆開始日	被覆終了日	回	被覆開始日	被覆終了日

1. 特定園芸施設

(1)本体		使用	取替	補修
周 囲 面	隅柱			
	周囲柱			
	足場用補強柱			
	足場端柱			
	周囲線			
	控え線			
天 井 面	中つり柱			
	足場			
	幹線			
	つり線及び小張り線			
基 礎	受石			
	ベースプレート			
	アンカー			

(2)被覆材

			周囲面	天井面
	外	被害割合(分子)		
	張	被害割合(分母)		
	内	被害割合(分子)		
	張	被害割合(分母)		

2. 附帯施設

附帯施設の種類	登録番号	機種名	全分損
			全・分
			全・分
			全・分
			全・分
			全・分
			全・分
			全・分

3. 施設内農作物

作物名	回作数	回数	作付面積	出荷鉢(本)数	総鉢(本)数	は種日・定植日	収穫開始日

生育経過・ 既収穫日数	損傷程度別栽培面積(または鉢(本)数)					
	活着期間中	20%未満	20～40	40～60	60～80	80%以上

備考(残存物価額、分割理由等)	

(注意) 「共済事故種類」欄、「事故詳細」欄、「事故原因経過」欄及び「損防処置状況」欄については、コード番号のみを記入しても差し支えない。

様式例第 9 号～第 9 号の 3 共通

評 価 書 番 号	
組 合 等 番 号	
組 合 員 等 番 号	
棟 番 号	
被害態様図解又は被害画像	

事故除外方式において共済事故と同時に病虫害が発生した場合

病 害 虫 名	損傷程度別栽培面積(または鉢(本)数)					
	活着期間中	20%未満	20～40	40～60	60～80	80%以上

園 芸 施 設 共 済 損 害 評 価 野 帳 （ 撤 去 費 用 ・ 復 旧 費 用 記 入 用 ）

撤 去 費 用 現 地 確 認 年 月 日 年 月 日 評 価 担 当 者 氏 名
本 体 復 旧 費 用 現 地 確 認 年 月 日 年 月 日 評 価 担 当 者 氏 名
附 帯 復 旧 費 用 現 地 確 認 年 月 日 年 月 日 評 価 担 当 者 氏 名

地 区 コ ー ド		—											
評 価 書 番 号		引 受 年 度		組 合 員 等 番 号		組 合 員 等 氏 名		棟 番 号		特 定 園 芸 施 設 所 在 地			
型 式	間 口	奥 行	設 置 面 積	連 棟 数	ス パ ン 数	種 別	撤 去	復 旧	作 物 区 分	共 済 責 任 開 始 日	共 済 責 任 終 了 日		
共 済 事 故 発 生 日			内 作 評 価 基 準 日		共 済 事 故 種 類					事 故 詳 細			
					コ ー ド					コ ー ド			
事 故 原 因 経 過													
コ ー ド													
損 防 処 置 状 況													
コ ー ド													

1．撤去費用

撤去費用確認状況	
----------	--

撤去費用実費（円）		撤去業者名	
-----------	--	-------	--

2．本体復旧費用

本体復旧費用確認状況	
------------	--

復旧施設所在地	復旧施設区分	復旧後の施設設置面積	復旧作業の実施者

本体復旧費用実費（円）	本体復旧費用実費のうち労務費（円）	施工業者名

3．附帯復旧費用

附帯復旧費用実費計（円）	
--------------	--

登録番号	復旧附帯施設種類	復旧附帯施設機種名	附帯復旧費用実費（円）	施工業者名	確認状況

備考（残存物価額、分割理由等）	

（注意） 1．「共済事故種類」欄、「事故詳細」欄、「事故原因経過」欄及び「損防処置状況」欄については、コード番号のみを記入しても差し支えない。
2．第 3 章第 3 節 1（6）イに基づき画像による調査を行った場合は、「撤去費用現地確認年月日」、「本体復旧費用現地確認年月日」及び「附帯復旧費用現地確認年月日」の「現地確認」を「画像確認」に読み替えるものとする。

園芸施設共済 損害評価書

評価書番号														
組合等番号		組合員等番号		組合員等氏名		棟番号	種別	施設区分型式	特殊施設区分	付保割合	付保割合追加 特約選択割合	保険割合		
スパン数	連 棟 数	設置面積(㎡)	引受作物区分	責任期間開始年月日		責任期間終了年月日		共済事故発生年月日		特定園芸施設等評価年月日				
施設内農作物評価年月日			撤去費用現地確認年月日		本体復旧費用現地確認年月日		附帯復旧費用現地確認年月日							
共済事故の種類		事 故 の 詳 細		評 価 者 氏 名 1			評 価 者 氏 名 2							
事故の原因経過							損 防 処 置 状 況							
被 覆 計 画														
回	被覆開始日		被覆終了日		回	被覆開始日		被覆終了日		回	被覆開始日		被覆終了日	

1. 特定園芸施設

(1)本体						(2)被覆材						(3)特定園芸施設計						
施設 構造 部分	価額 割合 (%)	損害程度割合			損害 割合 (%)	施設 構造 部分	外 張			内 張			本 体	共済価額 (円)	1 スパン価額 (円)	被害スパン数 (本)	被害額 (円)	
		取替 (%)	補修 (%)	計 (%)			被 害 割合(%)	構 成 割合(%)	損 害 割合(%)	被 害 割合(%)	構 成 割合(%)	損 害 割合(%)						
妻 A						妻 A												
妻 B						妻 B												
側 A						側 A												
側 B						側 B												
屋根 A						屋根 A												
屋根 B						屋根 B												
基礎						計												
計																		

被 覆	共済価額 (円)	消耗割合 (%)	損害割合 (%)	被害額 (円)
計				

2. 附帯施設

種 類	登録番号	機 種 名	共済価額(円)	全損分損	修繕費(円)	時価現有事率(%)	被害額(円)	修 繕 業 者 名

3. 施設内農作物

	作物名	回作 数	回 数	基準日の 設定時期	標準日数 (日)	生育経過日数・ 既収穫日数(日)	調整割合 (%)	収穫区分 係数(%)	播種または 定植日	収穫開始日	鉢(本)数評価をする場合		
											作付面積(㎡)	総 鉢 (本) 数	出荷鉢(本)数
1													
2													
3													
4													

	損傷程度別の損害程度割合(%)及び栽培面積(㎡) (鉢(本)数)				損害割合 (%)	分割割合 (%)	被 害 額 (円)	病 害 虫 名	評 価 基 準 日
1									
2									
3									
4									

4. 撤去費用

撤去費用確認状況	
撤去費用実費(円)	撤去業者名

5. 本体復旧費用

本体復旧費用確認状況		復旧作業の実施者	
本体復旧費用実費 (円)		施工業者名	
本体復旧費用実費のうち労務費 (円)			
復旧面積		本体復旧費用	

6． 附帯復旧費用

附帯復旧費用実費（円）計	
--------------	--

種 類	登録番号	機 種 名	附帯復旧費用実費（円）	施 工 業 者 名	附帯復旧費用確認状況

7． 共済金の算定

共済目的		共済価額 （円）	共済金額 （円）	被害額 （円）	残存物価額 （円）	賠償金等 （円）	損害額 （円）	共済金相当額 （円）	免責額 （円）
計									
特定園芸 施設	特約以外								
	付保割合追加特約								
附帯施設	特約以外								
	付保割合追加特約								
施設内農作物									
撤去費用	特約以外								
	付保割合追加特約								
本体復旧 費用	特約以外								
	付保割合追加特約								
附帯復旧 費用	特約以外								
	付保割合追加特約								

支払共済金(円)	保 険 金(円)	保険金額の3割以下の額(円)	保険金額の3割超過額(円)	再 保 険 金(円)
支払済共済金(円)	請求済保険金(円)	請求済再保険金(円)	小損害不填補	

8． 事故除外方式において病虫害が発生している場合の病虫害による損害割合

	損傷程度別損害程度割合(%)及び栽培面積(m ²)				損害割合 (%)	病虫害の被害額 (円)	病 害 虫 名
1							
2							
3							
4							

備 考	

（注意）第3章第3節1（6）イに基づき画像による調査を行った場合は、「撤去費用現地確認年月日」、「本体復旧費用現地確認年月日」及び「附帯復旧費用現地確認年月日」の「現地確認」を「画像確認」に読み替えるものとする。

様式例第 1 0 号の 2

園芸施設共済 損害評価書（プラスチックハウスⅦ類）

令和 年 月 日

評価書番号										
組合等番号	組合員等番号	組合員等氏名		棟番号	種別	施設区分型式	特殊施設区分	付保割合	付保割合追加 特約選択割合	保険割合
設置面積(㎡)	引受作物区分	責任期間開始年月日		責任期間終了年月日		共済事故発生年月日		特定園芸施設等評価年月日		
施設内農作物評価年月日		撤去費用現地確認年月日		本体復旧費用現地確認年月日		附帯復旧費用現地確認年月日				
共済事故の種類				事 故 の 詳 細		評 価 者 氏 名 1		評 価 者 氏 名 2		
事故の原因経過						損 防 処 置 状 況				
被 覆 計 画										
回	被覆開始日	被覆終了日		回	被覆開始日	被覆終了日		回	被覆開始日	被覆終了日

1. 特定園芸施設

(1) 本体

施設 構造 部分	価額 割合 (%)	損害程度割合			損害 割合 (%)
		取替 (%)	補修 (%)	計 (%)	
周囲面					
天井面					
基礎					
計					

(2) 被覆材

施設 構造 部分	外 張			内 張		
	被 害 割合(%)	構 成 割合(%)	損 害 割合(%)	被 害 割合(%)	構 成 割合(%)	損 害 割合(%)
周囲面						
天井面						
計						

(3) 特定園芸施設計

本 体	共済価額 (円)		損害割合 (%)		被 害 額 (円)
被覆	共済価額(円)	消耗割合(%)	損害割合(%)	被害額(円)	
計					

2. 附帯施設

種 類	登録番号	機 種 名	共済価額(円)	全損分損	修繕費(円)	時価現有事率(%)	被害額(円)	修 繕 業 者 名

3. 施設内農作物

	作物名	回作 数	回 数	基準日の 設定時期	標準日数 (日)	生育経過日数・ 既収穫日数(日)	調整割合 (%)	収穫区分 係数(%)	播種または 定植日	収穫開始日	鉢(本)数評価をする場合		
											作付面積(㎡)	総 鉢 (本) 数	出荷鉢(本)数
1													
2													
3													
4													

	損傷程度別の損害程度割合(%)及び栽培面積(㎡) (鉢(本)数)				損害割合 (%)	分割割合 (%)	被 害 額 (円)	病 害 虫 名	評 価 基 準 日
1									
2									
3									
4									

4. 撤去費用

撤去費用確認状況	
----------	--

撤去費用実費(円)		撤去業者名	
-----------	--	-------	--

5. 本体復旧費用

本体復旧費用確認状況		復旧作業の実施者	
------------	--	----------	--

本体復旧費用実費 (円)		施工業者名	
本体復旧費用実費のうち労務費 (円)			

復旧面積		本体復旧費用	
------	--	--------	--

6．附帯復旧費用

附帯復旧費用実費（円）計	
--------------	--

種 類	登録番号	機 種 名	附帯復旧費用実費（円）	施 工 業 者 名	附帯復旧費用確認状況

7．共済金の算定

	共済目的	共済価額 （円）	共済金額 （円）	被害額 （円）	残存物価額 （円）	賠償金等 （円）	損害額 （円）	共済金相当額 （円）	免責額 （円）
	計								
特定園芸 施設	特約以外								
	付保割合追加特約								
附帯施設	特約以外								
	付保割合追加特約								
施設内農作物									
撤去費用	特約以外								
	付保割合追加特約								
本体復旧 費用	特約以外								
	付保割合追加特約								
附帯復旧 費用	特約以外								
	付保割合追加特約								

支払共済金(円)	保 険 金(円)	保険金額の3割以下の額(円)	保険金額の3割超過額(円)	再 保 険 金(円)
支払済共済金(円)	請求済保険金(円)	請求済再保険金(円)	小損害不填補	

8．事故除外方式において病虫害が発生している場合の病虫害による損害割合

	損傷程度別損害程度割合(%)及び栽培面積(㎡)				損害割合 (%)	病虫害の被害額 (円)	病 害 虫 名
1							
2							
3							
4							

備 考	

（注意）第3章第3節1（6）イに基づき画像による調査を行った場合は、「撤去費用現地確認年月日」、「本体復旧費用現地確認年月日」及び「附帯復旧費用現地確認年月日」の「現地確認」を「画像確認」に読み替えるものとする。

園芸施設共済 損害評価書

令和 年 月 日

評価書番号																				
組合等番号		組合員等番号		組合員等氏名			棟番号		種別	施設区分型式		特殊施設区分	付保割合		付保割合追加 特約選択割合					
スパン数	連棟数	設置面積(㎡)		引受作物区分		責任期間開始年月日			責任期間終了年月日			共済事故発生年月日			特定園芸施設等評価年月日					
施設内農作物評価年月日				撤去費用現地確認年月日			本体復旧費用現地確認年月日			附帯復旧費用現地確認年月日										
共済事故の種類		事故の詳細			評価者氏名 1					評価者氏名 2										
事故の原因経過									損防処置状況											
被 覆 計 画																				
回	被覆開始日			被覆終了日			回	被覆開始日			被覆終了日			回	被覆開始日			被覆終了日		

1. 特定園芸施設

(1) 本体

施設 構造 部分	価額 割合 (%)	損害程度割合			損害 割合 (%)
		取替 (%)	補修 (%)	計 (%)	
妻 A					
妻 B					
側 A					
側 B					
屋根 A					
屋根 B					
基礎					
計					

(2) 被覆材

施設 構造 部分	外 張			内 張		
	被 害 割合(%)	構 成 割合(%)	損 害 割合(%)	被 害 割合(%)	構 成 割合(%)	損 害 割合(%)
妻 A						
妻 B						
側 A						
側 B						
屋根 A						
屋根 B						
計						

(3) 特定園芸施設計

本 体	共済価額 (円)	1 スパン価額 (円)	被害スパン数 (本)	被害額 (円)
		損害割合(%)		
被 覆	共済価額(円)	消耗割合(%)	損害割合(%)	被害額(円)
計				

2. 附帯施設

種 類	登録番号	機 種 名	共済価額(円)	全損分損	修繕費(円)	時価現有事率(%)	被害額(円)	修 繕 業 者 名

3. 施設内農作物

	作物名	回作 数	回 数	基準日の 設定時期	標準日数 (日)	生育経過日数・ 既収穫日数(日)	調整割合 (%)	収穫区分 係数(%)	播種または 定植日	収穫開始日	鉢(本)数評価をする場合		
											作付面積(㎡)	総 鉢 (本) 数	出荷鉢(本)数
1													
2													
3													
4													

	損傷程度別の損害程度割合(%)及び栽培面積(㎡) (鉢(本)数)				損害割合 (%)	分割割合 (%)	被 害 額 (円)	病 害 虫 名	評 価 基 準 日
1									
2									
3									
4									

4. 撤去費用

撤去費用確認状況	
----------	--

撤去費用実費(円)		撤去業者名	
-----------	--	-------	--

5. 本体復旧費用

本体復旧費用確認状況		復旧作業の実施者	
------------	--	----------	--

本体復旧費用実費 (円)		施工業者名	
本体復旧費用実費のうち労務費 (円)			

復旧面積		本体復旧費用	
------	--	--------	--

6．附帯復旧費用

附帯復旧費用実費（円）計	
--------------	--

種 類	登録番号	機 種 名	附帯復旧費用実費（円）	施 工 業 者 名	附帯復旧費用確認状況

7．共済金の算定

	共済目的	共済価額 （円）	共済金額 （円）	被害額 （円）	残存物価額 （円）	賠償金等 （円）	損害額 （円）	共済金相当額 （円）	免責額 （円）
	計								
特定園芸 施設	特約以外								
	付保割合追加特約								
附帯施設	特約以外								
	付保割合追加特約								
施設内農作物									
撤去費用	特約以外								
	付保割合追加特約								
本体復旧 費用	特約以外								
	付保割合追加特約								
附帯復旧 費用	特約以外								
	付保割合追加特約								

支払共済金(円)	共済金額の3割以下の額(円)	共済金額の3割超過額(円)	保 険 金(円)
支払済共済金(円)	請求済保険金(円)	小損害不填補	

8．事故除外方式において病虫害が発生している場合の病虫害による損害割合

	損傷程度別損害程度割合(%)及び栽培面積(㎡)				損害割合 (%)	病虫害の被害額 (円)	病 害 虫 名
1							
2							
3							
4							

備 考	

（注意）第3章第3節1（6）イに基づき画像による調査を行った場合は、「撤去費用現地確認年月日」、「本体復旧費用現地確認年月日」及び「附帯復旧費用現地確認年月日」の「現地確認」を「画像確認」に読み替えるものとする。

様式例第 1 1 号の 2 （特定組合用）

園芸施設共済 損害評価書（プラスチックハウスⅦ類）

令和 年 月 日

評価書番号									
組合等番号	組合員等番号	組合員等氏名		棟番号	種別	施設区分型式	特殊施設区分	付保割合	付保割合追加 特約選択割合
設置面積(㎡)	引受作物区分	責任期間開始年月日		責任期間終了年月日		共済事故発生年月日		特定園芸施設等評価年月日	
施設内農作物評価年月日		撤去費用現地確認年月日		本体復旧費用現地確認年月日		附帯復旧費用現地確認年月日			
共済事故の種類			事故の詳細		評価者氏名 1			評価者氏名 2	
事故の原因経過					損防処置状況				
被 覆 計 画									
回	被覆開始日		被覆終了日		回	被覆開始日		被覆終了日	

1. 特定園芸施設

(1) 本体

施設 構造 部分	価額 割合 (%)	損害程度割合			損害 割合 (%)
		取替 (%)	補修 (%)	計 (%)	
周囲面					
天井面					
基礎					
計					

(2) 被覆材

施設 構造 部分	外 張			内 張		
	被害 割合(%)	構成 割合(%)	損害 割合(%)	被害 割合(%)	構成 割合(%)	損害 割合(%)
周囲面						
天井面						
計						

(3) 特定園芸施設計

本体	共済価額 (円)		損害割合 (%)		被害額 (円)
被覆	共済価額(円)	消耗割合(%)	損害割合(%)	被害額(円)	
計					

2. 附帯施設

種 別	登録番号	機 種 名	共済価額(円)	全損分損	修繕費(円)	時価現有率(%)	被害額(円)	修 繕 業 者 名

3. 施設内農作物

	作物名	回作 数	回 数	基準日の 設定時期	標準日数 (日)	生育経過日数・ 既収穫日数(日)	調整割合 (%)	収穫区分 係数(%)	播種または 定植日	収穫開始日	鉢(本)数評価をする場合		
											作付面積(㎡)	総鉢(本)数	出荷鉢(本)数
1													
2													
3													
4													

	損傷程度別の損害程度割合(%)及び栽培面積(㎡)(鉢(本)数)				損害割合 (%)	分割割合 (%)	被害額 (円)	病 害 虫 名	評価基準日
1									
2									
3									
4									

4. 撤去費用

撤去費用確認状況	
----------	--

撤去費用実費(円)		撤去業者名	
-----------	--	-------	--

5. 本体復旧費用

本体復旧費用確認状況		復旧作業の実施者	
------------	--	----------	--

本体復旧費用実費(円)		施工業者名	
本体復旧費用実費のうち労務費(円)			

復旧面積		本体復旧費用	
------	--	--------	--

6． 附帯復旧費用

附帯復旧費用実費（円）計	
--------------	--

種 類	登録番号	機 種 名	附帯復旧費用実費（円）	施 工 業 者 名	附帯復旧費用確認状況

7． 共済金の算定

	共済目的	共済価額 （円）	共済金額 （円）	被害額 （円）	残存物価額 （円）	賠償金等 （円）	損害額 （円）	共済金相当額 （円）	免責額 （円）
	計								
特定園芸施設	特約以外								
	付保割合追加特約								
附帯施設	特約以外								
	付保割合追加特約								
施設内農作物									
撤去費用	特約以外								
	付保割合追加特約								
本体復旧費用	特約以外								
	付保割合追加特約								
附帯復旧費用	特約以外								
	付保割合追加特約								

支払共済金(円)	共済金額の3割以下の額(円)	共済金額の3割超過額(円)	保 険 金(円)
支払済共済金(円)	請求済保険金(円)	小損害不填補	

8． 事故除外方式において病虫害が発生している場合の病虫害による損害割合

	損傷程度別損害程度割合(%)及び栽培面積(㎡)				損害割合 (%)	病虫害の被害額 (円)	病 害 虫 名
1							
2							
3							
4							

備 考	

（注意）第3章第3節1（6）イに基づき画像により調査を行った場合は、「撤去費用現地確認年月日」、「本体復旧費用現地確認年月日」及び「附帯復旧費用現地確認年月日」の「現地確認」を「画像確認」に読み替えるものとする。

令和 年 月分 (第 回目)園芸施設共済 保険金請求書

農業共済組合連合会会長理事 殿

県番号		組合等番号	
-----	--	-------	--

第 号
令和 年 月 日

農業共済組合(市町村)
組合長理事(市町村長)

下記の金額を請求します。

特定園芸施設 の 区 分 等		被害 戸数 (戸)	被害 棟 数 (棟)	被害棟の 共 済 価 額 (千円)	被害棟の 共 済 金 額 (千円)	被 害 額 (円)	支払共済金 (円)	残存物価額 (円)	賠償金等 (円)	免責額 (円)	請求保険金 (円)	うち保険金額の 3 割 以下 の 額 (円)	請 求 済 保 険 金 (円)	今回請求 保 険 金 (円)
ガラス室	I 類													
	II 類													
プラスチックハウス	I 類													
	II 類													
	III 類													
	IV 類 甲													
	IV 類 乙													
	V 類													
	VI 類													
	VII 類													
合 計	特定園芸施設													
	附 帯 施 設													
	施設内農作物													
	撤 去 費 用													
	本体復旧費用													
	附帯復旧費用													
	付保割合追加特約													
	計													

(注意) この請求書の内訳として、園芸施設共済システムによる別表2の2に掲げる保険金請求書及び特定組合共済金支払見込報告書に添付する電子データ((1)損害評価書のデータその1並びに(4)組合等ごと、共済目的等による種別ごと、共済事故発生年月ごと、保険割合ごと、再保険金の有無ごと及び施設区分ごとの損害評価集計データ)を別途送信するものとする。

園芸施設共済共済金支払通知書

殿

令和 年 月 日
農業共済組合
(市町村)

園芸施設共済に係る令和 年 月 事故の共済金を下記のとおり支払います。なお、免責がある場合は免責後の額となります。

- 1. 組合員等番号
- 2. 今回の支払額(円)(※)
- 3. 支払期日
- 4. 支払方法
- 5. 今回の支払共済金の内訳(令和 年 月 日現在)

棟番号					
共済事故の種類					
共済事故発生年月日					
付保割合 (%)					
付保割合追加特約の選択割合 (%)					
特本 定体 園＋ 芸被 施覆 材	損害額 (円) ①＋②				
	うち、本体部分損害額 ①(a×b)				
	共済価額 (円) a				
	損害割合 (%) b				
	うち、被覆材部分損害額 ② (a×b×(1－c))				
	共済価額 (円) a				
	損害割合 (%) b				
	自然消耗割合 (%) c				
	支払共済金 (円)(※)				
	損害額×付保割合 付保割合追加特約分(損害額×付保割合追加特約の選択割合)				
附 帯 施 設	損害額 (円) (全損の場合：a、 分損の場合：b×c(※aが上限))				
	共済価額 (円) a				
	修繕費(見積書等の額) (円) b				
	時価現有率 (%) c				
	支払共済金 (円)(※)				
	損害額×付保割合 付保割合追加特約分(損害額×付保割合追加特約の選択割合)				
農 施 作 設 物 内	損害額 (円) (a×b×(1－c))				
	共済価額 (円) a				
	損害割合 (%) b				
	分割割合 (%) c				
	支払共済金 (円)(損害額×付保割合)(※)				
合 計	損害額 (円)				
	今回支払共済金 (円)(※)				

(※) 免責がある場合は免責後の額となります。

《参考》

撤去費用共済価額 (円)					
復旧費用共済価額(本体部分) (円)					
復旧費用共済価額(附帯施設) (円)					

撤去費用又は復旧費用に加入している場合には、撤去又は復旧した後、ただちに、請求書等を組合（市町村・支所）に提出してください。ただし、自分で復旧作業を行ったことなどにより、復旧費用の請求書等が全くない場合は、その旨を組合（市町村・支所）に通知してください。

撤去費用の共済金は、撤去費用共済価額に本体部分の損害割合と付保割合（付保割合追加特約を付加している場合は、付保割合及び付保割合追加特約の選択割合。以下同じ。）を乗じて得た額を上限として、撤去に実際に要した請求書等の額に付保割合を乗じて得た金額となります。

また、復旧費用の共済金は、復旧費用共済価額に、本体部分（又は附帯施設）の損害割合と付保割合を乗じて得た額を上限として、復旧に実際に要した請求書等を基礎に計算した額から本体部分（又は附帯施設）の被害額（損害額）を差し引いた額に付保割合を乗じて得た金額となります。

支払通知書にご不明点がございましたら、下記までお問い合わせください。
【問い合わせ先】

××××組合（市町村・支所）
（電話番号）××××－×××－××××

[作成上の注意]

- 事業規程等で定めるところにより、次の各号に掲げる場合に該当する組合員等に対して通知するときは、「5. 今回の支払共済金の内訳」の中に「備考」欄を設け、当該各号に定める事項についても記載すること。
- (1) 当該組合員等の共済金が免責されている場合 免責前共済金及び免責額
 - (2) 当該組合員等の組合員等負担共済掛金のうち払い込まれていないものについて共済金と相殺する場合
 - ① 組合員等負担共済掛金の全額が相殺された場合 相殺前未納共済掛金、今回相殺金額、相殺後支払共済金及び未納共済掛金が全額相殺された旨
 - ② 組合員等負担共済掛金の全額が相殺されなかった場合 相殺前未納共済掛金、今回相殺金額、相殺の対象となつ分割支払の回数、相殺後未納共済掛金、残りの分割支払の金額及び回数並びに相殺後の支払共済金は発生しない旨

(裏面又は2枚目以降)

殿

(組合員等番号)

撤去・復旧費用の加入について

- 1 撤去費用又は復旧費用に加入している場合は、特定園芸施設又は附帯施設を撤去又は復旧した後、共済事故の発生日から1年以内に撤去又は復旧に要した費用の請求書又は領収書の提出をもって組合(市町村)への通知が必要です。ただし、自分で復旧作業を行ったことなどにより、復旧に要した費用の請求書等が全くない場合は、その旨を組合(市町村)に通知してください。

通知を受け、組合(市町村)が撤去又復旧を確認した場合のみ、撤去又は復旧費用に係る共済金をお支払いいたします。

提出する請求書等は以下のとおり金額の内訳明細が必要です。

- (1) 撤去については、

被覆材の撤去に要する費用を除いた、特定園芸施設本体の解体工事費並びに特定園芸施設本体に係る廃材(破損したガラスが混入した特定園芸施設内の土を含む)の搬出及び処理に要する費用、諸経費及び消費税

- (2) 復旧については、

特定園芸施設又は附帯施設の本体価額、工事費、労務費、基礎工事、諸経費及び消費税、当該特定園芸施設に係る被覆材の被覆材価額、押さえ材価額、被覆工事、諸経費及び消費税

- 2 なお、請求書等の提出期間は共済事故から1年間ですが、以下のとおりやむを得ない理由がある場合は組合(市町村)へ申告の上、承認を受けることで3年まで延長できます。

(1) 当該共済事故に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域内において撤去若しくは復旧が行われる場合

(2) 施工業者若しくは復旧資材の不足その他組合員等の責めに帰することができない事由により撤去若しくは復旧が滞った場合

園芸施設共済共済金支払通知書

殿

令和 年 月 日
農業共済組合
(市町村)

園芸施設共済に係る令和 年 月事故の共済金を下記のとおり支払います。なお、免責がある場合は免責後の金額となります。

- 1. 組合員等番号
- 2. 今回の支払額(円)(※)
- 3. 支払期日
- 4. 支払方法
- 5. 今回の支払共済金の内訳(令和 年 月 日現在)

棟番号					
共済事故の種類					
共済事故発生年月日					
付保割合 (%)					
付保割合追加特約の選択割合 (%)					
撤去費用	損害額(円) (cの額。ただし、全損の場合はa、分損の場合はa×bが上限。)				
	共済価額(円) a				
	本体部分の損害割合 (%) b				
	撤去に要した請求書等の額 (被覆材を除く) (円) c				
	今回支払共済金(円) (※)				
	損害額×付保割合				
	付保割合追加特約分(損害額×付保割合追加特約の選択割合)				

(※) 免責がある場合は免責後の額となります。

復旧費用に加入している場合には、復旧した後、ただちに、請求書等を組合(市町村・支所)に提出してください。ただし、自分で復旧作業を行ったことなどにより、復旧費用の請求書等が全くない場合は、その旨を組合(市町村・支所)に通知してください。

支払通知書にご不明点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

××××組合(市町村・支所)
(電話番号) ××××-××××-××××

[作成上の注意]

事業規程等で定めるところにより、次の各号に掲げる場合に該当する組合員等に対して通知するときは、「5. 今回の支払共済金の内訳」の中に「備考」欄を設け、当該各号に定める事項についても記載すること。

- (1) 当該組合員等の共済金が免責されている場合 免責前共済金及び免責額
- (2) 当該組合員等の組合員等負担共済掛金のうち払い込まれていないものについて共済金と相殺する場合
 - ① 組合員等負担共済掛金の全額が相殺された場合 相殺前未納共済掛金、今回相殺金額、相殺後支払共済金及び未納共済掛金が全額相殺された旨
 - ② 組合員等負担共済掛金の全額が相殺されなかった場合 相殺前未納共済掛金、今回相殺金額、相殺の対象となった分割支払の回数、相殺後未納共済掛金、残りの分割支払の金額及び回数並びに相殺後の支払共済金は発生しない旨

(裏面又は2枚目以降)

殿

(組合員等番号)

復旧費用の加入について

- 1 復旧費用に加入している場合は、特定園芸施設又は附帯施設を復旧した後、共済事故の発生日から1年以内に復旧に要した費用の請求書又は領収書の提出をもって組合（市町村）への通知が必要です。ただし、自分で復旧作業を行ったことなどにより、復旧に要した費用の請求書等が全くない場合は、その旨を組合（市町村）に通知してください。
通知を受け、組合（市町村）が復旧を確認した場合のみ、復旧費用に係る共済金をお支払いいたします。
提出する請求書等は、特定園芸施設又は附帯施設の本体価額、工事費、労務費、基礎工事、諸経費及び消費税、当該特定園芸施設に係る被覆材の被覆材価額、押さえ材価額、被覆工事、諸経費及び消費税の内訳明細が必要です。
- 2 なお、請求書等の提出期間は共済事故から1年間ですが、以下のとおりやむを得ない理由がある場合は組合（市町村）へ申告の上、承認を受けることで3年まで延長できます。
 - (1) 当該共済事故に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内において撤去若しくは復旧が行われる場合
 - (2) 施工業者若しくは復旧資材の不足その他組合員等の責めに帰することができない事由により撤去若しくは復旧が滞った場合

園芸施設共済共済金支払通知書

殿

令和 年 月 日
農業共済組合
(市町村)

園芸施設共済に係る令和 年 月事故の共済金を下記のとおり支払います。なお、免責がある場合は免責後の金額となります。

- 1. 組合員等番号
- 2. 今回の支払額(円)(※1)
- 3. 支払期日
- 4. 支払方法
- 5. 今回の支払共済金の内訳(令和 年 月 日現在)

棟番号						
共済事故の種類						
共済事故発生年月日						
付保割合 (%)						
付保割合追加特約の選択割合 (%)						
本体 復旧 費用	損害額 (円) (d - c の額。ただし、全損の場合は a、分損の場合は a × b が上限。)					
	共済価額 (円) a					
	本体部分の損害割合 (%) b					
	本体部分の被害額 (円) c					
	復旧に要した請求書等の額 (被覆材を除く) (円) d (※2)					
	支払共済金 (円) (※1)					
	損害額 × 付保割合					
	付保割合追加特約分(損害額 × 付保割合追加特約の選択割合)					
附帯 復旧 費用	損害額 (円) (d - c の額。ただし、全損の場合は a、分損の場合は a × b が上限。)					
	共済価額 (円) a					
	附帯施設の損害割合 (%) b					
	附帯施設の被害額 (円) c					
	復旧に要した請求書等の額 (円) d					
	支払共済金 (円) (※1)					
	損害額 × 付保割合					
	付保割合追加特約分(損害額 × 付保割合追加特約の選択割合)					
合計	損害額 (円)					
	今回支払共済金 (円) (※1)					

(※1) 免責がある場合は免責後の額となります。
(※2) 本体復旧費用の d については、自分で復旧作業を行ったなど復旧作業を業者に依頼していない場合であって、請求書等の労務費の金額が100円/㎡×復旧面積の金額を下回る場合は、労務費を100円/㎡×復旧面積の金額として計算しています。

支払通知書にご不明点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
××××組合（市町村・支所）
（電話番号）××××－×××－××××

[作成上の注意]
事業規程等で定めるところにより、次の各号に掲げる場合に該当する組合員等に対して通知するときは、「5. 今回の支払共済金の内訳」の中に「備考」欄を設け、当該各号に定める事項についても記載すること。
(1) 当該組合員等の共済金が免責されている場合 免責前共済金及び免責額
(2) 当該組合員等の組合員等負担共済掛金のうち払い込まれていないものについて共済金と相殺する場合
① 組合員等負担共済掛金の全額が相殺された場合 相殺前未納共済掛金、今回相殺金額、相殺後支払共済金及び未納共済掛金が全額相殺された旨
② 組合員等負担共済掛金の全額が相殺されなかった場合 相殺前未納共済掛金、今回相殺金額、相殺の対象となった分割支払の回数、相殺後未納共済掛金、残りの分割支払の金額及び回数並びに相殺後の支払共済金は発生しない旨

事故発生 年月日	共済金額	支払 共済金 ①	実支払 共済金 ②	共済金 支払率	共済金 支払 年月日

備 考

[illegible]

第 号
令和 年 月 日
農業共済組合連合会
会長理事

[illegible]

農林水産大臣 殿

県（都道府）農業共済組合連合会

会長理事

園芸施設共済 年間超過損害再保険金請求書
(令和 年度 第 回目)

金 円也 (ただし、農業保険法施行令第 35 条第 3 項第 2 号の再保険金)
上記の再保険金を支払われたく、算出の基礎等を添えて請求します。

再保険金請求額の算出基礎

① 被害組合等数	
② 被害戸数	戸
③ 被害棟数	棟
④ 支払共済金の合計額	円
⑤ 支払保険金の合計額	円
⑥ 支払保険金のうち保険金額の 3 割以下の額の合計額 (支払保険金の額 (その金額が保険金額に 30 % を乗じて得た金額を超える場合にあっては、保険金額に 30 % を乗じて得た金額) の合計額)	円
⑦ 経過総保険金額	円
前年度引受に係る当年度経過保険金額の合計額	円
当年度引受に係る当年度経過保険金額の合計額	円
⑧ 園芸施設通常責任保険金額の合計額	円
前年度引受に係る当年度園芸施設通常責任保険金額の合計額	円
当年度引受に係る当年度園芸施設通常責任保険金額の合計額	円
⑨ 年間超過損害再保険金 ((⑥ - ⑧) × 0.95)	円
⑩ 請求済再保険金	円
⑪ 今回請求再保険金 (第 回目請求額) (⑨ - ⑩)	円

(注意) この請求書の内訳として、園芸施設共済システムによる別表 2 の 3 に掲げる年間超過損害再保険金請求書及び年間超過損害保険金請求書に添付する電子データを別途送信するものとする。

様式第17号

令和 年 月分 園芸施設共済 特定組合等引受通知書

農林水産大臣殿

第 号
令和 年 月 日

農業共済組合
組合長理事

農業保険法第203条において準用する同法第195条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

施設 区分 コード	農家数 (戸)	棟数 (棟)	設置面積 (㎡)	共済価額 (千円)	共済金額 (千円)	特定園芸 施設 (千円)	本体 復旧費用 (千円)	附帯施設 (千円)	附帯 復旧費用 (千円)	施設内 農作物 (千円)	撤去費用 (千円)	付保割合 追加特約 (千円)	共済掛金 (円)	国庫 負担額 (円)
10														
20														
30														
40														
50														
61														
62														
70														
80														
90														
合計														

施設 区分 コード	保険料 (円)	連合会等交付金 (△納入保険料) (円)	
		甲 (円)	乙 (円)
10			
20			
30			
40			
50			
61			
62			
70			
80			
90			
合計			

(注意)この通知書の内訳として、園芸施設共済システムによる別表2の1に掲げる引受通知書及び再保険引受通知書並びに特定組合等引受通知書に添付する電子データ((1)引受1棟ごとのデータ、(2)組合等ごと、引受年月ごと、共済目的等による種別ごと、料率地域区分ごと、危険段階区分ごと、保険割合ごと、施設区分ごと及び共済責任期間ごとの引受集計明細データ並びに(3)組合等ごと、引受年月ごと、共済目的等による種別ごと、料率地域区分ごと、危険段階区分ごと、保険割合ごと、施設区分ごと及び附帯施設種類ごとの引受附帯施設集計データ)を別途送信するものとする。

様式第 18 号

令和 年 月分 (第 回目)園芸施設共済 特定組合等共済金支払見込報告書

農林水産大臣 殿

第 号
令和 年 月 日
農業共済組合
組合長理事

下記の金額を報告します。

特定園芸施設の区分等		被害戸数 (戸)	被害棟数 (棟)	被害棟の共済価額 (千円)	被害棟の共済金額 (千円)	被害額 (円)	残存物価額 (円)	賠償金等 (円)	免責額 (円)	支払共済金 (円)	共済金額の3割以下の額 (円)	支払済共済金 (円)	今回支払共済金 (円)
ガラス室	I 類												
	II 類												
プラスチックハウス	I 類												
	II 類												
	III 類												
	IV 類 甲												
	IV 類 乙												
	V 類												
	VI 類												
	VII 類												
合計	特定園芸施設												
	附帯施設												
	施設内農作物												
	撤去費用												
	本体復旧費用												
	附帯復旧費用												
	付保割合追加特約												
	計												

(注意) この請求書の内訳として、園芸施設共済システムによる別表2の2に掲げる保険金請求書及び特定組合共済金支払見込報告書に添付する電子データ((1)損害評価書のデータその1並びに(4)組合等ごと、共済目的等による種別ごと、共済事故発生年月ごと、保険割合ごと、再保険金の有無ごと及び施設区分ごとの損害評価集計データ)を別途送信するものとする。

令和 年 月 日 第 号

農業共済組合
組合長理事

[illegible]

農林水産大臣 殿

農業共済組合
組合理事

園芸施設共済 年間超過損害保険金請求書
(令和 年度 第 回目)

金 円也 (ただし、農業保険法施行令第 4 1 条第 3 項第 2 号の保険金)
上記の保険金を支払われたく、算出の基礎等を添えて請求します。

保険金請求額の算出基礎

① 被害戸数	戸
② 被害棟数	棟
③ 支払共済金の合計額	円
④ 支払共済金のうち共済金額の 3 割以下の額の合計額 (支払共済金の額 (その金額が共済金額に 3 0 % を乗じて得た金額を超える場合にあっては、共済金額に 3 0 % を乗じて得た金額) の合計額)	円
⑤ 経過総共済金額	円
前年度引受に係る当年度経過共済金額の合計額	円
当年度引受に係る当年度経過共済金額の合計額	円
⑥ 園芸施設通常責任共済金額の合計額	円
前年度引受に係る当年度園芸施設通常責任共済金額の合計額	円
当年度引受に係る当年度園芸施設通常責任共済金額の合計額	円
⑦ 年間超過損害保険金 ((④－⑥) × 0 . 8 5 5)	円
⑧ 請求済保険金	円
⑨ 今回請求保険金 (第 回目請求額) (⑦－⑧)	円

(注意) この請求書の内訳として、園芸施設共済システムによる別表 2 の 3 に掲げる年間超過損害再
保険金請求書及び年間超過損害保険金請求書に添付する電子データを別途送信するものとする。

様式例第 21 号

契 約 書		
〇〇村（市、町）（以下「甲」という。）、〇〇農業共済組合（以下「乙」という。）及び乙の組合員であって農業保険法第 102 条第 3 項の公示があった日（以下「公示の日」という。）に、乙の園芸施設共済に付していた共済目的を甲の園芸施設共済に付することとなる者（以下「丙」という。）は、次のとおり契約する。		
第 1 甲は、乙が農業保険法第 105 条第 3 項の規定により、丙との間に存する園芸施設共済の共済関係についてのまだ経過しない期間に対する共済掛金を丙に対して払い戻さなければならない債務を、公示の日において引き受ける。		
第 2 丙は第 1 による引受けについて同意する。		
第 3 甲は、丙の共済目的であって、新たに甲との間に成立する園芸施設共済の共済関係に係るものについて、共済掛金の払込みを受ける権利と、丙が第 1 により甲に対して有する権利とを、公示の日付けをもって相殺する。		
令和 年 月 日		
甲	住 所	
	村（市、町）	
	村（市、町）長	
乙	住 所	
	農業共済組合	
	組合長理事	
丙	住 所	氏 名
	住 所	氏 名
	住 所	氏 名

様式例第 22 号

契 約 書		
〇〇農業共済組合連合会（以下「甲」という。）、〇〇村（市、町）（以下「乙」という。）及び〇〇農業共済組合（以下「丙」という。）は、次のとおり契約する。		
第 1 丙は、農業保険法第 105 条第 3 項の規定により、甲との間に存する園芸施設共済に係る保険関係についてのまだ経過しない期間に対する保険料の払い戻しを甲から受ける権利を、同法第 102 条第 3 項の公示があった日（以下「公示の日」という。）に、乙に譲り渡す。		
第 2 甲は、公示の日をもって乙との間に新たに成立する園芸施設共済に係る保険関係について、乙から保険料の払込みを受ける権利と、乙が第 1 により甲に対して有する権利を相殺する。		
令和 年 月 日		
甲	住 所	
	農業共済組合連合会	
	会長理事	
乙	住 所	
	村（市、町）	
	村（市、町）長	
丙	住 所	
	農業共済組合	
	組合長理事	

様式例第 23 号

保 険 料 還 付 請 求 書

農業共済組合連合会会長 殿

令和 年 月 日

村（市、町）長

農業保険法第 105 条第 4 項及び令和 年 月 日付け契約書に基づき、別紙書類を添えて、下記によって金 円を請求いたします。

記

未経過保険料中国庫負担部分を除いた額 円

別紙書類

（１）園芸施設共済消滅報告書

（２）園芸施設共済引受通知書（農業共済組合との間に成立していた共済関係であって、公示の日をもって市町村が引受けを行ったものについての引受通知書）

様式例第 24 号

園芸施設共済消滅報告書

農業共済組合連合会会長 殿

令和 年 月 日

農業共済組合長

(公示の日 令和 年 月 日)

料率区分 () 共済責任期間 (か月)

組員等番号	棟番号	共済価額	共済金額	共済掛金	未経過共済掛金	未経過保険料	未経過国庫負担額
		円	円	円	円	円	円
計							

(注) この報告書は、料率区分ごと及び共済責任期間ごとに作成する。

様式例第 25 号

再 保 険 料 還 付 請 求 書

農林水産大臣 殿

番 号
令和 年 月 日

農業共済組合連合会会長

下記のとおり、共済事業の市町村移譲に伴う園芸施設共済再保険料について別紙書類を添えて
金 円を請求いたします。

記

市 町 村 名	移譲を行った組合名	公 示 の 日	未経過納入再保険料の還付を請求する額
			円

別紙書類

- (1) 園芸施設共済消滅集計報告書
- (2) 園芸施設共済再保険引受通知書 (農業共済組合との間に成立していた共済関係であって、公示の日をもって市町村が引受けを行ったものに係る市町村ごとの再保険引受通知書)

被害があった特定園芸施設、附帯施設について、下記のとおり復旧の計画を報告します。なお、下記計画に変更があった場合には、速やかに報告します。

組合員等住所・電話番号	組合員等氏名

1 附帯施設の加入状況

0 : 非加入	
1 : 加 入	

2 棟ごとの復旧計画

[illegible]

※1 撤去費用の加入状況[0：非加入、1：加入] ※2 復旧費用の加入状況[0：非加入、1：加入]
 ※3 復旧作業の実施者[1：施工業者に依頼予定、2：施工業者以外（近隣の農業者など）に賃金を支払って依頼予定、3：加入者自身で作業予定]

3 棟ごとの附帯施設の復旧計画

[illegible]

(作成上の注意)

- 農業共済組合等が記入している欄以外の必要な事項を記入して下さい。
- 「被害状況」欄は、全損・分損いずれかに○印を記入して下さい。
- 提出に当たって、特定園芸施設の設計図（建物平面図、側面図等）及び附帯施設の仕様書等を添付してください。
- 提出内容に変更等が生じた場合は、変更等の都度、変更箇所を二重線で消して書き直し、農業共済組合等へ連絡の上、提出して下さい。

農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除申出書

〇〇農業共済組合（〇〇市町村又は全国農業共済組合連合会）
組合長理事（市町村長又は会長理事） 〇〇 〇〇 殿

令和〇年 1 月 1 日（法人にあっては事業年度開始日）から農業経営収入保険に加入するため、〇〇農業共済組合事業規程（〇〇市町村農業共済条例又は全国農業共済組合連合会事業規程）第〇条第 1 項（農業経営収入保険に移行する者の共済掛金及び事務費賦課金の返還）の規定に基づき、現在加入している次の共済関係を令和〇年 12 月 31 日（法人にあっては事業年度開始日の前日）に解除するよう申出します。

なお、共済掛金及び事務費賦課金の返還に当たり農業経営収入保険の保険関係の成立状況を確認するため、〇〇農業共済組合（〇〇市町村）が全国農業共済組合連合会から当該情報を入手することに同意します。

《解除する共済関係》

農作物共済（〇年産〇〇）

家畜共済（〇〇に係る死亡廃用共済）

果樹共済（〇年産〇〇）

畑作物共済（〇年産〇〇）

園芸施設共済の共済関係のうち施設内農作物に係る部分

令和 年 月 日

（住所）

（氏名）

（お願い）本申出書は農業経営収入保険加入申請書と併せて、〇〇農業共済組合（市町村）に提出願います。

〔組合等における様式作成上の注意〕

※ 1 実施主体が全国農業共済組合連合会の場合は、なお書きを削除すること。

※ 2 本申込書は、正副 2 部作成し 1 部を組合等で保管し、1 部を組合員等に渡すこと。

農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除通知書兼共済掛金等返還通知書

加入者住所

氏名

殿

住所

〇〇農業共済組合（〇〇市町村又は全国農業共済組合連合会）

組合長理事（市町村長又は会長理事） 〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付け「農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除申出書」により申出のあった次表の左欄に掲げる共済関係の解除については、農業経営収入保険への加入が確認できましたので〇〇農業共済組合事業規程（〇〇市町村農業共済条例又は全国農業共済組合連合会事業規程）第〇条第1項（農業経営収入保険に移行する者の共済掛金及び事務費賦課金の返還）の規定に基づき、令和〇年12月31日（法人にあっては事業年度開始日の前日）で解除しますので通知します。

また、共済関係の解除に伴う共済掛金及び事務費賦課金の返還額は次表の右欄に掲げる金額のとおりですので併せて通知します。

（単位：円）

解除する共済関係	返還額	
	共済掛金	事務費賦課金
農作物共済（〇年産〇〇）		
家畜共済（〇〇に係る死亡廃用共済）		
果樹共済（〇年産〇〇）		
畑作物共済（〇年産〇〇）		
園芸施設共済の共済関係のうち施設内農作物に係る部分		
合計		

【共済掛金及び事務費賦課金の返還額について】

① 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済

共済掛金については全額、事務費賦課金については月割で計算した未経過部分に相当する金額を返還します。

② 家畜共済及び園芸施設共済

共済掛金及び事務費賦課金について、日割で計算した未経過部分に相当する金額を返還します。

※ 事務費賦課金を全額返還する場合は、次の例により手直しすること。

【共済掛金及び事務費賦課金の返還額について】

① 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済

共済掛金及び事務費賦課金の全額を返還します。

② 家畜共済及び園芸施設共済

共済掛金については日割で計算した未経過部分に相当する金額、事務費賦課金については全額を返還します。

〔組合等における様式作成上の注意〕

※ 家畜共済の「返還額」欄には、期末調整後に別途通知する旨を記載すること。

収入保険・農業共済にご加入の皆様へ

- ・農林水産省では、持続可能な食料システムの構築に向けて「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷低減のイノベーションを推進しています。

（詳しくは農林水産省ホームページをご覧ください 【農林水産省ホームページ】<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>）

- ・本チェックシートは、「みどりの食料システム戦略」に掲げる環境負荷低減の取組を推進するために実施するものです。

- ・収入保険又は農業共済のいずれかの加入手続きにおいて、年1回の提出をお願いします。



【農林水産省ホームページ】

【農業経営体向け】

環境負荷低減のチェックシート（_____年分）

No.	(1) 適正な施肥
①	肥料の適正な保管
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討

No.	(2) 適正な防除
⑤	農薬の適正な使用・保管
⑥	農薬の使用状況等の記録・保存
⑦	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
⑧	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
⑨	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討

No.	(3) エネルギーの節減
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

No.	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

No.	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑬	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

No.	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑭	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）
⑮	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）

No.	(7) 環境関係法令の遵守等
⑯	みどりの食料システム戦略の理解
⑰	関係法令の遵守
⑱	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑲	正しい知識に基づく作業安全に努める

		前年の取組結果	当年の取組予定
(1)から(7)までの全ての取組を実施		□しました	□します
氏 名			

別表 1

プラスチックハウスⅡ類に区分される特定園芸施設のうち、恒常的な補強により骨格の主要部分が 31.8 mm以上の径のパイプにより造られている施設と同等の強度を有している施設は、次の 1 及び 2 の基準を満たす施設とする。

- 1 評価要領別表 1 に掲げる型式の 40- 1 型に該当する施設
- 2 表 1 の仕様番号に該当する施設ごとに、それぞれ当該仕様番号に対応する表 2 の補強番号のうちのいずれかの補強内容を全て充足する施設

表 1

仕様番号	パイプの 外形 (mm)	パイプの 厚さ (mm)	施設の 間口 (m)	施設の 軒高 (m)	アーチピッチ (mm)	
NO. 1	19.1	1.2	4.5	1.6	450	
NO. 2					500	
NO. 3	22.2		5.4		450	
NO. 4					25.4	450
NO. 5						500
NO. 6	6.0		1.8	450		
NO. 7				500		
NO. 8				6.3	450	

表 2

表 1 の仕様番号 No. 1

補強 番号	補強内容							
	クロス タイバー	平行 タイバー	伸縮 タイバー	筋交い	外部 補強金具	内部 補強金具	根がらみ	中柱
1	○			○	○			○
2	○			○		○		○
3	○			○			○	○
4		○		○	○			○
5		○		○		○		○

表 1 の仕様番号 No. 2

補強 番号	補強内容							
	クロス タイバー	平行 タイバー	伸縮 タイバー	筋交い	外部 補強金具	内部 補強金具	根がらみ	中柱
1	○			○	○			○
2	○			○		○	○	○

表 1 の仕様番号 No. 3

補強 番号	補強内容							
	クロス タイバー	平行 タイバー	伸縮 タイバー	筋交い	外部 補強金具	内部 補強金具	根がらみ	中柱
1	○			○				○

表 1 の仕様番号 No. 4

補強 番号	補強内容							
	クロス タイバー	平行 タイバー	伸縮 タイバー	筋交い	外部 補強金具	内部 補強金具	根がらみ	中柱
1	○							
2		○		○				
3		○			○			○
4		○				○		○
5		○					○	○
6			○	○				○

表 1 の仕様番号 No. 5

補強 番号	補強内容							
	クロス タイバー	平行 タイバー	伸縮 タイバー	筋交い	外部 補強金具	内部 補強金具	根がらみ	中柱
1	○			○				
2	○				○			
3	○					○		
4	○						○	
5		○		○				
6		○			○			○
7		○				○		○
8		○					○	○
9			○	○				○

表 1 の仕様番号 No. 6

補強 番号	補強内容							
	クロス タイバー	平行 タイバー	伸縮 タイバー	筋交い	外部 補強金具	内部 補強金具	根がらみ	中柱
1	○			○				○
2		○		○				○

表 1 の仕様番号 No. 7

補強 番号	補強内容							
	クロス タイバー	平行 タイバー	伸縮 タイバー	筋交い	外部 補強金具	内部 補強金具	根がらみ	中柱
1	○			○	○			○
2	○			○		○		○
3	○			○			○	○

表 1 の仕様番号 No. 8

補強 番号	補強内容							
	クロス タイバー	平行 タイバー	伸縮 タイバー	筋交い	外部 補強金具	内部 補強金具	根がらみ	中柱
1	○			○				○

(注) 1. 補強番号ごとに○が付されている補強が全て行われていれば、その他の補強が行われていても問題ない。

2. 補強内容は、恒常的な補強であり、次に該当するものとする。

補強種類	補強箇所
クロスタイバー	・奥行に対して2 _ト 以下の等間隔に設置
平行タイバー	・奥行に対して2 _ト 以下の等間隔に設置
伸縮タイバー	・奥行に対して2 _ト 以下の等間隔に設置
筋交い	・妻側から8カ所以上（奥行50 _ト の場合）
外部補強金具	・6 _ト 以下の間隔で側面両側に設置
内部補強金具	・6 _ト 以下の間隔で側面両側に設置
根がらみ	・地面下10cm以上の両側に直管50 _ト パイプを設置（奥行50 _ト の場合） ・ピッチごとに金具で結合
中柱	・3 _ト 以下の間隔に設置

別表 2

1 引受通知書及び再保険引受通知書並びに特定組合引受通知書に添付する電子データ

(1) 引受1棟ごとのデータ

番号	項 目 名	単 位	桁 数	備 考
1	連合会コード		2	
2	組合等コード		3	
3	引受年度	年	4	
4	組合員等コード		8	
5	棟 番 号		3	
6	棟番号枝番		1	コード番号一覧参照
7	引受年月	年月	西暦	
8	自動継続特約		1	コード番号一覧参照
9	共済目的等による種別		2	コード番号一覧参照
10	撤去費用の加入		1	コード番号一覧参照
11	施設内農作物の加入		1	コード番号一覧参照
12	復旧費用の加入		1	コード番号一覧参照
13	付保割合	%	3, 1	
14	付保割合追加特約の加入		2	コード番号一覧参照
15	小損害不填補		1	コード番号一覧参照
16	作物区分		2	コード番号一覧参照
17	施設区分		2	コード番号一覧参照
18	型 式		2	コード番号一覧参照
19	耐候性ハウス区分		1	コード番号一覧参照
20	料率地域区分		2	コード番号一覧参照
21	危険段階地域区分		5	コード番号一覧参照
22	危険段階区分（特定園芸施設及び附帯施設）		4	コード番号一覧参照
23	危険段階区分（施設内農作物）		4	コード番号一覧参照
24	危険段階区分（撤去費用）		4	コード番号一覧参照
25	危険段階区分（復旧費用）		4	コード番号一覧参照
26	特殊施設区分		2	コード番号一覧参照
27	保険割合コード		1	コード番号一覧参照
28	共済責任開始年月日	年月日	西暦	
29	共済責任終了年月日	年月日	西暦	
30	共済責任期間	月	2	
31	被覆期間	月	2	
32	未被覆期間	月	2	
33	間口	m	5, 1	
34	奥 行	m	5, 1	
35	設置面積	m ²	7	
36	スパン数		5	
37	連 棟 数		3	
38	設置時期	年月	西暦	
39	経過年数	年	2	
40	増減割合	%	3, 1	
41	本体再建築価額	円	10	
42	更 新 率	%	2	
43	時価現有率	%	3	
44	本体価額	円	10	
45	本体復旧費用価額	円	10	
46	被覆区分 1		1	コード番号一覧参照
47	被覆時期 1	年月	西暦	
48	被覆材種類 1		4	コード番号一覧参照
49	被覆面積 1	m ²	7	
50	被覆材再取得価額 1	円	9	
51	被覆経過割合 1	%	3	
52	被覆材価額 1	円	9	
53	被覆区分 2		1	コード番号一覧参照

54	被覆時期 2	年月	西暦	
55	被覆材種類 2		4	コード番号一覧参照
56	被覆面積 2	m ²	7	
57	被覆材再取得価額 2	円	9	
58	被覆経過割合 2	%	3	
59	被覆材価額 2	円	9	
60	被覆区分 3		1	コード番号一覧参照
61	被覆時期 3	年月	西暦	
62	被覆材種類 3		4	コード番号一覧参照
63	被覆面積 3	m ²	7	
64	被覆材再取得価額 3	円	9	
65	被覆経過割合 3	%	3	
66	被覆材価額 3	円	9	
67	被覆区分 4		1	コード番号一覧参照
68	被覆時期 4	年月	西暦	
69	被覆材種類 4		4	コード番号一覧参照
70	被覆面積 4	m ²	7	
71	被覆材再取得価額 4	円	9	
72	被覆経過割合 4	%	3	
73	被覆材価額 4	円	9	
74	再建築価額計	円	10	
75	特定園芸施設価額	円	10	
76	特定園芸施設共済金額相当額	円	10	
77	本体復旧費用共済金額相当額	円	10	
78	撤去費用価額	円	9	
79	撤去費用共済金額相当額	円	9	
80	特定園芸施設価額合計	円	10	
81	特定園芸施設共済金額相当額合計	円	10	
82	附帯施設価額合計	円	10	
83	附帯施設共済金額相当額合計	円	10	
84	附帯施設復旧価額合計	円	10	
85	附帯施設復旧共済金額相当額合計	円	10	
86	附帯施設共済価額総計	円	10	
87	附帯施設共済金額総計	円	10	
88	付保特約の特定園芸施設共済金額相当額	円	10	
89	付保特約の特定園芸施設復旧共済金額相当額	円	10	
90	付保特約の撤去費用共済金額相当額	円	9	
91	付保特約の附帯施設共済金額相当額合計	円	10	
92	付保特約の附帯施設復旧共済金額相当額合計	円	10	
93	付保特約の共済金額相当額総計	円	10	
94	施設内農作物価額算定率	%	4, 1	
95	施設内農作物価額	円	9	
96	施設内農作物共済金額相当額	円	9	
97	共済価額（当初）	円	10	
98	共済価額（変更後）	円	10	
99	共済金額（当初）	円	10	
100	共済金額（変更後）	円	10	
101	保険金額（当初）	円	10	
102	保険金額（変更後）	円	10	
103	当年度経過保険金額	円	10	
104	当年度未経過保険金額	円	10	
105	当年度園芸施設通常責任保険金額	円	9	
106	次年度園芸施設通常責任保険金額	円	9	
107	国庫負担対象区分		1	コード番号一覧参照
108	施設等共済金額国庫対象	円	10	
109	施設等共済金額国庫対象外	円	10	
110	撤去費用共済金額国庫対象	円	9	
111	撤去費用共済金額国庫対象外	円	9	

112	施設等共済金額国庫対象合計	円	10	
113	施設等共済金額国庫対象外合計	円	10	
114	内作共済金額国庫対象	円	9	
115	内作共済金額国庫対象外	円	9	
116	施設等共済掛金国庫負担額	円	9	
117	撤去費用共済掛金国庫負担額	円	9	
118	施設等共済掛金国庫負担額合計	円	9	
119	内作共済掛金国庫負担額	円	9	
120	共済掛金国庫負担額	円	9	
121	施設等共済掛金組合員等負担額	円	9	
122	撤去費用共済掛金組合員負担額	円	9	
123	施設等共済掛金組合員負担額計	円	9	
124	内作共済掛金組合員等負担額	円	9	
125	共済掛金組合員等負担額	円	9	
126	特定施設等共済掛金計	円	9	
127	復旧費用共済掛金計	円	9	
128	撤去費用共済掛金計	円	9	
129	特定施設等共済掛金合計	円	9	
130	施設内農作物共済掛金計	円	9	
131	付保特約の特定施設等共済掛金計	円	9	
132	付保特約の復旧費用共済掛金計	円	9	
133	付保特約の撤去費用共済掛金計	円	9	
134	付保特約の共済掛金合計	円	9	
135	1万円特約の特定施設等共済掛金計	円	9	
136	1万円特約の復旧費用共済掛金計	円	9	
137	1万円特約の撤去費用共済掛金計	円	9	
138	1万円特約の施設内農作物共済掛金計	円	9	
139	1万円特約の付保特約に係る特定施設等共済掛金計	円	9	
140	1万円特約の付保特約に係る復旧費用共済掛金計	円	9	
141	1万円特約の付保特約に係る撤去費用共済掛金計	円	9	
142	1万円特約の共済掛金合計	円	9	
143	共済掛金計	円	9	
144	保 険 料	円	9	
145	納入保険料	円	9	
146	分納分保険料	円	9	
147	再保険料甲	円	9	
148	当年度経過再保険料甲	円	9	
149	当年度未経過再保険料甲	円	9	
150	再保険料乙	円	9	
151	当年度経過再保険料乙	円	9	
152	当年度未経過再保険料乙	円	9	
153	再保険料計	円	9	
154	連合会交付金	円	9	
155	納入再保険料	円	9	
156	手持保険料	円	9	
157	責任準備金未経過月数	月	2	
158	未経過共済責任期間		2	
159	責任準備金連合会分	円	9	
160	責任準備金組合等分	円	9	
161	事務費賦課金合計	円	7	
162	事務費賦課金連合会分	円	7	
163	事務費賦課金組合等分	円	7	
164	分納区分		1	コード番号一覧参照
165	基準共済掛金率	%	5, 3	
166	組合員等割事務費賦課金	円	4	
167	回作番号1		1	
168	作物コード1		3	コード番号一覧参照
169	栽培面積1	m ²	7	

170	回作番号2		1	
171	作物コード2		3	コード番号一覧参照
172	栽培面積2	m ²	7	
173	回作番号3		1	
174	作物コード3		3	コード番号一覧参照
175	栽培面積3	m ²	7	
176	回作番号4		1	
177	作物コード4		3	コード番号一覧参照
178	栽培面積4	m ²	7	
179	回作番号5		1	
180	作物コード5		3	コード番号一覧参照
181	栽培面積5	m ²	7	
182	回作番号6		1	
183	作物コード6		3	コード番号一覧参照
184	栽培面積6	m ²	7	
185	回作番号7		1	
186	作物コード7		3	コード番号一覧参照
187	栽培面積7	m ²	7	
188	回作番号8		1	
189	作物コード8		3	コード番号一覧参照
190	栽培面積8	m ²	7	
191	回作番号9		1	
192	作物コード9		3	コード番号一覧参照
193	栽培面積9	m ²	7	
194	異動通知年月日	年月日	西暦	
195	異動年月日	年月日	西暦	
196	変更区分（被覆期間の変更）		1	コード番号一覧参照
197	変更区分（収入保険への移行）		1	コード番号一覧参照
198	変更区分（収入保険からの移行）		1	コード番号一覧参照
199	変更区分（その他）		1	コード番号一覧参照
200	処理年月日	年月日	西暦	
201	システム判別フラグ		1	

（２）組合等ごと、引受年月ごと、共済目的等による種別ごと、付保割合追加特約の加入ごと、小損害不填補ごと、料率地域区分ごと、保険割合ごと、施設区分ごと及び共済責任期間ごとの引受集計明細データ

番号	項 目 名	単位	桁数	備 考
1	連合会コード		2	
2	組合等コード		3	
3	集計地区		6	
4	引受年月	年月	西暦	
5	共済目的等による種別		2	コード番号一覧参照
6	撤去費用の加入		1	コード番号一覧参照
7	施設内農作物の加入		1	コード番号一覧参照
8	復旧費用の加入		1	コード番号一覧参照
9	付保割合追加特約の加入		2	コード番号一覧参照
10	小損害不填補		1	コード番号一覧参照
11	料率地域区分		2	コード番号一覧参照
12	危険段階地域区分		5	コード番号一覧参照
13	保険割合コード		1	コード番号一覧参照
14	施設区分		2	コード番号一覧参照
15	共済責任期間	月	2	
16	農 家 数		5	
17	棟 数		5	
18	棟数うち国庫負担対象外		5	
19	設置面積	m ²	9	
20	再建築価額計	円	13	
21	特定園芸施設価額	千円	10	
22	特定園芸施設復旧価額	千円	10	

23	撤去費用価額	千円	9	
24	特定園芸施設価額合計	千円	10	
25	附帯施設価額	千円	10	
26	附帯施設復旧価額	千円	10	
27	附帯施設共済価額総計	千円	10	
28	施設内農作物価額	千円	9	
29	共済価額（当初）	千円	10	
30	共済価額（変更後）	千円	10	
31	共済金額（当初）	千円	10	
32	共済金額（変更後）	千円	10	
33	特定園芸施設共済金額	千円	10	
34	特定園芸施設復旧共済金額	千円	10	
35	撤去費用共済金額	千円	9	
36	特定園芸施設共済金額合計	千円	10	
37	附帯施設共済金額	千円	10	
38	附帯施設復旧共済金額	千円	10	
39	附帯施設共済金額総計	千円	10	
40	付保特約の特定園芸施設共済金額	千円	10	
41	付保特約の特定園芸施設復旧共済金額	千円	10	
42	付保特約の撤去費用共済金額	千円	9	
43	付保特約の附帯施設共済金額	千円	10	
44	付保特約の附帯施設復旧共済金額	千円	10	
45	付保特約の共済金額総計	千円	10	
46	施設内農作物共済金額	千円	9	
47	保険金額	円	13	
48	当年度経過保険金額	円	13	
49	当年度未経過保険金額	円	13	
50	園芸施設通常責任保険金額	円	12	
51	当年度園芸施設通常責任保険金額	円	12	
52	次年度園芸施設通常責任保険金額	円	12	
53	共済掛金総額	円	11	
54	特定施設等共済掛金	円	11	
55	復旧費用共済掛金	円	10	
56	撤去費用共済掛金	円	10	
57	特定施設等共済掛金合計	円	11	
58	施設内農作物共済掛金	円	10	
59	付保特約の特定施設等共済掛金	円	10	
60	付保特約の復旧費用共済掛金	円	10	
61	付保特約の撤去費用共済掛金	円	10	
62	付保特約の共済掛金合計	円	10	
63	1万円特約の特定施設等共済掛金	円	10	
64	1万円特約の復旧費用共済掛金	円	10	
65	1万円特約の撤去費用共済掛金	円	10	
66	1万円特約の施設内農作物共済掛金	円	10	
67	1万円特約の付保特約に係る特定施設等共済掛金	円	10	
68	1万円特約の付保特約に係る復旧費用共済掛金	円	10	
69	1万円特約の付保特約に係る撤去費用共済掛金	円	10	
70	1万円特約の共済掛金合計	円	10	
71	国庫負担額	円	11	
72	施設等共済掛金国庫負担対象	円	11	
73	撤去費用共済掛金国庫負担対象	円	10	
74	施設等共済掛金国庫負担対象計	円	11	
75	内作共済掛金国庫負担対象	円	10	
76	保 険 料	円	11	
77	納入保険料	円	11	
78	納入保険料分納分	円	11	
79	再保険料	円	10	
80	再保険料甲	円	10	

81	当年度経過再保険料甲	円	10	
82	当年度未経過再保険料甲	円	10	
83	再保険料乙	円	10	
84	当年度経過再保険料乙	円	10	
85	当年度未経過再保険料乙	円	10	
86	連合会交付金納入再保険料	円	10	
87	手持保険料	円	11	
88	責任準備金連合会分	円	10	
89	責任準備金組合等分	円	10	
90	事務費賦課金連合会分	円	10	
91	事務費賦課金組合等分	円	10	
92	引受年度		4	
93	更新（作成）年月日	年月日	西暦	
94	処理年月日	年月日	西暦	
95	システム判別フラグ		1	

（３）組合等ごと、引受年月ごと、共済目的等による種別ごと、付保割合追加特約の加入ごと、小損害不填補ごと、料率地域区分ごと、保険割合ごと、施設区分ごと及び附帯施設種類ごとの引受附帯施設集計データ

番号	項 目 名	単位	桁数	備 考
1	連合会コード		2	
2	組合等コード		3	
3	集計地区		6	
4	引受年月	年月	西暦	
5	共済目的等による種別		2	コード番号一覧参照
6	撤去費用の加入		1	コード番号一覧参照
7	施設内農作物の加入		1	コード番号一覧参照
8	復旧費用の加入		1	コード番号一覧参照
9	付保割合追加特約の加入		2	コード番号一覧参照
10	小損害不填補		1	コード番号一覧参照
11	料率地域区分		2	コード番号一覧参照
12	危険段階地域区分		5	コード番号一覧参照
13	保険割合コード		1	コード番号一覧参照
14	施設区分		2	コード番号一覧参照
15	附帯施設種類コード		2	コード番号一覧参照
16	附帯施設種類枝番		1	コード番号一覧参照
17	組合員等数		5	
18	棟 数		6	
19	設置基数		5	
20	本体価額	円	13	
21	施工費等	円	13	
22	再取得価額	円	13	
23	附帯施設価額	千円	10	
24	附帯施設復旧価額	千円	10	
25	附帯施設共済価額総計	千円	10	
26	引受年度		4	
27	更新（作成）年月日	年月日	西暦	
28	処理年月日	年月日	西暦	
29	システム判別フラグ		1	

2 保険金請求書及び特定組合共済金支払見込報告書に添付する電子データ

(1) 損害評価書のデータその1

番号	項 目 名	単位	桁数	備 考
1	連合会コード		2	
2	組合等コード		3	
3	事故処理年度	年	4	
4	引受年度	年	4	
5	損害評価番号		5	
6	組合等名称		50	
7	組合員等コード		8	
8	組合員等住所		40	
9	組合員等氏名		60	
10	棟 番 号		3	
11	棟番号枝番		1	コード番号一覧参照
12	特定施設等評価年月日	年月日	西暦	
13	撤去費用確認年月日	年月日	西暦	
14	本体復旧費用確認年月日	年月日	西暦	
15	附帯復旧費用確認年月日	年月日	西暦	
16	内作評価年月日	年月日	西暦	
17	評価者コード1		3	コード番号一覧参照
18	評価者コード2		3	コード番号一覧参照
19	特定園芸施設所在地		40	
20	施設区分		2	コード番号一覧参照
21	共済目的等による種別		2	コード番号一覧参照
22	撤去費用の加入		1	コード番号一覧参照
23	施設内農作物の加入		1	コード番号一覧参照
24	復旧費用の加入		1	コード番号一覧参照
25	小損害不填補		1	コード番号一覧参照
26	型 式		2	コード番号一覧参照
27	耐候性ハウス区分		1	コード番号一覧参照
28	特殊施設区分		1	コード番号一覧参照
29	引受作物区分		2	コード番号一覧参照
30	設置面積	m ²	7	
31	スパン数		5	
32	連 棟 数		3	
33	共済責任期間	月	2	
34	被覆期間区分		1	コード番号一覧参照
35	事故発生年月日	年月日	西暦	
36	共済責任開始年月日	年月日	西暦	
37	共済責任終了年月日	年月日	西暦	
38	被覆期間開始日1	年月日	西暦	
39	被覆期間終了日1	年月日	西暦	
40	被覆期間開始日2	年月日	西暦	
41	被覆期間終了日2	年月日	西暦	
42	被覆期間開始日3	年月日	西暦	
43	被覆期間終了日3	年月日	西暦	
44	被覆期間開始日4	年月日	西暦	
45	被覆期間終了日4	年月日	西暦	
46	被覆期間開始日5	年月日	西暦	
47	被覆期間終了日5	年月日	西暦	
48	被覆期間開始日6	年月日	西暦	
49	被覆期間終了日6	年月日	西暦	
50	保険割合コード		2	コード番号一覧参照
51	共済事故の種類		2	コード番号一覧参照
52	病虫害又は詳細コード		3	コード番号一覧参照
53	事故詳細データ		28	

54	事故の原因経過		108	
55	損害防止処置状況		108	
56	特園評価対象フラグ		1	コード番号一覧参照
57	撤去費用評価対象フラグ		1	コード番号一覧参照
58	附帯評価対象フラグ		1	コード番号一覧参照
59	内作評価対象フラグ		1	コード番号一覧参照
60	構造部分別価額割合 1	%	3, 1	妻面 A 面又はブラ VII 周囲面
61	構造部分別取替割合 1	%	4, 1	妻面 A 面又はブラ VII 周囲面
62	構造部分別補修割合 1	%	4, 1	妻面 A 面又はブラ VII 周囲面
63	構造部分別損害程度割合 1	%	4, 1	妻面 A 面又はブラ VII 周囲面
64	構造部分別損害割合 1	%	4, 1	妻面 A 面又はブラ VII 周囲面
65	構造部分別価額割合 2	%	3, 1	妻面 B 面又はブラ VII 天井面
66	構造部分別取替割合 2	%	4, 1	妻面 B 面又はブラ VII 天井面
67	構造部分別補修割合 2	%	4, 1	妻面 B 面又はブラ VII 天井面
68	構造部分別損害程度割合 2	%	4, 1	妻面 B 面又はブラ VII 天井面
69	構造部分別損害割合 2	%	4, 1	妻面 B 面又はブラ VII 天井面
70	構造部分別価額割合 3	%	3, 1	側面 A 面又はブラ VII 基礎
71	構造部分別取替割合 3	%	4, 1	側面 A 面又はブラ VII 基礎
72	構造部分別補修割合 3	%	4, 1	側面 A 面又はブラ VII 基礎
73	構造部分別損害程度割合 3	%	4, 1	側面 A 面又はブラ VII 基礎
74	構造部分別損害割合 3	%	4, 1	側面 A 面又はブラ VII 基礎
75	構造部分別価額割合 4	%	3, 1	側面 B 面
76	構造部分別取替割合 4	%	4, 1	側面 B 面
77	構造部分別補修割合 4	%	4, 1	側面 B 面
78	構造部分別損害程度割合 4	%	4, 1	側面 B 面
79	構造部分別損害割合 4	%	4, 1	側面 B 面
80	構造部分別価額割合 5	%	3, 1	屋根 A 面
81	構造部分別取替割合 5	%	4, 1	屋根 A 面
82	構造部分別補修割合 5	%	4, 1	屋根 A 面
83	構造部分別損害程度割合 5	%	4, 1	屋根 A 面
84	構造部分別損害割合 5	%	4, 1	屋根 A 面
85	構造部分別価額割合 6	%	3, 1	屋根 B 面
86	構造部分別取替割合 6	%	4, 1	屋根 B 面
87	構造部分別補修割合 6	%	4, 1	屋根 B 面
88	構造部分別損害程度割合 6	%	4, 1	屋根 B 面
89	構造部分別損害割合 6	%	4, 1	屋根 B 面
90	構造部分別価額割合 7	%	3, 1	基礎
91	構造部分別取替割合 7	%	4, 1	基礎
92	構造部分別補修割合 7	%	4, 1	基礎
93	構造部分別損害程度割合 7	%	4, 1	基礎
94	構造部分別損害割合 7	%	4, 1	基礎
95	構造部分別価額割合 8	%	4, 1	計
96	本体損害割合	%	4, 1	
97	全損フラグ		1	コード番号一覧参照
98	ブラ被害面積割合妻面 A 1	%	4, 1	外張り
99	ブラ被害面積割合妻面 B 1	%	4, 1	外張り
100	ブラ被害面積割合側面 A 1	%	4, 1	外張り (ブラ VII の場合、周囲面)
101	ブラ被害面積割合側面 B 1	%	4, 1	外張り
102	ブラ被害面積割合屋根 A 1	%	4, 1	外張り (ブラ VII の場合、天井面)
103	ブラ被害面積割合屋根 B 1	%	4, 1	外張り
104	ブラ被害面積割合妻面 A 2	%	4, 1	内張り
105	ブラ被害面積割合妻面 B 2	%	4, 1	内張り
106	ブラ被害面積割合側面 A 2	%	4, 1	内張り (ブラ VII の場合、周囲面)
107	ブラ被害面積割合側面 B 2	%	4, 1	内張り
108	ブラ被害面積割合屋根 A 2	%	4, 1	内張り (ブラ VII の場合、天井面)
109	ブラ被害面積割合屋根 B 2	%	4, 1	内張り

110	ブラ面積構成割合妻面 A 1	%	4, 1	外張り
111	ブラ面積構成割合妻面 B 1	%	4, 1	外張り
112	ブラ面積構成割合側面 A 1	%	4, 1	外張り (ブラⅦの場合、周囲面)
113	ブラ面積構成割合側面 B 1	%	4, 1	外張り
114	ブラ面積構成割合屋根 A 1	%	4, 1	外張り (ブラⅦの場合、天井面)
115	ブラ面積構成割合屋根 B 1	%	4, 1	外張り
116	ブラ面積構成割合計 1	%	4, 1	外張り
117	ブラ面積構成割合妻面 A 2	%	4, 1	内張り
118	ブラ面積構成割合妻面 B 2	%	4, 1	内張り
119	ブラ面積構成割合側面 A 2	%	4, 1	内張り (ブラⅦの場合、周囲面)
120	ブラ面積構成割合側面 B 2	%	4, 1	内張り
121	ブラ面積構成割合屋根 A 2	%	4, 1	内張り (ブラⅦの場合、天井面)
122	ブラ面積構成割合屋根 B 2	%	4, 1	内張り
123	ブラ面積構成割合計 2	%	4, 1	内張り
124	ブラ面別損害割合妻面 A 1	%	4, 1	外張り
125	ブラ面別損害割合妻面 B 1	%	4, 1	外張り
126	ブラ面別損害割合側面 A 1	%	4, 1	外張り (ブラⅦの場合、周囲面)
127	ブラ面別損害割合側面 B 1	%	4, 1	外張り
128	ブラ面別損害割合屋根 A 1	%	4, 1	外張り (ブラⅦの場合、天井面)
129	ブラ面別損害割合屋根 B 1	%	4, 1	外張り
130	ブラ面別損害割合計 1	%	4, 1	外張り
131	ブラ面別損害割合妻面 A 2	%	4, 1	内張り
132	ブラ面別損害割合妻面 B 2	%	4, 1	内張り
133	ブラ面別損害割合側面 A 2	%	4, 1	内張り (ブラⅦの場合、周囲面)
134	ブラ面別損害割合側面 B 2	%	4, 1	内張り
135	ブラ面別損害割合屋根 A 2	%	4, 1	内張り (ブラⅦの場合、天井面)
136	ブラ面別損害割合屋根 B 2	%	4, 1	内張り
137	ブラ面別損害割合計 2	%	4, 1	内張り
138	本体価額	円	10	
139	本体損害部分スパン数		6	
140	一スパン当価額	円	6	
141	本体被害額	円	10	
142	被覆区分 1		1	コード番号一覧参照
143	被覆経過割合 1	%	3	
144	被覆価額 1	円	9	
145	自然消耗割合 1	%	4, 1	
146	被覆損害割合 1	%	4, 1	
147	被覆被害額 1	円	9	
148	被覆区分 2		1	コード番号一覧参照
149	被覆経過割合 2	%	3	
150	被覆価額 2	円	9	
151	自然消耗割合 2	%	4, 1	
152	被覆損害割合 2	%	4, 1	
153	被覆被害額 2	円	9	
154	被覆区分 3		1	コード番号一覧参照
155	被覆経過割合 3	%	3	
156	被覆価額 3	円	9	
157	自然消耗割合 3	%	4, 1	
158	被覆損害割合 3	%	4, 1	
159	被覆被害額 3	円	9	
160	被覆区分 4		1	コード番号一覧参照
161	被覆経過割合 4	%	3	
162	被覆価額 4	円	9	
163	自然消耗割合 4	%	4, 1	
164	被覆損害割合 4	%	4, 1	
165	被覆被害額 4	円	9	

166	被覆被害額計	円	9	
167	復旧作業の実施者		1	コード番号一覧参照
168	本体復旧費用実費	円	10	
169	本体復旧費用実費のうち労務費	円	10	
170	復旧面積	m ²	7	
171	本体復旧費用	円	10	
172	復旧業者名		36	
173	特園共済価額	円	10	
174	特園共済金額	円	10	
175	特園被害額自動計算フラグ		1	コード番号一覧参照
176	特園被害額	円	10	
177	特園残存物価額	円	10	
178	特園賠償金等	円	10	
179	特園損害額	円	10	
180	特園支払共済金相当額	円	10	
181	特園免責額	円	10	
182	被覆材免責額相当額	円	10	
183	特園支払共済金	円	10	
184	特園復旧共済価額	円	10	
185	特園復旧共済金額	円	10	
186	特園復旧被害額自動計算フラグ		1	コード番号一覧参照
187	特園復旧被害額	円	10	
188	特園復旧残存物価額	円	10	
189	特園復旧賠償金等	円	10	
190	特園復旧損害額	円	10	
191	特園復旧支払共済金相当額	円	10	
192	特園復旧免責額	円	10	
193	特園復旧支払共済金	円	10	
194	撤去費用共済価額	円	9	
195	撤去費用共済金額	円	9	
196	撤去費用額自動計算フラグ		1	コード番号一覧参照
197	撤去費用被害額	円	10	
198	撤去費用残存物価額	円	10	
199	撤去費用賠償金等	円	10	
200	撤去費用損害額	円	9	
201	撤去費用支払共済金相当額	円	9	
202	撤去費用免責額	円	9	
203	撤去費用支払共済金	円	9	
204	附帯共済価額	円	10	
205	附帯共済金額	円	10	
206	附帯被害額自動計算フラグ		1	コード番号一覧参照
207	附帯被害額	円	10	
208	附帯残存物価額	円	10	
209	附帯賠償金等	円	10	
210	附帯損害額	円	10	
211	附帯支払共済金相当額	円	10	
212	附帯免責額	円	10	
213	附帯支払共済金	円	10	
214	附帯復旧共済価額	円	10	
215	附帯復旧共済金額	円	10	
216	附帯復旧被害額自動計算フラグ		1	コード番号一覧参照
217	附帯復旧被害額	円	10	
218	附帯復旧残存物価額	円	10	
219	附帯復旧賠償金等	円	10	
220	附帯復旧損害額	円	10	
221	附帯復旧支払共済金相当額	円	10	

222	附帯復旧免責額	円	10	
223	附帯復旧支払共済金	円	10	
224	減額後内作価額	円	9	
225	内作共済価額	円	9	
226	内作共済金額	円	9	
227	内作被害額自動計算フラグ		1	コード番号一覧参照
228	内作被害額	円	9	
229	内作残存物価額	円	9	
230	内作賠償金等	円	9	
231	内作損害額	円	9	
232	内作支払共済金相当額	円	9	
233	内作免責額	円	9	
234	内作支払共済金	円	9	
235	付保特約の特園共済金額	円	10	
236	付保特約の特園支払共済金相当額	円	10	
237	付保特約の特園免責額	円	10	
238	付保特約の被覆材免責額相当額	円	10	
239	付保特約の特園支払共済金	円	10	
240	付保特約の特園復旧共済金額	円	10	
241	付保特約の特園復旧支払共済金相当額	円	10	
242	付保特約の特園復旧免責額	円	10	
243	付保特約の特園復旧支払共済金	円	10	
244	付保特約の撤去費用共済金額	円	9	
245	付保特約の撤去費用支払共済金相当額	円	9	
246	付保特約の撤去費用免責額	円	9	
247	付保特約の撤去費用支払共済金	円	9	
248	付保特約の附帯共済金額	円	10	
249	付保特約の附帯支払共済金相当額	円	10	
250	付保特約の附帯免責額	円	10	
251	付保特約の附帯支払共済金	円	10	
252	付保特約の附帯復旧共済金額	円	10	
253	付保特約の附帯復旧支払共済金相当額	円	10	
254	付保特約の附帯復旧免責額	円	10	
255	付保特約の附帯復旧支払共済金	円	10	
256	付保特約の共済金額	円	10	
257	付保特約の支払共済金相当額	円	10	
258	付保特約の免責額	円	10	
259	付保特約の支払共済金	円	10	
260	共済価額計	円	10	
261	共済金額計	円	10	
262	付保割合	%	3, 1	
263	付保割合追加特約の加入		2	コード番号一覧参照
264	被害額計	円	10	
265	残存物価額計	円	10	
266	賠償金等計	円	10	
267	損害額計	円	10	
268	支払共済金相当額計	円	10	
269	免責額計	円	10	
270	共済金支払見込額	円	10	
271	支払共済金計	円	10	
272	請求保険金	円	10	
273	園芸施設基準保険金額	円	10	
274	請求保険金の3割以下額	円	10	
275	請求保険金の3割超過額	円	10	
276	請求再保険金有無		1	コード番号一覧参照
277	請求再保険金	円	10	

278	共済金支払対象フラグ		1	コード番号一覧参照
279	共済事故病虫害の被害額	円	9	
280	備考欄		200	
281	データ区分		1	コード番号一覧参照
282	締処理フラグ		1	コード番号一覧参照
283	特定附帯内作保険金支払年月日	年月日	西暦	
284	撤去費用保険金支払年月日	年月日	西暦	
285	特園復旧保険金支払年月日	年月日	西暦	
286	附帯復旧保険金支払年月日	年月日	西暦	
287	撤去費用確認状況フラグ		1	
288	本体復旧費用確認状況フラグ		1	
289	附帯復旧費用確認状況フラグ		1	
290	処理年月日	年月日	西暦	
291	システム判別フラグ		1	

(2) 損害評価書のデータその2

番号	項 目 名	単位	桁数	備 考
1	連合会コード		2	
2	組合等コード		3	
3	事故処理年度	年	4	
4	引受年度	年	4	
5	損害評価番号		5	
6	事故詳細データ		28	日本語14文字
7	事故の原因経過		108	日本語54文字
8	損害防止処置状況		108	日本語54文字
9	備 考 欄		200	日本語100文字
10	処理年月日	年月日	西暦	

(3) 損害評価書のデータその3 (附帯施設内訳)

番号	項 目 名	単位	桁数	備 考
1	連合会コード		2	
2	組合等コード		3	
3	事故処理年度		4	
4	損害評価番号		5	
5	附帯施設種類コード		2	コード番号一覧参照
6	附帯施設種類枝番		1	コード番号一覧参照
7	登録番号		5	
8	附帯施設種類		52	日本語26文字
9	附帯施設詳細		44	日本語22文字
10	機 種 名		10	日本語5文字
11	附帯全分損フラグ		1	コード番号一覧参照
12	附帯修繕費	円	10	
13	修繕業者名		36	日本語18字
14	附帯価額	円	10	
15	時価現有率	%	3	
16	附帯被害額	円	10	
17	附帯復旧費用	円	10	
18	復旧業者名		36	
19	附帯復旧価額	円	10	
20	附帯復旧費用確認状況フラグ		1	
21	処理年月日	年月日	西暦	
22	システム判別フラグ		1	

(4) 損害評価書のデータその4 (施設内農作物内訳)

番号	項 目 名	単位	桁数	備 考
1	連合会コード		2	
2	組合等コード		3	
3	事故処理年度		4	
4	損害評価番号		5	
5	引受年度		4	
6	組合員等コード		8	
7	棟番号		3	
8	棟番号枝番		1	
9	作物コード1		3	コード番号一覧参照
10	生育ステージ区分1		1	コード番号一覧参照
11	回作数1		2	
12	回 数 1		2	
13	作物区分1		1	コード番号一覧参照
14	作物名称1		20	日本語10文字
15	栽培面積1	m ²	7	
16	栽培割合1	%	4,1	
17	評価基準日1	年月日	西暦	
18	活着日数1	日	3	
19	移植又は播種日1	年月日	西暦	
20	標準生育日数1	日	4	
21	生育経過日数1	日	4	
22	収穫開始日1	年月日	西暦	
23	標準収穫日数1	日	4	
24	既収穫日数1	日	4	
25	総鉢本数1		6	
26	出荷鉢本数1		6	
27	発病徴候日1	年月日	西暦	
28	損傷程度区分1		1	コード番号一覧参照
29	損害程度割合1	%	4,1	
30	被害鉢本数1		6	
31	作付面積1	m ²	7	
32	分割割合1	%	4,1	
33	調整割合1	%	3,1	
34	収穫区分係数1	%	2	
35	収穫前の損害割合1	%	4,1	
36	収穫後の損害割合1	%	4,1	
37	活着中の損害割合1	%	4,1	
38	内作損害割合自動計算フラグ1		1	コード番号一覧参照
39	損害割合1	%	4,1	
40	内作被害額1	円	9	
41	病虫害コード1		3	コード番号一覧参照
42	病虫害名称1		20	日本語10文字
43	損傷程度決定経緯1		52	日本語26文字
44	病害損傷程度区分1		1	コード番号一覧参照
45	病害損害程度割合1	%	4,1	
46	病害栽培面積1	m ²	7	
47	病害収穫前の損害割合1	%	4,1	
48	病害収穫後の損害割合1	%	4,1	
49	病害活着中の損害割合1	%	4,1	
50	病害損害割合自動計算フラグ1		1	コード番号一覧参照
51	病害損害割合1	%	4,1	
52	共済事故病虫害の被害額1	円	9	
53	作物コード2		3	コード番号一覧参照
54	生育ステージ区分2		1	コード番号一覧参照

55	回作数 2		2	
56	回 数 2		2	
57	作物区分 2		1	コード番号一覧参照
58	作物名称 2		20	日本語10文字
59	栽培面積 2	m ²	7	
60	栽培割合 2	%	4, 1	
61	評価基準日 2	年月日	西暦	
62	活着日数 2	日	3	
63	移植又は播種日 2	年月日	西暦	
64	標準生育日数 2	日	4	
65	生育経過日数 2	日	4	
66	収穫開始日 2	年月日	西暦	
67	標準収穫日数 2	日	4	
68	既収穫日数 2	日	4	
69	総鉢本数 2		6	
70	出荷鉢本数 2		6	
71	発病徴候日 2	年月日	西暦	
72	損傷程度区分 2		1	コード番号一覧参照
73	損害程度割合 2	%	4, 1	
74	被害鉢本数 2		6	
75	作付面積 2	m ²	7	
76	分割割合 2	%	4, 1	
77	調整割合 2	%	3, 1	
78	収穫区分係数 2	%	2	
79	収穫前の損害割合 2	%	4, 1	
80	収穫後の損害割合 2	%	4, 1	
81	活着中の損害割合 2	%	4, 1	
82	内作損害割合自動計算フラグ 2		1	コード番号一覧参照
83	損害割合 2	%	4, 1	
84	内作被害額 2	円	9	
85	病虫害コード 2		3	コード番号一覧参照
86	病虫害名称 2		20	日本語10文字
87	損傷程度決定経緯 2		52	日本語26文字
88	病害損傷程度区分 2		1	コード番号一覧参照
89	病害損害程度割合 2	%	4, 1	
90	病害栽培面積 2	m ²	7	
91	病害収穫前の損害割合 2	%	4, 1	
92	病害収穫後の損害割合 2	%	4, 1	
93	病害活着中の損害割合 2	%	4, 1	
94	病害損害割合自動計算フラグ 2		1	コード番号一覧参照
95	病害損害割合 2	%	4, 1	
96	共済事故病虫害の被害額 2	円	9	
97	作物コード 3		3	コード番号一覧参照
98	生育ステージ区分 3		1	コード番号一覧参照
99	回作数 3		2	
100	回 数 3		2	
101	作物区分 3		1	コード番号一覧参照
102	作物名称 3		20	日本語10文字
103	栽培面積 3	m ²	7	
104	栽培割合 3	%	4, 1	
105	評価基準日 3	年月日	西暦	
106	活着日数 3	日	3	
107	移植又は播種日 3	年月日	西暦	
108	標準生育日数 3	日	4	
109	生育経過日数 3	日	4	
110	収穫開始日 3	年月日	西暦	

111	標準収穫日数 3	日	4	
112	既収穫日数 3	日	4	
113	総鉢本数 3		6	
114	出荷鉢本数 3		6	
115	発病徴候日 3	年月日	西暦	
116	損傷程度区分 3		1	コード番号一覧参照
117	損害程度割合 3	%	4, 1	
118	被害鉢本数 3		6	
119	作付面積 3	m ²	7	
120	分割割合 3	%	4, 1	
121	調整割合 3	%	3, 1	
122	収穫区分係数 3	%	2	
123	収穫前の損害割合 3	%	4, 1	
124	収穫後の損害割合 3	%	4, 1	
125	活着中の損害割合 3	%	4, 1	
126	内作損害割合自動計算フラグ 3		1	コード番号一覧参照
127	損害割合 3	%	4, 1	
128	内作被害額 3	円	9	
129	病虫害コード 3		3	コード番号一覧参照
130	病虫害名称 3		20	日本語10文字
131	損傷程度決定経緯 3		52	日本語26文字
132	病害損傷程度区分 3		1	コード番号一覧参照
133	病害損害程度割合 3	%	4, 1	
134	病害栽培面積 3	m ²	7	
135	病害収穫前の損害割合 3	%	4, 1	
136	病害収穫後の損害割合 3	%	4, 1	
137	病害活着中の損害割合 3	%	4, 1	
138	病害損害割合自動計算フラグ 3		1	コード番号一覧参照
139	病害損害割合 3	%	4, 1	
140	共済事故病虫害の被害額 3	円	9	
141	作物コード 4		3	コード番号一覧参照
142	生育ステージ区分 4		1	コード番号一覧参照
143	回作数 4		2	
144	回 数 4		2	
145	作物区分 4		1	コード番号一覧参照
146	作物名称 4		20	日本語10文字
147	栽培面積 4	m ²	7	
148	栽培割合 4	%	4, 1	
149	評価基準日 4	年月日	西暦	
150	活着日数 4	日	3	
151	移植又は播種日 4	年月日	西暦	
152	標準生育日数 4	日	4	
153	生育経過日数 4	日	4	
154	収穫開始日 4	年月日	西暦	
155	標準収穫日数 4	日	4	
156	既収穫日数 4	日	4	
157	総鉢本数 4		6	
158	出荷鉢本数 4		6	
159	発病徴候日 4	年月日	西暦	
160	損傷程度区分 4		1	コード番号一覧参照
161	損害程度割合 4	%	4, 1	
162	被害鉢本数 4		6	
163	作付面積 4	m ²	7	
164	分割割合 4	%	4, 1	
165	調整割合 4	%	3, 1	
166	収穫区分係数 4	%	2	

167	収穫前の損害割合 4	%	4, 1	
168	収穫後の損害割合 4	%	4, 1	
169	活着中の損害割合 4	%	4, 1	
170	内作損害割合自動計算フラグ 4		1	コード番号一覧参照
171	損害割合 4	%	4, 1	
172	内作被害額 4	円	9	
173	病虫害コード 4		3	コード番号一覧参照
174	病虫害名称 4		20	日本語10文字
175	損傷程度決定経緯 4		52	日本語26文字
176	病害損傷程度区分 4		1	コード番号一覧参照
177	病害損害程度割合 4	%	4, 1	
178	病害栽培面積 4	m ²	7	
179	病害収穫前の損害割合 4	%	4, 1	
180	病害収穫後の損害割合 4	%	4, 1	
181	病害活着中の損害割合 4	%	4, 1	
182	病害損害割合自動計算フラグ 4		1	コード番号一覧参照
183	病害損害割合 4	%	4, 1	
184	共済事故病虫害の被害額 4	円	9	
185	処理年月日	年月日	西暦	
186	システム判別フラグ		1	

(5) 損害評価書のデータその5 (特定園芸施設撤去費用内訳)

番号	項 目 名	単位	桁数	備 考
1	連合会コード		2	
2	組合等コード		3	
3	事故処理年度		4	
4	損害評価書番号		5	
5	単位当たり撤去費用	円	4	
6	設置面積	m ²	7	
7	本体損害割合	%	4, 1	
8	撤去費用実費	円	7	
9	撤去業者名		36	日本語18字
10	撤去費用価額	円	9	
11	撤去費用被害額	円	10	
12	撤去費用残存物価額	円	10	
13	撤去費用賠償金等	円	10	
14	撤去費用損害額	円	7	
15	施設区分		2	
16	処理年月日	年月	西暦	
17	システム判別フラグ		1	

(6) 組合等ごと、共済目的等による種別ごと、共済事故発生年月日ごと、保険割合ごと、再保険金の有無ごと及び施設区分ごとの損害評価集計データ

番号	項 目 名	単 位	桁 数	備 考
1	連合会コード		2	
2	組合等コード		3	
3	組合等名称		50	日本語25文字
4	共済目的等による種別		2	コード番号一覧参照
5	撤去費用の加入		1	コード番号一覧参照
6	施設内農作物の加入		1	コード番号一覧参照
7	復旧費用の加入		1	コード番号一覧参照
8	事故処理年度		4	
9	事故年月	年月	西暦	
10	保険割合コード		2	コード番号一覧参照
11	再保険金の有無		1	コード番号一覧参照
12	施設区分		2	コード番号一覧参照

13	特園被害戸数	戸	5	
14	特園被害棟数	棟	6	
15	特園共済価額	千円	10	
16	特園共済金額	千円	10	
17	特園被害額	円	13	
18	特園残存物価額	円	13	
19	特園賠償金等	円	13	
20	特園免責額	円	13	
21	特園支払共済金	円	13	
22	特園復旧被害戸数	戸	5	
23	特園復旧被害棟数	棟	6	
24	特園復旧共済価額	千円	10	
25	特園復旧共済金額	千円	10	
26	特園復旧被害額	円	13	
27	特園復旧残存物価額	円	13	
28	特園復旧賠償金等	円	13	
29	特園復旧損害額	円	13	
30	特園復旧免責額	円	13	
31	特園復旧支払共済金	円	13	
32	撤去費用被害戸数	戸	5	
33	撤去費用被害棟数	棟	6	
34	撤去費用共済価額	千円	9	
35	撤去費用共済金額	千円	9	
36	撤去費用被害額	円	12	
37	撤去費用残存物価額	円	12	
38	撤去費用賠償金等	円	12	
39	撤去費用損害額	円	12	
40	撤去費用免責額	円	12	
41	撤去費用支払共済金	円	12	
42	附帯被害戸数	戸	5	
43	附帯被害棟数	棟	6	
44	附帯共済価額	千円	10	
45	附帯共済金額	千円	10	
46	附帯被害額	円	13	
47	附帯残存物価額	円	13	
48	附帯賠償金等	円	13	
49	附帯免責額	円	13	
50	附帯支払共済金	円	13	
51	附帯復旧被害戸数	戸	5	
52	附帯復旧被害棟数	棟	6	
53	附帯復旧共済価額	千円	10	
54	附帯復旧共済金額	千円	10	
55	附帯復旧被害額	円	13	
56	附帯復旧残存物価額	円	13	
57	附帯復旧賠償金等	円	13	
58	附帯復旧損害額	円	13	
59	附帯復旧免責額	円	13	
60	附帯復旧支払共済金	円	13	
61	内作被害戸数	戸	5	
62	内作被害棟数	棟	6	
63	内作共済価額	千円	9	
64	内作共済金額	千円	9	
65	内作被害額	円	12	
66	内作残存物価額	円	12	
67	内作賠償金等	円	12	
68	内作免責額	円	12	

69	内作支払共済金	円	12	
70	付保特約の特園被害戸数	戸	5	
71	付保特約の特園被害棟数	棟	6	
72	付保特約の特園共済金額	千円	10	
73	付保特約の特園免責額	円	13	
74	付保特約の特園支払共済金	円	13	
75	付保特約の特園復旧被害戸数	戸	5	
76	付保特約の特園復旧被害棟数	棟	6	
77	付保特約の特園復旧共済金額	千円	10	
78	付保特約の特園復旧免責額	円	13	
79	付保特約の特園復旧支払共済金	円	13	
80	付保特約の撤去費用被害戸数	戸	5	
81	付保特約の撤去費用被害棟数	棟	6	
82	付保特約の撤去費用共済金額	千円	9	
83	付保特約の撤去費用免責額	円	12	
84	付保特約の撤去費用支払共済金	円	12	
85	付保特約の附帯被害戸数	戸	5	
86	付保特約の附帯被害棟数	棟	6	
87	付保特約の附帯共済金額	千円	10	
88	付保特約の附帯免責額	円	13	
89	付保特約の附帯支払共済金	円	13	
90	付保特約の附帯復旧被害戸数	戸	5	
91	付保特約の附帯復旧被害棟数	棟	6	
92	付保特約の附帯復旧共済金額	千円	10	
93	付保特約の附帯復旧免責額	円	13	
94	付保特約の附帯復旧支払共済金	円	13	
95	付保特約の被害戸数	戸	5	
96	付保特約の被害棟数	棟	6	
97	付保特約の共済金額	千円	10	
98	付保特約の免責額	円	13	
99	付保特約の支払共済金	円	13	
100	被害戸数	戸	5	
101	被害棟数	棟	6	
102	共済価額計	千円	10	
103	共済金額計	千円	10	
104	被害額計	円	13	
105	残存物価額計	円	13	
106	賠償金等計	円	13	
107	免責額計	円	13	
108	支払共済金計	円	13	
109	請求保険金	円	13	
110	請求済保険金	円	13	
111	第 1 回請求保険金	円	13	
112	第 2 回請求保険金	円	13	
113	第 3 回請求保険金	円	13	
114	第 4 回請求保険金	円	13	
115	第 5 回請求保険金	円	13	
116	第 6 回請求保険金	円	13	
117	第 7 回請求保険金	円	13	
118	第 8 回請求保険金	円	13	
119	第 9 回請求保険金	円	13	
120	第 1 0 回請求保険金	円	13	
121	第 1 1 回請求保険金	円	13	
122	第 1 2 回請求保険金	円	13	
123	第 1 3 回請求保険金	円	13	
124	第 1 4 回請求保険金	円	13	

125	第 1 5 回請求保険金	円	13	
126	第 1 6 回請求保険金	円	13	
127	第 1 7 回請求保険金	円	13	
128	第 1 8 回請求保険金	円	13	
129	第 1 9 回請求保険金	円	13	
130	第 2 0 回請求保険金	円	13	
131	第 2 1 回請求保険金	円	13	
132	第 2 2 回請求保険金	円	13	
133	第 2 3 回請求保険金	円	13	
134	第 2 4 回請求保険金	円	13	
135	第 2 5 回請求保険金	円	13	
136	第 2 6 回請求保険金	円	13	
137	第 2 7 回請求保険金	円	13	
138	第 2 8 回請求保険金	円	13	
139	第 2 9 回請求保険金	円	13	
140	第 3 0 回請求保険金	円	13	
141	第 3 1 回請求保険金	円	13	
142	第 3 2 回請求保険金	円	13	
143	第 3 3 回請求保険金	円	13	
144	第 3 4 回請求保険金	円	13	
145	第 3 5 回請求保険金	円	13	
146	第 3 6 回請求保険金	円	13	
147	第 3 7 回請求保険金	円	13	
148	今回請求保険金	円	13	
149	請求保険金の 3 割以下額	円	13	
150	請求保険金の 3 割超過額	円	13	
151	請求再保険金	円	12	
152	請求済再保険金	円	12	
153	第 1 回請求再保険金	円	12	
154	第 2 回請求再保険金	円	12	
155	第 3 回請求再保険金	円	12	
156	第 4 回請求再保険金	円	12	
157	第 5 回請求再保険金	円	12	
158	第 6 回請求再保険金	円	12	
159	第 7 回請求再保険金	円	12	
160	第 8 回請求再保険金	円	12	
161	第 9 回請求再保険金	円	12	
162	第 1 0 回請求再保険金	円	12	
163	第 1 1 回請求再保険金	円	12	
164	第 1 2 回請求再保険金	円	12	
165	第 1 3 回請求再保険金	円	12	
166	第 1 4 回請求再保険金	円	12	
167	第 1 5 回請求再保険金	円	12	
168	第 1 6 回請求再保険金	円	12	
169	第 1 7 回請求再保険金	円	12	
170	第 1 8 回請求再保険金	円	12	
171	第 1 9 回請求再保険金	円	12	
172	第 2 0 回請求再保険金	円	12	
173	第 2 1 回請求再保険金	円	12	
174	第 2 2 回請求再保険金	円	12	
175	第 2 3 回請求再保険金	円	12	
176	第 2 4 回請求再保険金	円	12	
177	第 2 5 回請求再保険金	円	12	
178	第 2 6 回請求再保険金	円	12	
179	第 2 7 回請求再保険金	円	12	
180	第 2 8 回請求再保険金	円	12	

181	第 2 9 回請求再保険金	円	12	
182	第 3 0 回請求再保険金	円	12	
183	第 3 1 回請求再保険金	円	12	
184	第 3 2 回請求再保険金	円	12	
185	第 3 3 回請求再保険金	円	12	
186	第 3 4 回請求再保険金	円	12	
187	第 3 5 回請求再保険金	円	12	
188	第 3 6 回請求再保険金	円	12	
189	第 3 7 回請求再保険金	円	12	
190	今回請求再保険金	円	12	
191	第 1 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
192	第 2 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
193	第 3 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
194	第 4 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
195	第 5 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
196	第 6 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
197	第 7 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
198	第 8 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
199	第 9 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
200	第 1 0 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
201	第 1 1 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
202	第 1 2 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
203	第 1 3 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
204	第 1 4 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
205	第 1 5 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
206	第 1 6 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
207	第 1 7 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
208	第 1 8 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
209	第 1 9 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
210	第 2 0 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
211	第 2 1 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
212	第 2 2 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
213	第 2 3 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
214	第 2 4 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
215	第 2 5 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
216	第 2 6 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
217	第 2 7 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
218	第 2 8 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
219	第 2 9 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
220	第 3 0 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
221	第 3 1 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
222	第 3 2 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
223	第 3 3 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
224	第 3 4 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
225	第 3 5 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
226	第 3 6 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
227	第 3 7 回保険金請求年月日	年月日	西暦	
228	締処理フラグ		1	コード番号一覧参照
229	更新（作成）年月日			
230	処理年月日	年月日	西暦	
231	システム判別フラグ		1	

3 年間超過損害再保険金請求書及び特定組合年間超過損害保険金請求書に添付する電子データ

番号	項 目 名	単 位	桁 数	備 考
1	連合会コード		2	
2	事故処理年度		4	
3	前事業年度		4	
4	当該事業年度		4	
5	請求年月	年月日	西暦	
6	被害組合等数		3	
7	被害戸数	戸	7	
8	被害棟数	棟	7	
9	特園支払共済金計	円	13	
10	特園復旧支払共済金計	円	13	
11	撤去費用支払共済金計	円	12	
12	附帯支払共済金計	円	13	
13	附帯復旧支払共済金計	円	13	
14	内作支払共済金計	円	12	
15	付保特約の特園支払共済金計	円	13	
16	付保特約の特園復旧支払共済金計	円	13	
17	付保特約の撤去費用支払共済金計	円	12	
18	付保特約の附帯支払共済金計	円	13	
19	付保特約の附帯復旧支払共済金計	円	13	
20	付保特約の支払共済金計	円	13	
21	共済金計	円	13	
22	保険金計	円	13	
23	支払保険金の3割以下額計	円	13	
24	前年度引受経過保険金額計	円	13	
25	当年度引受経過保険金額計	円	13	
26	経過総保険金額	円	13	
27	前年度の園芸施設通常責任保険金額計	円	12	
28	当年度の園芸施設通常責任保険金額計	円	12	
29	園芸施設通常責任保険金額計	円	12	
30	年間超過再保険金	円	12	
31	請求済年間超過再保険金	円	12	
32	第1回請求年間超過再保険金	円	12	
33	第2回請求年間超過再保険金	円	12	
34	第3回請求年間超過再保険金	円	12	
35	第4回請求年間超過再保険金	円	12	
36	第5回請求年間超過再保険金	円	12	
37	第6回請求年間超過再保険金	円	12	
38	第7回請求年間超過再保険金	円	12	
39	第8回請求年間超過再保険金	円	12	
40	第9回請求年間超過再保険金	円	12	
41	第10回請求年間超過再保険金	円	12	
42	第11回請求年間超過再保険金	円	12	
43	第12回請求年間超過再保険金	円	12	
44	第13回請求年間超過再保険金	円	12	
45	今回請求年間超過再保険金	円	12	
46	第1回年間超過再保険金請求年月日	年月日	西暦	
47	第2回年間超過再保険金請求年月日	年月日	西暦	
48	第3回年間超過再保険金請求年月日	年月日	西暦	
49	第4回年間超過再保険金請求年月日	年月日	西暦	
50	第5回年間超過再保険金請求年月日	年月日	西暦	
51	第6回年間超過再保険金請求年月日	年月日	西暦	
52	第7回年間超過再保険金請求年月日	年月日	西暦	
53	第8回年間超過再保険金請求年月日	年月日	西暦	
54	第9回年間超過再保険金請求年月日	年月日	西暦	

55	第 1 0 回年間超過再保険金請求年月日	年月日	西暦	
56	第 1 1 回年間超過再保険金請求年月日	年月日	西暦	
57	第 1 2 回年間超過再保険金請求年月日	年月日	西暦	
58	第 1 3 回年間超過再保険金請求年月日	年月日	西暦	
59	更新（作成）年月日	年月日	西暦	
60	処理年月日	年月日	西暦	
61	システム判別フラグ		1	

(注意) 特定組合にあっては、この別表２中下表左欄に掲げる項目については、下表右欄に掲げる備考のとおり取り扱うものとする。

１ 引受通知書及び再保険引受通知書並びに特定組合引受通知書に添付する電子データ

(１) 引受１棟ごとのデータ

番号	項 目 名	備 考
1	連合会コード	県番号とする
27	保険割合コード	空欄とする
101	保険金額(当初)	空欄とする
102	保険金額(変更後)	空欄とする
103	当年度経過保険金額	当年度経過共済金額と読み替える
104	当年度未経過保険金額	当年度未経過共済金額と読み替える
105	当年度園芸施設通常責任保険金額	当年度園芸施設通常責任共済金額と読み替える
106	次年度園芸施設通常責任保険金額	次年度園芸施設通常責任共済金額と読み替える
144	保 険 料	空欄とする
145	納入保険料	空欄とする
146	分納分保険料	空欄とする
147	再保険料甲	保険料甲と読み替える
148	当年度経過再保険料甲	当年度経過保険料甲と読み替える
149	当年度未経過再保険料甲	当年度未経過保険料甲と読み替える
150	再保険料乙	保険料乙と読み替える
151	当年度経過再保険料乙	当年度経過保険料乙と読み替える
152	当年度未経過再保険料乙	当年度未経過保険料乙と読み替える
153	再保険料計	保険料計と読み替える
154	連合会交付金	連合会等交付金と読み替える
155	納入再保険料	納入保険料と読み替える
156	手持保険料	空欄とする
159	責任準備金連合会分	空欄とする
162	事務費賦課金連合会分	空欄とする

(２) 組合等ごと、引受年月ごと、共済目的等による種別ごと、料率地域区分ごと、保険割合ごと、施設区分ごと及び共済責任期間ごとの引受集計明細データ

番号	項 目 名	備 考
1	連合会コード	県番号とする
13	保険割合コード	空欄とする
47	保険金額	空欄とする
48	当年度経過保険金額	当年度経過共済金額と読み替える
49	当年度未経過保険金額	当年度未経過共済金額と読み替える
50	園芸施設通常責任保険金額	園芸施設通常責任共済金額と読み替える
51	当年度園芸施設通常責任保険金額	当年度園芸施設通常責任共済金額と読み替える
52	次年度園芸施設通常責任保険金額	次年度園芸施設通常責任共済金額と読み替える
76	保 険 料	空欄とする
77	納入保険料	空欄とする
78	納入保険料分納分	空欄とする
79	再保険料	保険料と読み替える
80	再保険料甲	保険料甲と読み替える
81	当年度経過再保険料甲	当年度経過保険料甲と読み替える
82	当年度未経過再保険料甲	当年度未経過保険料甲と読み替える
83	再保険料乙	保険料乙と読み替える
84	当年度経過再保険料乙	当年度経過保険料乙と読み替える
85	当年度未経過再保険料乙	当年度未経過保険料乙と読み替える
86	連合会交付金納入再保険料	連合会等交付金納入保険料と読み替える
87	手持保険料	空欄とする
88	責任準備金連合会分	空欄とする
90	事務費賦課金連合会分	空欄とする

(3) 組合等ごと、引受年月ごと、共済目的等による種別ごと、料率地域区分ごと、保険割合ごと、施設区分ごと及び附帯施設種類ごとの引受附帯施設集計データ

番号	項 目 名	備 考
1	連合会コード	県番号とする
13	保険割合コード	空欄とする

2 保険金請求書及び特定組合共済金支払見込報告書に添付する電子データ

(1) 損害評価書のデータその1

番号	項 目 名	備 考
1	連合会コード	県番号とする
50	保険割合コード	空欄とする
272	請求保険金	空欄とする
273	園芸施設基準保険金額	園芸施設基準共済金額と読み替える
274	請求保険金の3割以下額	共済金の3割以下額と読み替える
275	請求保険金の3割超過額	共済金の3割超過額と読み替える
276	請求再保険金有無	請求保険金有無と読み替える
277	請求再保険金	請求保険金と読み替える
283	特定附帯内作保険金支払年月日	空欄とする
284	撤去費用保険金支払年月日	空欄とする
285	特園復旧保険金支払年月日	空欄とする
286	附帯復旧保険金支払年月日	空欄とする

(2) 損害評価書のデータその2

番号	項 目 名	備 考
1	連合会コード	県番号とする

(3) 損害評価書のデータその3 (附帯施設内訳)

番号	項 目 名	備 考
1	連合会コード	県番号とする

(4) 損害評価書のデータその4 (施設内農作物内訳)

番号	項 目 名	備 考
1	連合会コード	県番号とする

(5) 損害評価書のデータその5 (特定園芸施設撤去費用内訳)

番号	項 目 名	備 考
1	連合会コード	県番号とする

(6) 組合等ごと、共済目的等による種別ごと、共済事故発生年月ごと、保険割合ごと、再保険金の有無ごと及び施設区分ごとの損害評価集計データ

番号	項 目 名	備 考
1	連合会コード	県番号とする
10	保険割合コード	空欄とする
11	再保険金の有無	保険金の有無と読み替える
109	請求保険金	空欄とする
110	請求済保険金	空欄とする
148	今回請求保険金	空欄とする
149	請求保険金の3割以下額	共済金の3割以下額と読み替える
150	請求保険金の3割超過額	共済金の3割超過額と読み替える
151	請求再保険金	請求保険金と読み替える
152	請求済再保険金	請求済保険金と読み替える

3 年間超過損害再保険金請求書及び特定組合年間超過損害保険金請求書に添付する電子データ

番号	項 目 名	備 考
1	連合会コード	県番号とする
22	保険金計	空欄とする
23	支払保険金の3割以下額計	支払共済金の3割以下額計と読み替える
24	前年度引受経過保険金額計	前年度引受経過共済金額計と読み替える
25	当年度引受経過保険金額計	当年度引受経過共済金額計と読み替える
26	経過総保険金額	経過総共済金額と読み替える
29	園芸施設通常責任保険金額計	園芸施設通常責任共済金額計と読み替える
30	年間超過再保険金	年間超過保険金と読み替える

4 コード番号一覧

項 目 名	定 義	番 号
連合会コード	連合会ごとに定められた番号	1～47
組合等コード	組合等ごとに定められた番号	1～999
組合員等コード	組合等が定める組合員等番号	1～99999999
棟番号枝番	共済責任期間が12か月のもの	0
	共済責任期間の始期を統一するもの	9
	その他組合等が定めるもの	1～8
共済目的等による種別	内作無撤去費用無復旧費用無	0
	内作無撤去費用有復旧費用無	1
	内作有（事故除外しないもの）撤去費用無復旧費用無	2
	内作有（事故除外しないもの）撤去費用有復旧費用無	3
	内作有（事故除外方式）撤去費用無復旧費用無	4
	内作有（事故除外方式）撤去費用有復旧費用無	5
	内作無撤去費用無復旧費用有	6
	内作無撤去費用有復旧費用有	7
	内作有（事故除外しないもの）撤去費用無復旧費用有	8
	内作有（事故除外しないもの）撤去費用有復旧費用有	9
	内作有（事故除外方式）撤去費用無復旧費用有	10
	内作有（事故除外方式）撤去費用有復旧費用有	11
撤去費用の加入	非加入	0
	加 入	1
施設内農作物の加入	内作無	0
	内作有（事故除外しないもの）	1
	内作有（事故除外方式）	2
復旧費用の加入	非加入	0
	加 入	1
付保割合追加特約の加入	非加入	0
	加 入（選択割合10%）	10
	加 入（選択割合20%）	20
作物区分	作物区分1（葉菜類）	1
	作物区分2（果菜類）	2
	作物区分3（花き類）	3
	連合会又は特定組合が定める作物区分	4～99
施設区分	ガラス室Ⅰ類	10
	ガラス室Ⅱ類	20
	プラスチックハウスⅠ類	30
	プラスチックハウスⅡ類	40
	プラスチックハウスⅢ類	50
	プラスチックハウスⅣ類甲	61
	プラスチックハウスⅣ類乙	62
	プラスチックハウスⅤ類	70
	プラスチックハウスⅥ類	80
	プラスチックハウスⅦ類	90
型 式	ガラス室Ⅰ類	1～3
	ガラス室Ⅱ類	1～8
	プラスチックハウスⅠ類	1～2
	プラスチックハウスⅡ類	1～2
	プラスチックハウスⅢ類	1～2
	プラスチックハウスⅣ類甲	1～12
	プラスチックハウスⅣ類乙	1～12
	プラスチックハウスⅤ類	1～5
	プラスチックハウスⅥ類	1～36
	プラスチックハウスⅦ類	1

項 目 名	定 義	番 号
耐候性ハウス区分	該当しない	0
	該当する	1
料率地域区分	農林水産大臣が定める料率の地域区分（補強園芸施設無・集団加入無）	0～19
	農林水産大臣が定める料率の地域区分（補強園芸施設有・集団加入無）	20～39
	農林水産大臣が定める料率の地域区分（補強園芸施設無・集団加入有）	40～59
	農林水産大臣が定める料率の地域区分（補強園芸施設有・集団加入有）	60～79
危険段階地域区分	組合等が定める危険段階地域区分	0～99
危険段階区分	組合等が定める危険段階区分	0～9999
特殊施設区分	標準価額を適用するハウス	0
	二重被覆のハウス	1
	標準価額を適用しないハウス	2
	変形ハウス	3
	コンビハウス	4
所有管理区分	所 有	1
	管 理	2
自動継続特約区分	無	0
	有	1
保険割合コード	保険割合 9 割	1
	保険割合 8 割	2
附帯施設の加入	非加入	0
	加 入	1
施設内農作物の加入 （加入申込用）	非加入	0
	加 入	1
小損害不填補区分	3 万円（又は共済価額の20分の1）	0
	10万円	1
	20万円	2
	50万円	3
	100万円	4
	1 万円特約	5
保留区分	加 入	0
	保 留	1
骨格材	木 竹	1
	パイプ	2
	鋼 材	3
	アルミ	4
	その他	5
更新の有無	更新無	0
	更新有	1
被覆期間区分	未被覆期間	0
	被覆期間	1
被覆区分	外張り	1
	内張り	2
	妻 面	3
	側 面・周囲面	4
	屋根面・天井面	5

項 目 名	定 義			番 号
	種 類	規格(mm)	m ² 単価	
被覆材種類	農業用エチレン酢酸 ビニールフィルム (農サクビ)	0.1	136	1111
		0.075	120	1112
		0.05	104	1113
	一般農業用ポリ塩化 ビニールフィルム (一般農ビ)	0.15	288	2111
			373	2112
			608	2113
		0.13	259	2181
			344	2182
			579	2183
		0.1	224	2121
			309	2122
			544	2123
		0.075	197	2131
			282	2132
			517	2133
		0.05	142	2141
			227	2142
			462	2143
	一般軟質 フィルム	0.15	355	2211
			440	2212
			675	2213
		0.13	318	2221
			403	2222
			638	2223
		0.1	243	2231
			328	2232
			563	2233
		0.075	210	2241
			295	2242
			530	2243
	一般農業用ポリオレフィン系 特殊フィルム (一般農PO)	0.15	267	2311
			352	2312
			587	2313
		0.13	241	2321
			326	2322
			561	2323
		0.1	202	2331
			287	2332
			522	2333
		0.075	190	2341
			275	2342
			510	2343
		0.05	142	2371
			227	2372
			462	2373

項 目 名	定 義			番 号		
被覆材種類	耐久性軟質フィルム	耐久性農業用ポリ塩化ビニールフィルム (耐久農ビ)	0.15	378	2511	
				463	2512	
				698	2513	
		耐久性農業用ポリオレフィン系 特殊フィルム 4年 (耐久農PO 4年)	0.15	380	2541	
					465	2542
					700	2543
			0.13	305	2611	
					390	2612
					625	2613
		耐久性農業用ポリオレフィン系 特殊フィルム 10年 (耐久農PO 10年)	0.15	675	2841	
					760	2842
					995	2843
		一般硬質フィルム				
			農業用ポリエステルフィルム	0.175	1,298	3111
				0.15	1,172	3113
	0.13			1,118	3114	
	0.1			1,059	3115	
	耐久性硬質フィルム	農業用フッソ樹脂フィルム(10年～25年)及び耐久性ポリエステル系特殊フィルム以外 6年	××××	×××	3512	
		耐久性ポリエステル系特殊フィルム	0.15	2,347	3651	
		農業用フッソ樹脂フィルム 10年	××××	×××	3612	
		農業用フッソ樹脂フィルム 20年	0.06	2,087	3712	
		農業用フッソ樹脂フィルム 22年	0.08	2,670	3812	
		農業用フッソ樹脂フィルム 25年	0.1～0.15	2,670	3912	
	一般合成樹脂板	ガラス繊維強化 ポリエステル板 (FRP)	小波0.6	2,055	4111	
					2,003	4112
			小波0.7	2,201	4121	
					2,149	4122
			小波0.8	2,347	4131	
					2,295	4132
			平板0.7	2,250	4211	
					2,198	4212
			平板1.0	2,963	4221	
					2,911	4222
		ガラス繊維強化 アクリル板 (FRA)	小波0.7	2,976	5111	
					2,924	5112
			小波0.8	3,222	5121	
					3,170	5122
			平板0.7	3,031	5211	
				2,979	5212	
	平板1.0		4,072	5221		
				4,020	5222	

項 目 名	定 義				番 号		
被覆材種類	種 類			規格(mm)	m ² 単価		
	耐久性合成樹脂板	アクリル板 (MMA)		大波1.7	4,385	6111	
					4,550	6112	
				中波1.3	3,771	6211	
					3,956	6212	
				小波1.0	3,191	6311	
					3,294	6312	
		ポリカーボネート板 (P C)		小波0.7	3,421	7111	
				平板0.7	3,051	7211	
				複層板3	3,421	7311	
				複層板4	4,305	7321	
				複層板6	5,715	7331	
	寒冷紗	白22%, 23%		210	8111		
				295	8112		
		白30%, 34%	274	8113			
			359	8114			
		黒55%, 58%	311	8115			
			396	8116			
	ネット	遮光・遮熱ネット		××××	×××	8511	
				××××	×××	8512	
				シルバーグレー 40～65%	588	8521	
				黒45～70%	557	8531	
		防虫ネット		0.3mm目	759	8541	
				0.4mm目 ～0.6mm目	665	8542	
				0.75mm目 ～1mm目	553	8543	
				4mm目	506	8544	
		多 目 的 ネ ット	一 般 多 目 的 ネ ット	ポリエチレンネット	2mm目	215	8621
					4mm目 ～6mm目	151	8622
					××××	×××	8611
					××××	×××	8612
					××××	×××	8613
			耐久性 多 目 的 ネ ット	ポリビニールアルコール（ビニロン）ネット	2mm目	181	8711
					耐侯安定剤・酸化防止剤入りポリエチレンネット	6mm目	151
		不織布			××××	×××	9111
		木			××××	×××	9511
		竹			××××	×××	9811
	コード表以外の被覆材種類				×××	××88	
	コード表以外の被覆材規格				×××	88××	
国庫負担対象区分	全額国庫負担対象					0	
	一部国庫負担対象					1	
	全額国庫負担対象外					2	
分納区分	一括払					0	
	分 納					1	
自動継続済フラグ	未継続					0	
	継続済					1	

項 目 名	定 義	番 号
全損フラグ	分損まで	0
	経済的全損	1
	全 損	2
引受評価書フラグ	出力しない	0
	出力する	1
附帯施設種類コード	温湿度調節装置	1
	かん水施設	2
	排水施設	3
	換気施設	4
	炭酸ガス発生装置	5
	照明施設	6
	しゃ光施設	7
	自動制御施設	8
	発電施設	9
	病虫害等防除施設	10
	肥料調製散布施設	11
	養液栽培施設	12
	運搬施設	13
	栽培棚	14
	支持物	15
附帯施設種類枝番	組合等が定める附帯施設種類の内訳	1～9
作物コード	組合等が定める施設内農作物の区分	1～999
評価者コード	組合等が定める評価者番号	1～999
	連合会が定める連合会の評価者番号	700～899
	特定組合が定める特定組合の評価者番号	1～899
	損害多数時（未提出）	900
	被害僅少時	901
	離島	902
共済事故の種類	風 害	1
	水 害	2
	風水害	3
	雪 害	4
	風雪害	5
	ひょう害	6
	凍霜・寒害	7
	その他気象上の原因	8
	火 災	9
	病虫害	10
	鳥獣害	11
	その他（1～11以外）	12
病虫害又は詳細コード	組合等が定める病虫害名又は共済事故の詳細	1～999
特園評価対象フラグ	特定園芸施設損害評価無	0
	特定園芸施設損害評価有	1
撤去費用評価対象フラグ	撤去費用損害評価無	0
	撤去費用損害評価有	1
附帯評価対象フラグ	附帯施設損害評価無	0
	附帯施設損害評価有	1
内作評価対象フラグ	施設内農作物損害評価無	0
	施設内農作物損害評価有	1

項 目 名	定 義	番 号
特園被害額自動計算フラグ	自動計算無	0
	自動計算有	1
復旧作業の実施者	施工業者	1
	施工業者以外に労務費を支払って依頼	2
	自力復旧	3
特園復旧被害額自動計算フラグ	自動計算無	0
	自動計算有	1
撤去費用額自動計算フラグ	自動計算無	0
	自動計算有	1
附帯被害額自動計算フラグ	自動計算無	0
	自動計算有	1
附帯復旧被害額自動計算フラグ	自動計算無	0
	自動計算有	1
内作被害額自動計算フラグ	自動計算無	0
	自動計算有	1
請求再保険金有無	再保険金請求無	0
	再保険金請求有	1
共済金支払対象フラグ	支払対象としない	0
	支払対象とする	1
データ区分	野帳入力	1
	プラⅡ入力	3
縮処理フラグ	保留	0
	確定	1
撤去費用確認状況フラグ	確認未了	0
	確認完了	1
	完了（全額支払）	2
	完了（支払対象外有）	3
本体復旧費用確認状況フラグ	確認未了	0
	確認完了	1
	完了（全額支払）	2
	完了（支払対象外有）	3
附帯復旧費用確認状況フラグ	確認未了	0
	確認完了	1
	完了（全額支払）	2
	完了（支払対象外有）	3
附帯全分損フラグ	分 損	0
	全 損	1
生育ステージ区分	組合等が定植の時期等により定める区分	1～9
損傷程度区分	施設内農作物の損傷程度20%未満	1
又は	施設内農作物の損傷程度40%未満～20%以上	2
病害損傷程度区分	施設内農作物の損傷程度60%未満～40%以上	3
	施設内農作物の損傷程度80%未満～60%以上	4
	施設内農作物の損傷程度80%以上	5
	施設内農作物の活着中の全損	6
内作損害割合自動計算フラグ	自動計算無	0
	自動計算有	1
病虫害コード	組合等が定める病虫害番号	1～999
病害損害割合自動計算フラグ	自動計算無	0
	自動計算有	1

項 目 名	定 義	番 号
変更コード（被覆期間の変更）	被覆期間の変更無	0
	被覆期間の変更有	1
変更コード（収入保険への移行）	収入保険への移行無	0
	収入保険への移行有	1
変更コード（収入保険からの移行）	収入保険からの移行無	0
	収入保険からの移行有	1
変更コード（その他）	変更無	0
	増改築等に伴う解除有	1
	被覆予定の被覆材の変更（共済責任期間開始の時に未被覆の特定園芸施設）	2
	その他	3